

地方自治情報管理概要

～電子自治体の推進状況(平成28年4月1日現在)～

平成29年3月

総務省 自治行政局 地域情報政策室

目 次

I	はじめに	
1	地方公共団体における行政情報化・IT戦略の経緯	1
2	近年の電子自治体推進の取組	3
3	本書の概要	4
II	調査結果	
	第1節 電子自治体の推進体制等	
1	電子自治体の推進体制	5
2	C I O（情報化統括責任者）の任命	6
3	C I O補佐官（ネットワーク管理者を含む）の任命	8
4	C I S O（最高情報セキュリティ責任者）の任命	9
5	電子自治体推進計画等の策定等	10
6	情報化についての職員の人材育成等	11
7	情報主管課の職員・要員数	11
	第2節 電子自治体の基盤の整備	
1	機器構成及び庁内LANの整備	12
	(1) 一人一台パソコンの整備状況	
	(2) 庁内LANの整備状況	
2	台帳の電子化	14
3	L G W A Nとの接続	15
	第3節 行政サービスの向上・高度化	
1	ホームページ等の状況	17
2	I C Tを活用した地域の課題解決への取組状況	18
3	「災害時の被災者情報管理」業務システムの整備状況	19
4	災害情報伝達手段の整備状況	20
5	行政手続のオンライン化の推進状況	21
	(1) 行政手続のオンライン化計画及びオンライン利用促進計画の策定状況	
	(2) 行政手続をオンライン化するための通則条例の制定	
	(3) e-文書条例の制定	
	(4) 行政手続をオンライン化するためのシステムの導入	
	(5) 行政手続の各種オンラインシステムにおけるA S P・Saa Sの利用	
	(6) オンライン利用実績	
	(7) オンライン利用の促進等に向けて講じた措置	
6	住民サービス向上への取組状況	27
7	地理情報システム（G I S）の整備	28
	(1) 統合型地理情報システム（統合型G I S）の整備	
	(2) 個別型地理情報システム（個別型G I S）の整備	
	(3) G I Sの整備方法及び活用状況	

第4節	業務・システムの効率化	
1	複数の地方公共団体による業務システムの共同化（共同利用）	32
	(1) 各種オンラインシステムの共同利用	
	(2) 自治体クラウドの導入のための協議会等への参加可否について	
	(3) クラウド技術及び外部のデータセンターを活用した情報システム（基幹系業務）の利用	
2	情報システムの最適化及びIT調達の適正化	37
3	地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠したシステム導入状況	39
4	中間標準レイアウトを活用したシステム整備	41
第5節	情報セキュリティ対策の実施状況	
1	組織体制・規程類の整備	44
2	情報資産の管理方法	45
3	情報セキュリティ対策の実施	45
	(1) 物理的セキュリティ対策の実施	
	(2) 人的セキュリティ対策の実施	
	(3) 技術的セキュリティ対策の実施	
4	情報セキュリティ対策の運用	47
5	情報セキュリティ対策の評価・見直し	48
6	情報システムに関する業務継続計画（ICT-BCP）の策定状況	49
Ⅲ	個人情報保護対策	
第1節	条例制定の状況	51
1	条例における主な規定内容	51
2	民間事業者に対する規定	69
第2節	目的外利用等	75
第3節	実施機関	76
第4節	個人情報の保護に関する体制整備等	77
1	管理体制の整備	77
2	職員に対する教育・研修の実施	77
3	監査・点検の実施	78
4	住民等への個人情報保護制度の周知	78
5	過剰反応への対応	79
凡例		80
参考	電子自治体に関する近年の主要な取組	83

I はじめに

1 地方公共団体における行政情報化・IT戦略の経緯

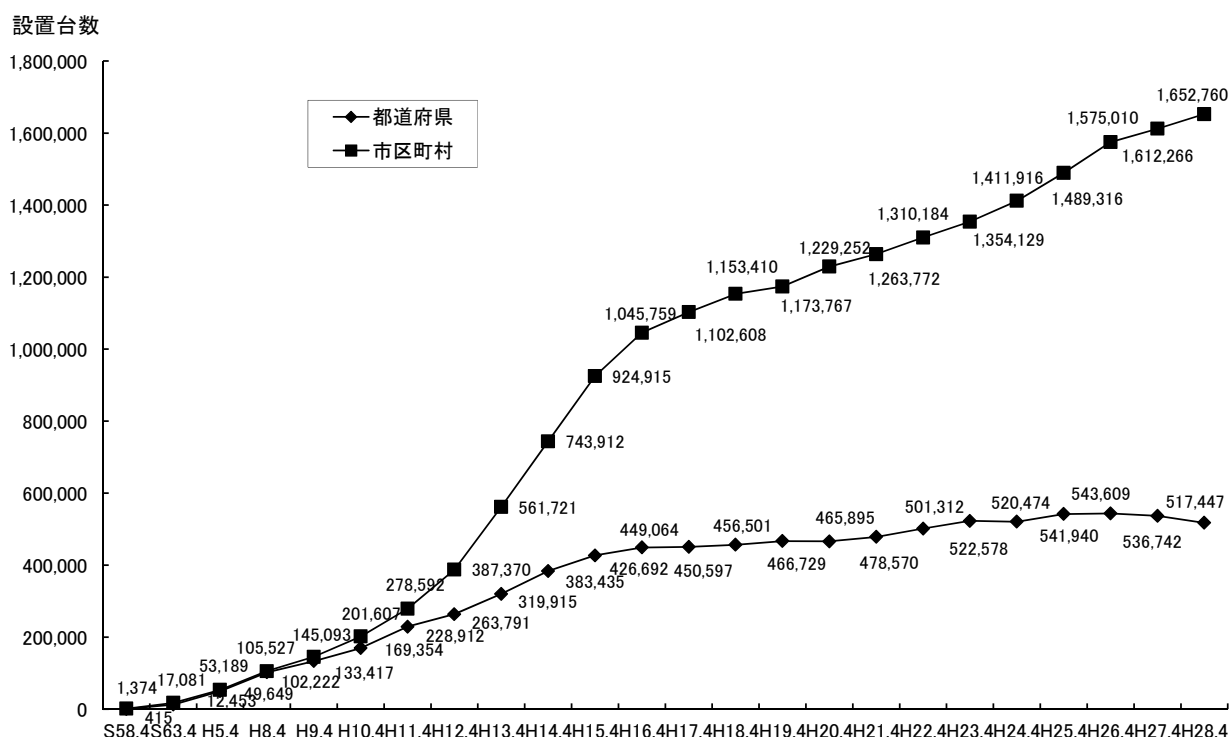
地方公共団体における情報通信技術を用いた行政情報化は、昭和35年に大阪市に電子計算機が導入されたことに始まる。電子計算機は、翌36年には京都市に導入され、都道府県では、昭和38年に東京都及び神奈川県に導入された。この背景には、日本経済の急激な成長に伴う行政需要の飛躍的な増大と大都市地域における新規職員の採用難等の事情があった。昭和30年代、行財政の効率的な運営のための取組が強化され、各地方公共団体は、窓口事務の一本化、事務処理に関する組織・機構等の改善を推進する一方、事務処理への機械導入による合理化を積極的に進めた。

昭和40年代に入ると、地方公共団体において電子計算機が積極的に活用されることとなり、大都市に限らず、全国的に利用・導入が進み、事務処理の迅速化、効率化に大きく貢献することとなった。また、税務事務における事務処理システムの開発や市町村における住民記録システムの実施、(財)地方自治情報センターの発足等、現在の地方行政の実務で用いられている各種の情報処理システムや仕組みの基本が構築された。

昭和50年代は、40年代末期におけるわが国経済の構造的変化から、国・地方を通じて財政悪化が深刻化したため、多くの地方公共団体では、事務処理の合理化から効率的な事務処理機器、特に電子計算機の導入利用が積極的に推し進められた。また、地方公共団体における情報処理機器の利用を処理業務の内容及びシステムの面からみると、汎用電子計算機においては、当初の各種統計、税務、給与等の大量・定型業務を中心とした集中処理から少量・多種・非定型業務へと適用範囲が拡大し、内部事務の効率化に留まらず、住民に対する行政サービスの向上に直接利用されるようになった。

昭和60年代から平成になり、庁内LAN等の情報通信ネットワークの整備が進むとともに、衛星通信、CATV、ICカード等の新しいメディア（ニューメディア, マルチメディア）を活用した地域情報化施策が進められるようになった。

パソコンの設置状況の変遷



21世紀になり、政府はIT戦略を策定し、官民の総力をあげてIT化を推進していくことになった。平成13年1月に、IT戦略本部は「我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となる」ことを目標とした「e-Japan戦略」を策定し、ブロードバンド等のIT基盤の整備などを推進した。このような中で、地方公共団体におけるパソコンの設置台数も急速に増加した。さらに、平成15年7月に、IT戦略本部は「e-Japan戦略Ⅱ」を策定し、医療、行政サービス等の7分野でITの利活用に向けた先導的な取組を推進した。電子政府・電子自治体は、いずれの戦略においても重点分野の一つとして位置付けられ、「e-Japan戦略」では平成15年度までに「電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現」することを、また、「e-Japan戦略Ⅱ」では「重複投資は徹底排除、行政の透明性を高め、民の参画を促進」することを目標としていた。

これらのIT戦略を受け、総務省においても、平成13年10月に「電子政府・電子自治体推進プログラム」を、平成15年8月に「電子自治体推進指針」を策定し、電子自治体の基盤整備、行政サービスの向上、行政の効率化、地域の課題解決、情報セキュリティの確保に向けた各種の施策を講じてきた。その結果、各団体におけるIT基盤であるホームページや庁内LAN、また、LGWANや住民基本台帳ネットワーク、公的個人認証などの全国的な電子自治体の基盤が整備されるとともに、CIOの任命や電子自治体推進計画等の策定などの庁内推進体制が強化されてきた。また、多くの団体で電子申請、電子入札などの行政サービスのオンライン化が実現し、共同アウトソーシングによる業務・システムの効率化に向けた取組も全国的に展開されてきた。

平成18年、IT戦略本部は、新たなIT国家戦略として「IT新改革戦略－いつでも、どこでも、だれでもITの恩恵を実感できる社会の実現－」を定め、電子行政については、「世界一便利で効率的な電子行政-オンライン申請率50%達成や小さくて効率的な政府の実現－」を図ることが目標とされた。総務省では、これらの戦略・計画を踏まえ、平成18年7月に「電子自治体オンライン利用促進指針」を、平成19年3月には「新電子自治体推進指針」を策定し、地方公共団体におけるオンライン利用促進の取組の推進に取り組んできた。また、平成20年8月にはICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）を策定するなど、情報セキュリティ対策の強化にも取り組んだ。

平成22年5月、IT戦略本部は「新たな情報通信技術戦略」を公表し、新たな国民主権の社会を確立するため重点戦略（3本柱）と目標を設定した。同戦略の中で「国民本位の電子行政の実現」が1つの柱とされ、その具体的取組として、自治体クラウドによる情報システムの統合・集約化が位置付けられた。自治体クラウドの導入は行政コストの大幅な圧縮、実質的な業務の標準化の進展等が図られるとともに、災害時の業務継続も図られることから、有効な取組である。総務省においては、地方公共団体がASP・SaaSを導入する際に留意すべき点等を取りまとめたガイドラインの公表（平成22年4月）や自治体クラウド開発実証事業（平成21年～22年）を実施した。

また、平成22年7月末には、自治体クラウドを総合的かつ迅速に展開するため、総務大臣を本部長とする「自治体クラウド推進本部」を設置し、自治体クラウドの全国展開に向けた具体的な検討を行った。その後、平成25年2月には地域の元気創造本部を発足させ、その中でクラウドを活用した官民通じた業務の効率化を目指している。

平成23年度からは、地方公共団体における円滑な自治体クラウド導入を支援するため、複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用に向けた取組に対して特別交付税措置を講じることとした。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災を受けて、平成24年1月から「災害に強い電子自治体に関する研究会」を開催し、大災害が発生した場合の地方公共団体の業務継続及び住民へのサービス提供の観点から検討を行い、平成25年5月に地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）初動版サンプルほかを公表した。

2 近年の電子自治体推進の取組

平成25年5月には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等が成立した。また、政府の新たなIT戦略として、平成25年6月に「世界最先端IT国家創造宣言」が閣議決定され、地方公共団体の具体的な取組みとして、自治体クラウドについて、今後4年間を集中取組期間と位置付け、番号制度の導入と併せて共通化・標準化を行いつつ、地方公共団体における取組を加速するとされ、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月閣議決定)においても、自治体クラウドの取組を加速させることとされた。

総務省では、これらの戦略等を受けて7年ぶりに電子自治体推進指針である「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」を策定した。これまでの指針がICTの進展や動向等について広く地方公共団体に情報提供することを目的の一つとしていたのに対し、「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」は、「世界最先端IT国家創造宣言」を踏まえた番号制度の導入に併せた自治体クラウド導入の加速を最優先課題と位置付け、行政情報システムの改革に関して地方公共団体に期待される具体的な取組みを提示することに重点を置いた。

10の指針策定後、平成26年6月24日に「経済財政運営と改革の基本方針2014」、「日本再興戦略」改訂2014、「世界最先端IT国家創造宣言」(改定)がそれぞれ閣議決定され、これらにおいても、地方公共団体におけるクラウド化の加速等に関し、クラウド化市区町村の倍増や、情報システムの運用コストの3割減を目指すことが盛り込まれるなど、電子自治体の推進は引き続き政府の重要施策の1つとして位置付けられている。

平成27年度に入ると、ITを活用した公共サービスの多様化や質の向上を、実感ある形で国民各層に届け、その利用の促進を図るとともに、新たな産業の創造等を通じた経済成長実現に向けた環境整備に資するため、国・地方を通じて、行政のIT化と業務改革の同時・一体的な取組を加速していくことが必要との認識から、eガバメント閣僚会議(平成26年6月24日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定。議長：内閣官房長官)の下に、ワーキンググループとして内閣情報通信政策監(政府CIO)を主査とする「国・地方IT化・BPR推進チーム」が設置された。その中で、自治体クラウドについては、主要検討課題の一つとして、これまでの取組に、政府CIOの知見を加えて更に加速することとされた。

平成28年6月2日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016」、「日本再興戦略2016」及び平成28年5月20日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」では、引き続き自治体クラウドの推進について盛り込まれたこと等を踏まえ、自治体クラウドの導入の取組を加速するため、総務省において、既に自治体クラウドを導入した56グループ(平成28年1月現在)の取組事例を深掘り・分析の上、整理・類型化するとともに、自治体クラウドの導入に当たっての各段階において留意すべき事項を取りまとめた「自治体クラウドの現状分析とその導入に当たっての手順とポイント」を策定した。また、行政改革推進会議においても「自治体クラウドの取組の加速に向けた調査研究等」が通告事項として取り上げられ、更に取組みを加速化する必要があるとされ、経済財政諮問会議において取りまとめられた「経済・財政再生計画 改革工程表2016改訂版」では、平成29年度に地方公共団体の情報システム運用コストの試算・公表を行うなどとされた。

また、サイバー攻撃が急速に複雑・巧妙化している中、情報セキュリティの強化は喫緊の課題である。特に、平成29年7月からは、マイナンバー制度の情報提供ネットワークシステムの稼働が予定されており、全国の自治体の情報システムが広く連携することとなるため、より一層のセキュリティの強化が必要である。総務省では、平成27年の日本年金機構における個人情報流出事案等を踏まえ、自治体の情報セキュリティに係る抜本的な対策を検討するために、専門家や実務家から構成される「自治体情報セキュリティ対策検討チーム」を設置し、「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に向けて」を取りまとめた。この報告を踏まえた情報セキュリティ対策を推進するため、総務大臣通知により要請するとともに、平成27年度補正予算に必要な経費を計上し、平成29年7月までには全ての自治体で情報セキュリティ対策の確保が図られる予定と

なっている。平成29年度地方財政計画においても、セキュリティ対策に係る所要の経費について地方交付税措置を講じることとしており、都道府県及び市区町村の情報セキュリティ対策の強化を推進しているところである。

3 本書の概要

このような背景の下、本書は、地方公共団体における行政情報化の推進状況について、都道府県47団体、市区町村1,741団体を対象に実施した調査の結果を平成28年4月1日現在の状況として取りまとめたものである。なお、当概要及びそれぞれの調査項目の個別データ（一部を除く。）については総務省のホームページに掲載しているので、適宜参考にされたい。

II 調査結果

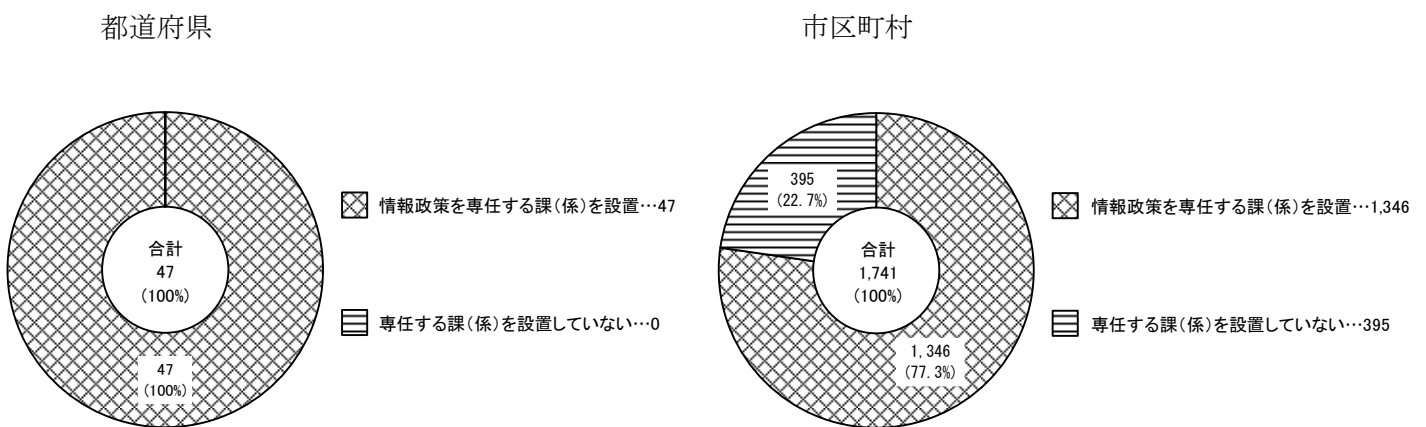
第1節 電子自治体の推進体制等

1 電子自治体の推進体制

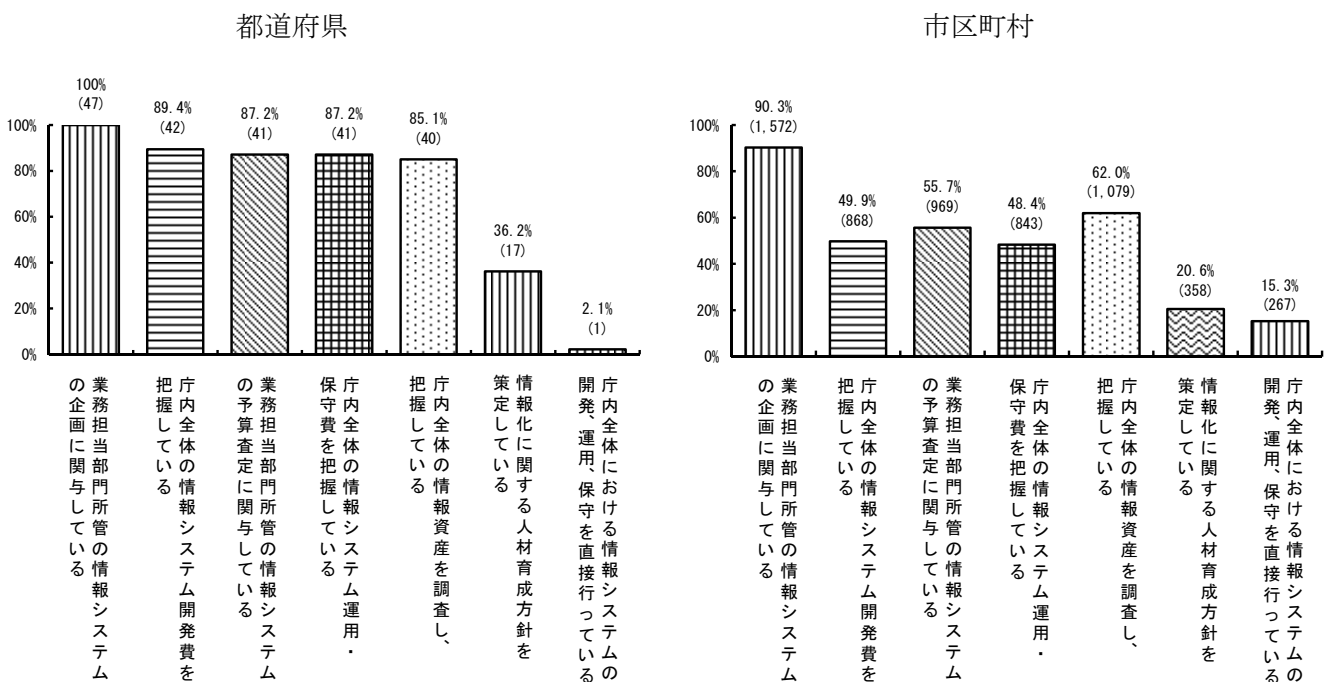
電子自治体の推進について、情報主管課（係）を設置しているのは、都道府県では全団体、市区町村では1,346団体（77.3%）であった（第1図）。

情報主管課（係）の役割として、「業務担当部門所管の情報システムの企画に関与している」ものが最も多く、都道府県では全団体、市区町村では1,572団体（90.3%）であった（第2図）。

第1図 電子自治体の推進体制



第2図 情報主管課（係）の役割（複数回答）

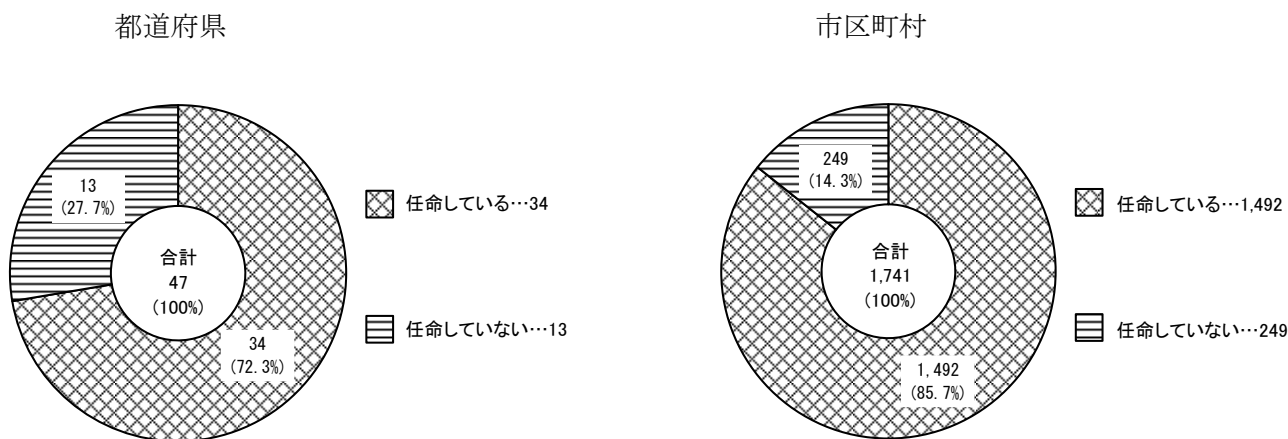


2 C I O（情報化統括責任者）の任命

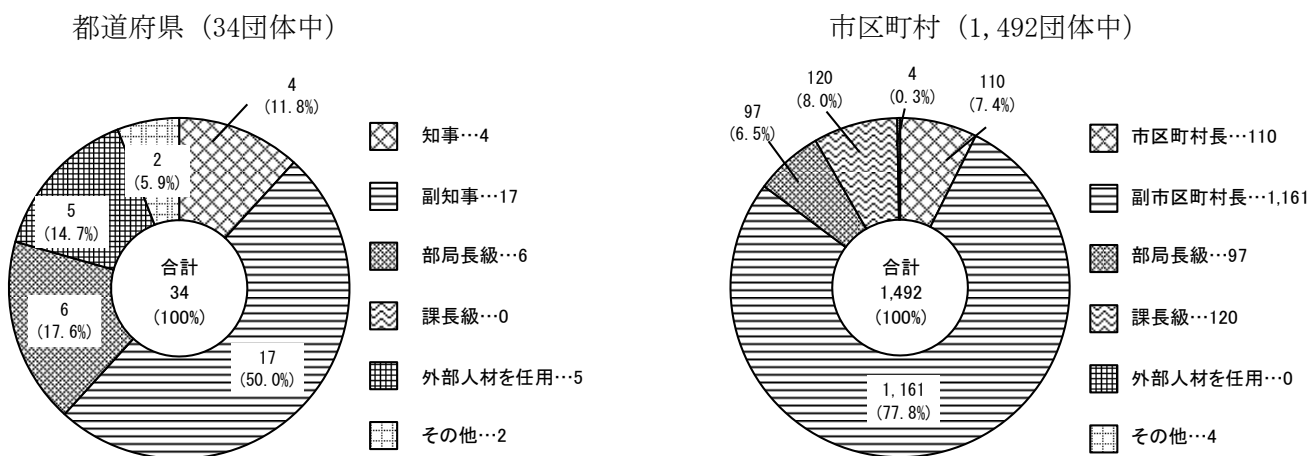
C I O（情報化統括責任者）については、都道府県では34団体（72.3%）、市区町村では1,492団体（85.7%）が任命している（第3図）。また、C I Oの役職は、都道府県では副知事が17団体（50.0%）と最も多く、市区町村においても副市区町村長が1,161団体（77.8%）と最も多かった（第4図）。

また、C I Oの役割については、「情報システム関係の企画に参与している」が都道府県では25団体（73.5%）と最も多く、市区町村では、「情報システム関係の予算編成に参与している」が889団体（59.6%）と最も多かったが、他の項目と大きな差はなかった（第5図）。

第3図 C I Oの任命の有無



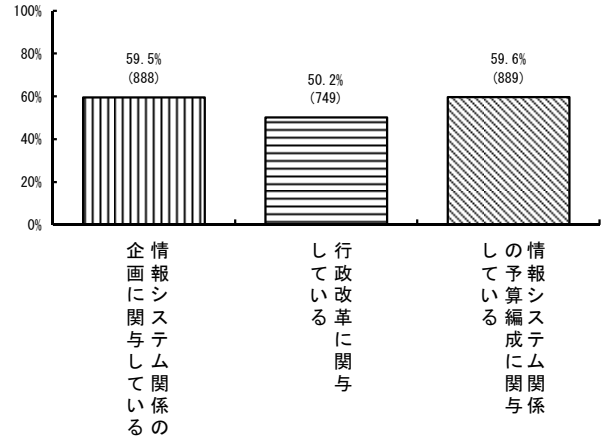
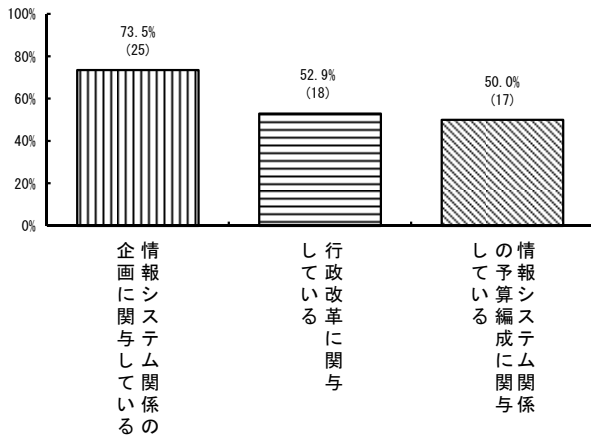
第4図 C I Oの役職



第5図 C I Oの役割等（複数回答）

都道府県（34団体中）

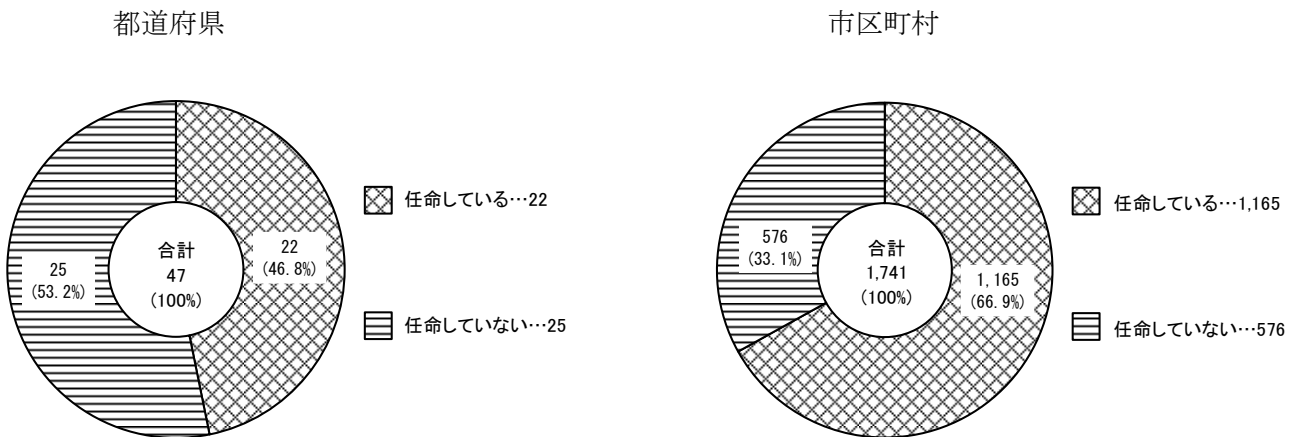
市区町村（1,492団体中）



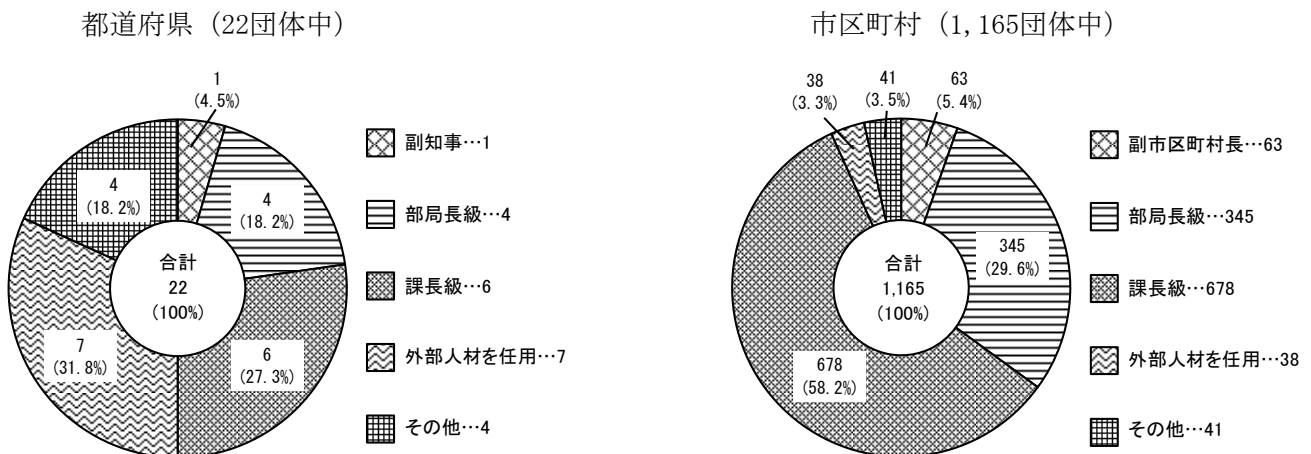
3 C I O補佐官（ネットワーク管理者を含む）の任命

C I O補佐官については、都道府県では22団体（46.8%）、市区町村では1,165団体（66.9%）が任命している（第6図）。また、C I O補佐官の役職については、都道府県では外部人材を活用している団体が7団体（31.8%）と最も多く、市区町村においては課長級が678団体（58.2%）と最も多かった（第7図）。

第6図 C I O補佐官の任命の有無



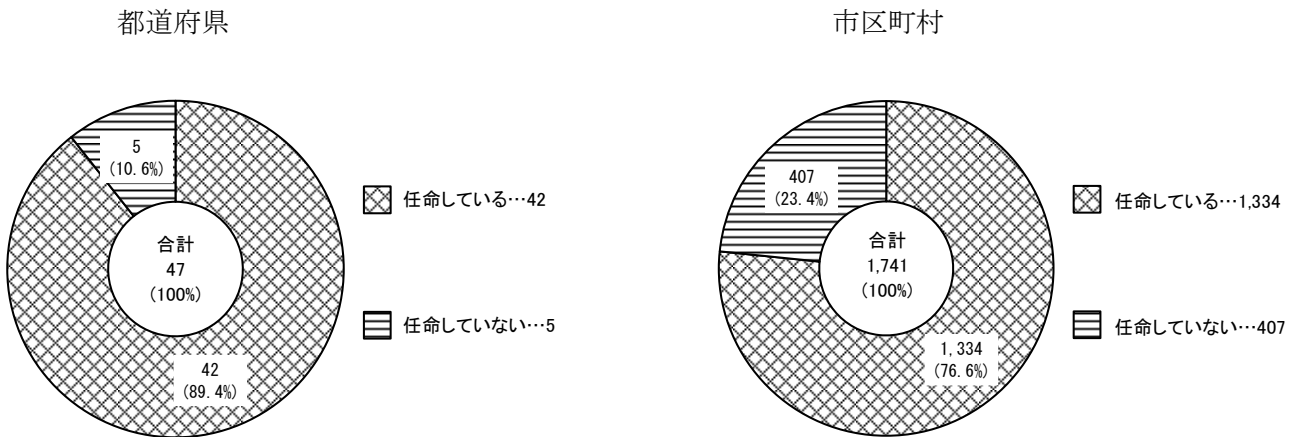
第7図 C I O補佐官の役職



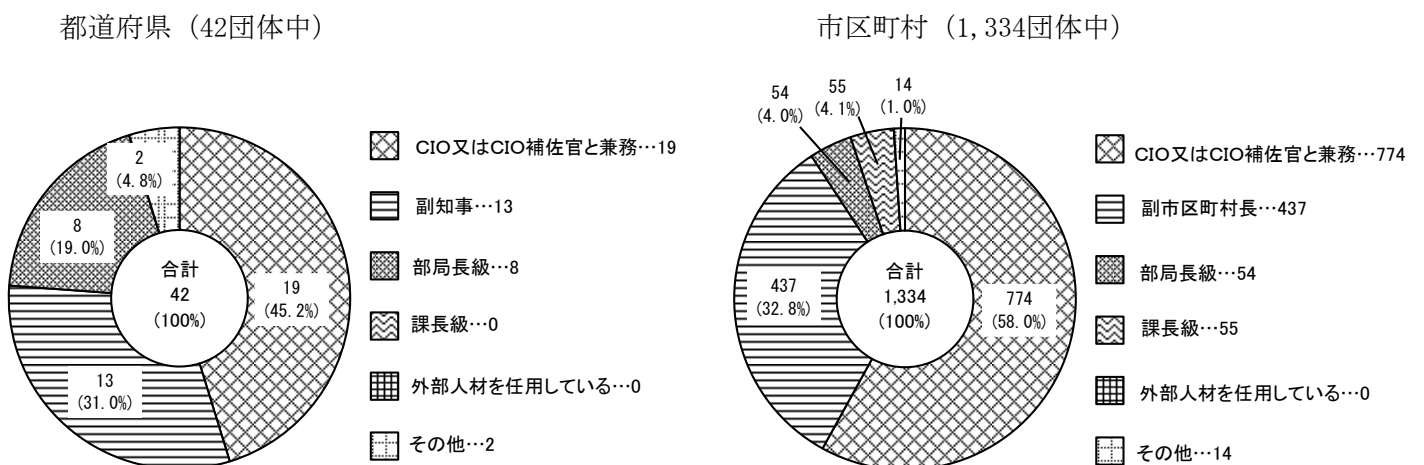
4 C I S O（最高情報セキュリティ責任者）の任命

C I S Oについては、都道府県では42団体（89.4%）、市区町村では1334団体（76.6%）が任命している（第8図）。また、C I S Oの役職については、都道府県ではC I O又はC I O補佐官と兼務が19団体（45.2%）と最も多く、市区町村においてもC I O又はC I O補佐官と兼務が774団体（58.0%）と最も多かった（第9図）。

第8図 C I S Oの任命の有無



第9図 C I S Oの役職

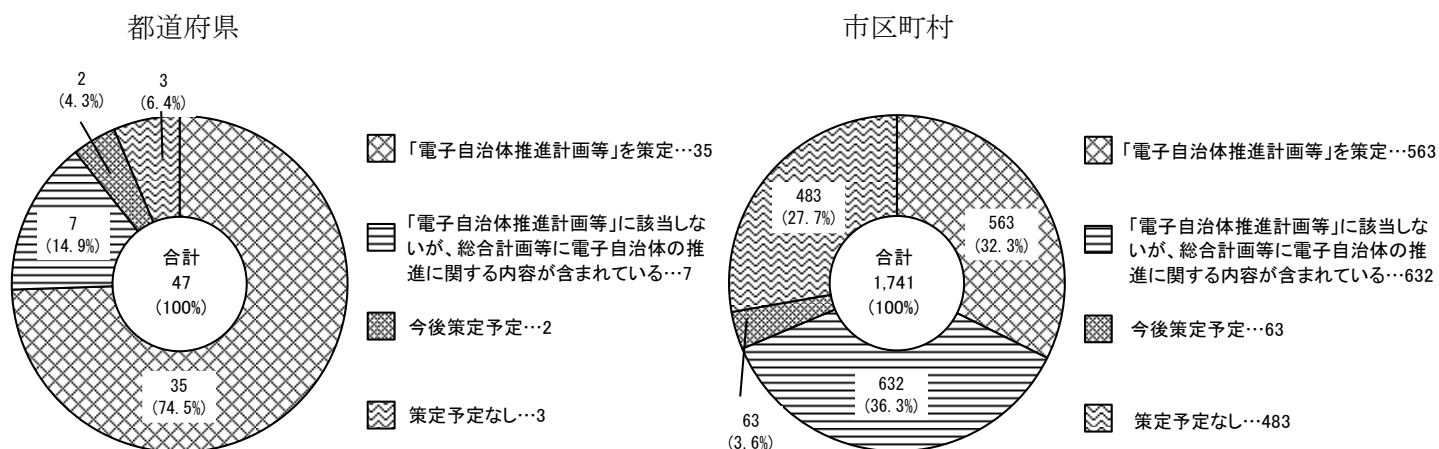


5 電子自治体推進計画等の策定等

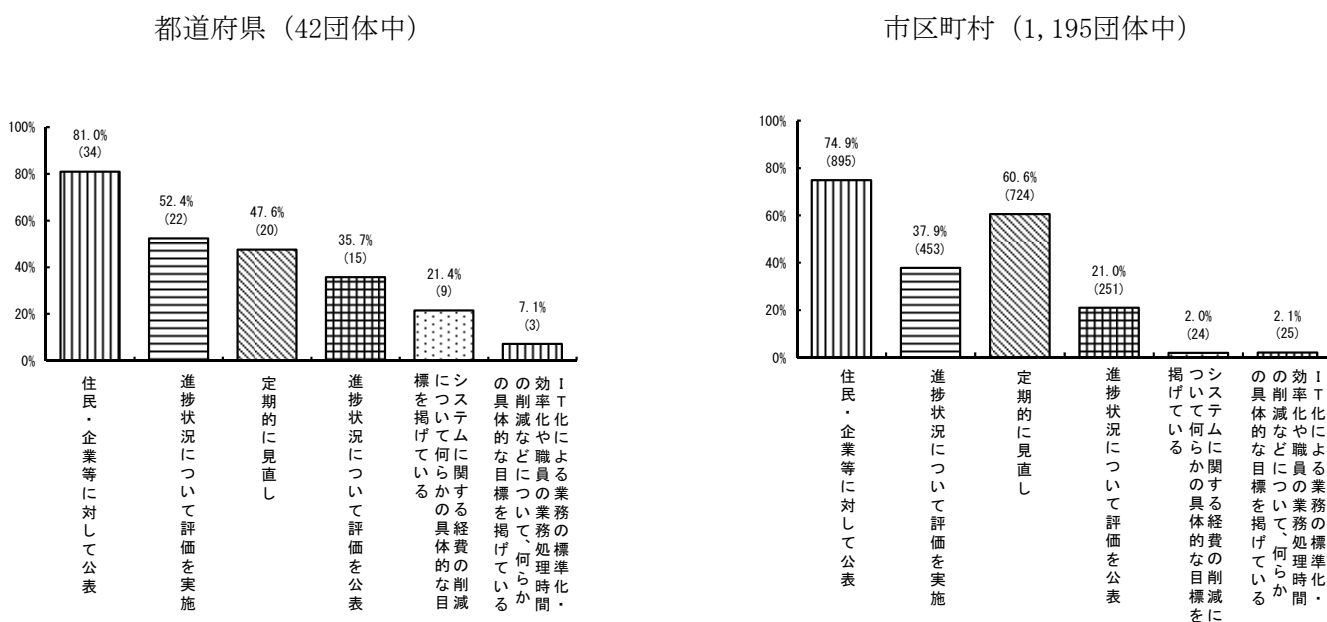
「電子自治体推進計画等を策定」または「総合計画等に電子自治体の推進の内容が含まれている」団体は、都道府県では42団体（89.4%）、市区町村では1,195団体（68.6%）であり、「今後策定予定」まで含めると、都道府県では44団体（93.6%）、市区町村では1,258団体（72.3%）である（第10図）。

また、「電子自治体推進計画等を住民・企業等に対して公表」している団体は、都道府県では34団体（81.0%）、市区町村では895団体（74.9%）であり、「電子自治体推進計画等の定期的な見直し」を行っている団体は、都道府県では20団体（47.6%）、市区町村では724団体（60.6%）であった（第11図）。

第10図 電子自治体推進計画等の策定等



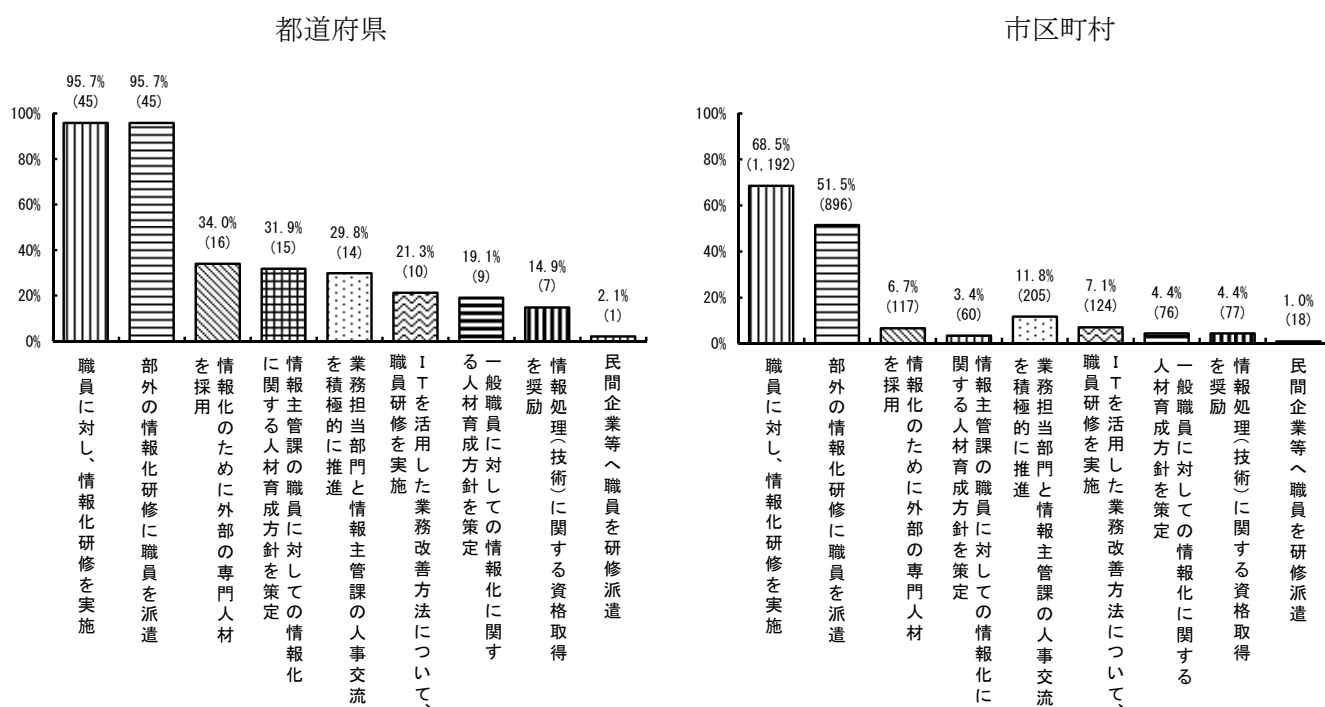
第11図 電子自治体推進計画等の策定等（複数回答）



6 情報化についての職員の人材育成等

「職員に対し、情報化研修を実施している」団体は、都道府県では45団体（95.7%）、市区町村では1,192団体（68.5%）であった。また、「部外の情報化研修に職員を派遣」している団体は、都道府県では45団体（95.7%）、市区町村では896団体（51.5%）であった。

第12図 情報化についての職員の人材育成等の実施状況（複数回答）



7 情報主管課の職員・要員数

情報主管課の職員数は、都道府県では1,264人、市区町村では10,000人であった。

また、外部委託等による要員人員のうち、常駐要員は都道府県では471人、市区町村では2,175人であった。

第1表 情報主管課の職員・要員数

	所属職員人数	外部委託等による要員人数	うち常駐要員	合計
都道府県	1,264	713	471	1,977
市区町村	10,000	4,473	2,175	14,473
総数	11,264	5,186	2,646	16,450

所属職員人数・・・各地方公共団体において採用された職員であり、情報主管課に所属する職員

外部委託等による要員人数・・・各地方公共団体において、外部委託等により業務を委託し、当該業務を処理するために民間企業等から派遣された者

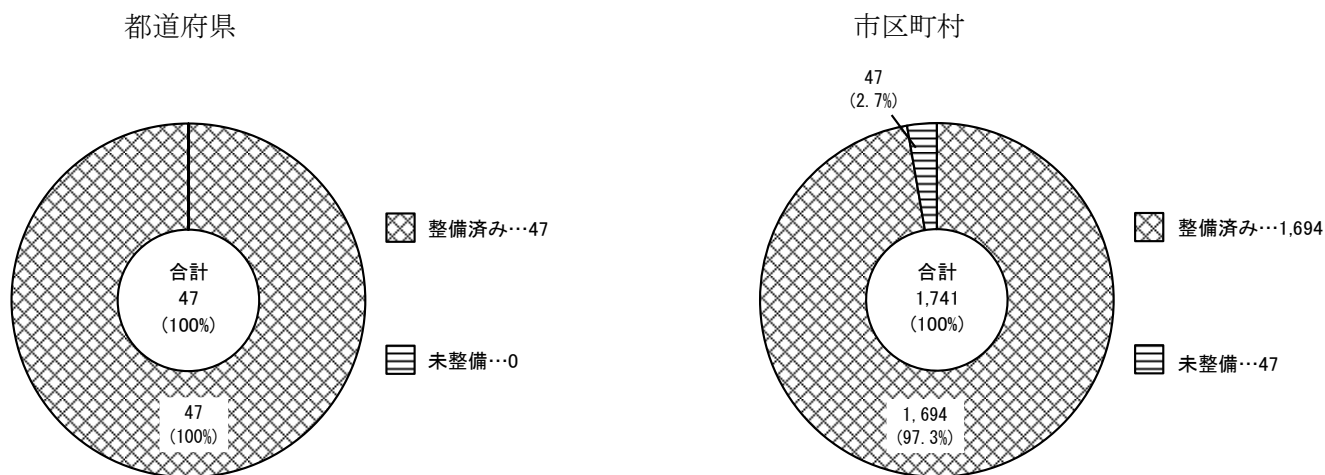
第2節 電子自治体の基盤の整備

1 機器構成及び市内LANの整備

知事・市長部局（本庁舎）において、一人一台パソコンが整備されている団体は、都道府県では全団体、市区町村では1,694団体（97.3%）であった。

(1) 一人一台パソコンの整備状況

第13図 一人一台パソコンの整備状況



(2) 庁内LANの整備状況

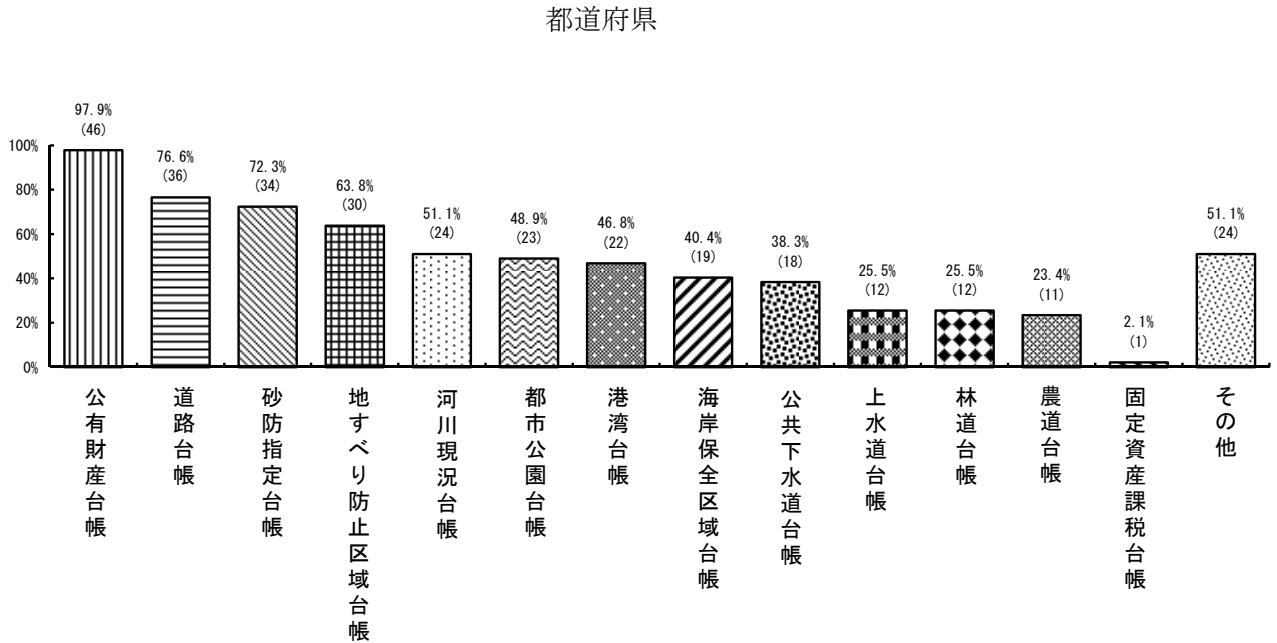
第2表 庁内LANの整備状況

項目	団体区分	都道府県		市区町村					合計							
		特別区	政令指定都市	市 (政令指定都市を除く)	町村	小計	特別区	政令指定都市	市 (政令指定都市を除く)	町村	小計	合計				
団体数		47		23	20	770	928	1,741	1,788							
運用団体数		47	100.0%	23	100.0%	20	100.0%	770	100.0%	926	99.8%	1,739	99.9%	1,786	99.9%	
外部接続	外部接続の有無	47	100.0%	23	100.0%	19	95.0%	766	99.5%	919	99.0%	1,727	99.2%	1,774	99.2%	
	外部接続先	インターネット	46	97.9%	23	100.0%	19	95.0%	748	97.1%	875	94.3%	1,665	95.6%	1,711	95.7%
		団体内公共施設	36	76.6%	19	82.6%	16	80.0%	706	91.7%	789	85.0%	1,530	87.9%	1,566	87.6%
		その他	8	17.0%	2	8.7%	4	20.0%	136	17.7%	163	17.6%	305	17.5%	313	17.5%
LANの機能	イントラネット	47	100.0%	22	95.7%	20	100.0%	762	99.0%	865	93.2%	1,669	95.9%	1,716	96.0%	
	電子メール	47	100.0%	23	100.0%	20	100.0%	770	100.0%	917	98.8%	1,730	99.4%	1,777	99.4%	
	電子掲示板	47	100.0%	23	100.0%	19	95.0%	752	97.7%	825	88.9%	1,619	93.0%	1,666	93.2%	
	スケジュール管理	45	95.7%	23	100.0%	19	95.0%	761	98.8%	864	93.1%	1,667	95.7%	1,712	95.7%	
	施設等管理	46	97.9%	21	91.3%	18	90.0%	682	88.6%	748	80.6%	1,469	84.4%	1,515	84.7%	
	文書管理	43	91.5%	20	87.0%	20	100.0%	491	63.8%	435	46.9%	966	55.5%	1,009	56.4%	
	電子会議	37	78.7%	8	34.8%	11	55.0%	293	38.1%	241	26.0%	553	31.8%	590	33.0%	
	電子決裁	40	85.1%	21	91.3%	20	100.0%	343	44.5%	155	16.7%	539	31.0%	579	32.4%	
	ファイルの共有	47	100.0%	23	100.0%	20	100.0%	770	100.0%	917	98.8%	1,730	99.4%	1,777	99.4%	
	プリンタの共有	47	100.0%	23	100.0%	20	100.0%	770	100.0%	924	99.6%	1,737	99.8%	1,784	99.8%	
	VoIP対応	13	27.7%	9	39.1%	5	25.0%	326	42.3%	216	23.3%	556	31.9%	569	31.8%	
	会議室予約	47	100.0%	23	100.0%	18	90.0%	762	99.0%	837	90.2%	1,640	94.2%	1,687	94.4%	
	GIS	33	70.2%	18	78.3%	19	95.0%	583	75.7%	435	46.9%	1,055	60.6%	1,088	60.9%	
	その他	6	12.8%	4	17.4%	5	25.0%	76	9.9%	47	5.1%	132	7.6%	138	7.7%	
運用管理状況	システム管理者	47	100.0%	23	100.0%	20	100.0%	749	97.3%	860	92.7%	1,652	94.9%	1,699	95.0%	
	ファイアーウォール	47	100.0%	23	100.0%	20	100.0%	765	99.4%	900	97.0%	1,708	98.1%	1,755	98.2%	
	運用管理規程	45	95.7%	23	100.0%	19	95.0%	647	84.0%	633	68.2%	1,322	75.9%	1,367	76.5%	
	障害時マニュアル	46	97.9%	23	100.0%	19	95.0%	511	66.4%	443	47.7%	996	57.2%	1,042	58.3%	
	利用者研修	46	97.9%	23	100.0%	19	95.0%	665	86.4%	595	64.1%	1,302	74.8%	1,348	75.4%	
	ウイルス対策	47	100.0%	23	100.0%	20	100.0%	770	100.0%	924	99.6%	1,737	99.8%	1,784	99.8%	
	運用管理体制	自己	0	0.0%	1	4.3%	0	0.0%	135	17.5%	194	20.9%	330	19.0%	330	18.5%
		委託	11	23.4%	1	4.3%	4	20.0%	45	5.8%	102	11.0%	152	8.7%	163	9.1%
併用		36	76.6%	21	91.3%	16	80.0%	590	76.6%	631	68.0%	1,258	72.3%	1,294	72.4%	
庁内LANの支所との接続	全ての支所と接続	43	91.5%	20	87.0%	19	95.0%	639	83.0%	464	50.0%	1,142	65.6%	1,185	66.3%	
	一部の支所のみ接続	4	8.5%	2	8.7%	1	5.0%	43	5.6%	89	9.6%	135	7.8%	139	7.8%	
	支所と接続していない	0	0.0%	1	4.3%	0	0.0%	1	0.1%	18	1.9%	20	1.1%	20	1.1%	
	支所がない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	87	11.3%	356	38.4%	443	25.4%	443	24.8%	

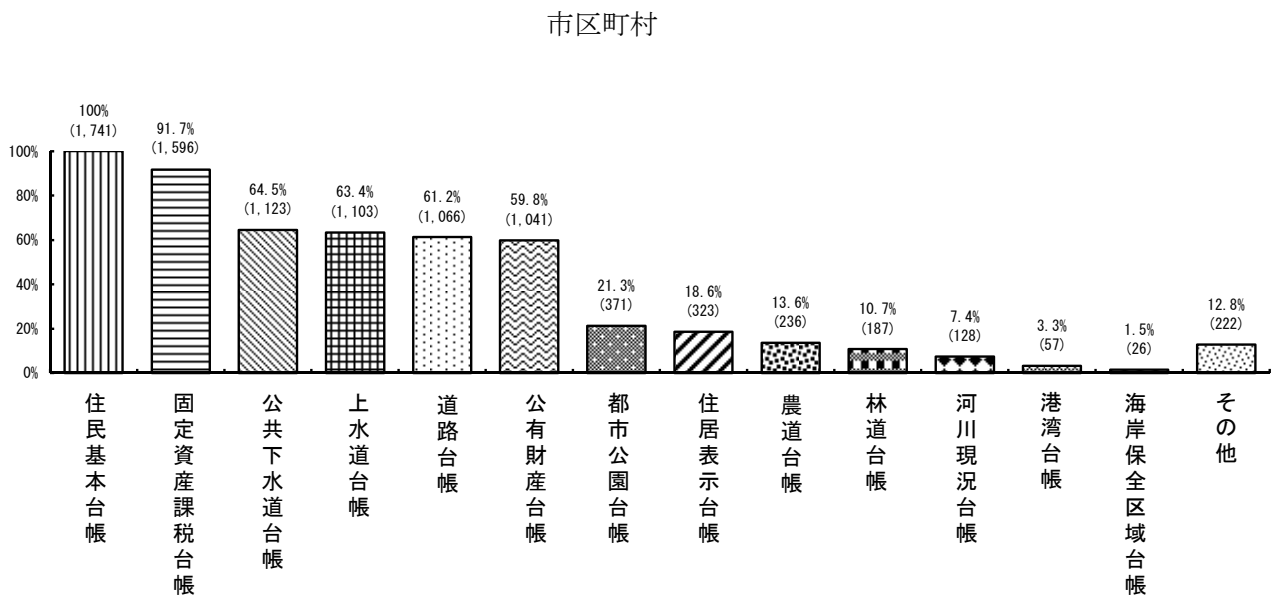
2 台帳の電子化

各種台帳の電子化については、都道府県では公有財産台帳が46団体（97.9%）、道路台帳が36団体（76.6%）で電子化されており、市区町村では住民基本台帳が1,741団体（100%）、固定資産課税台帳が1,596団体（91.7%）で電子化されている。

第14-1図 電子化されている台帳（複数回答）



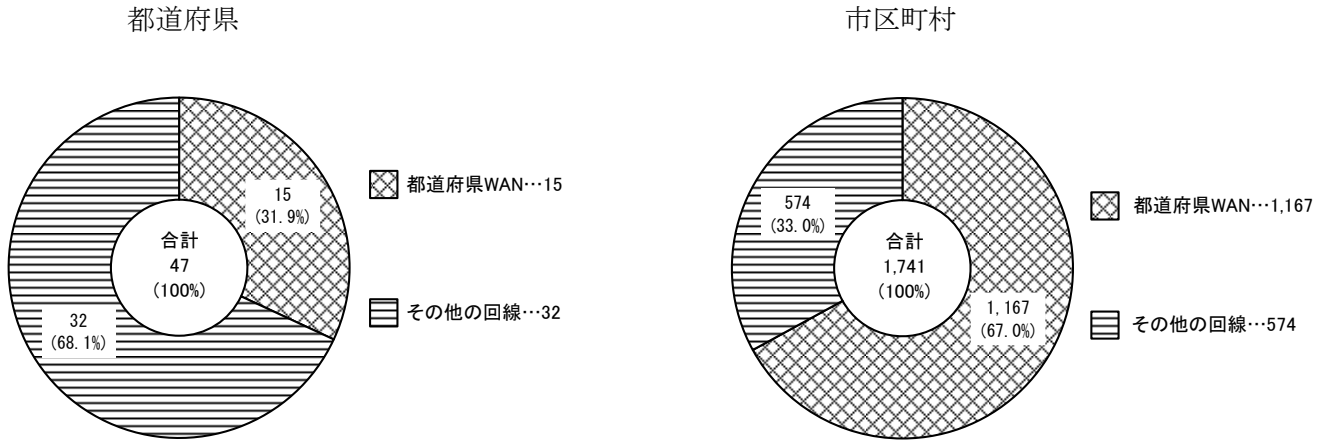
第14-2図 電子化されている台帳（複数回答）



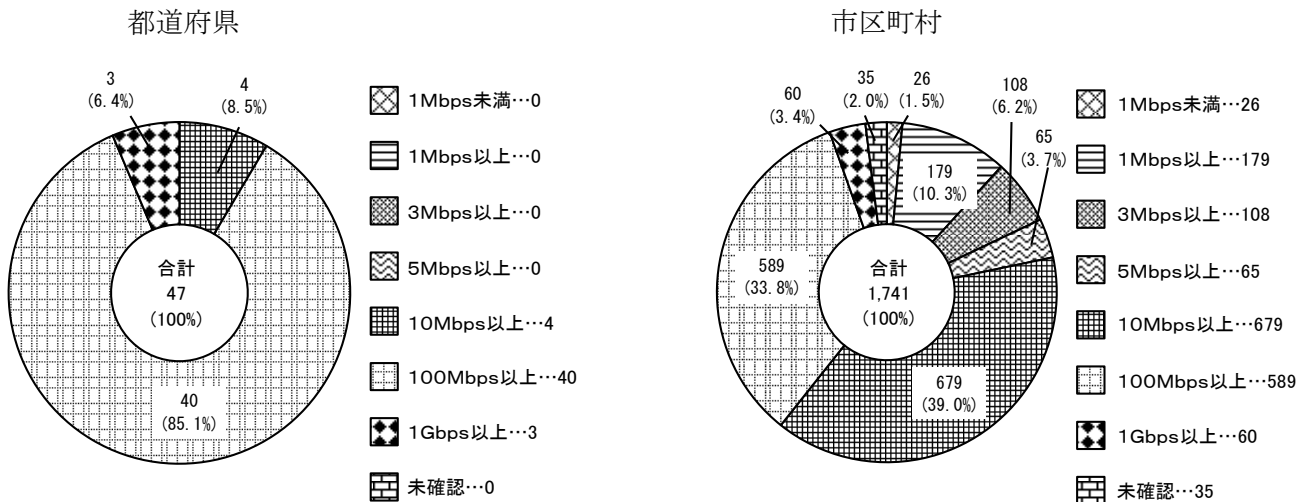
3 LGWANとの接続

LGWANとの接続については、今後のアクセス回線の増強の予定がある団体は都道府県では2団体(4.3%)、市区町村では251団体(14.4%)であった(第17図)。

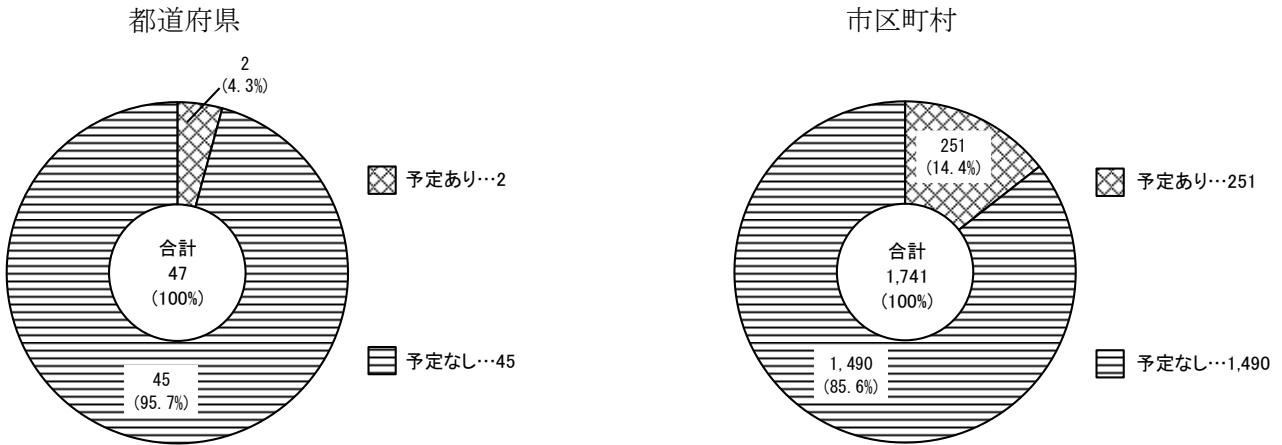
第15図 LGWANアクセス回線の種類



第16図 LGWANアクセス回線の回線速度



第17図 今後のL GWANアクセス回線の増強の予定

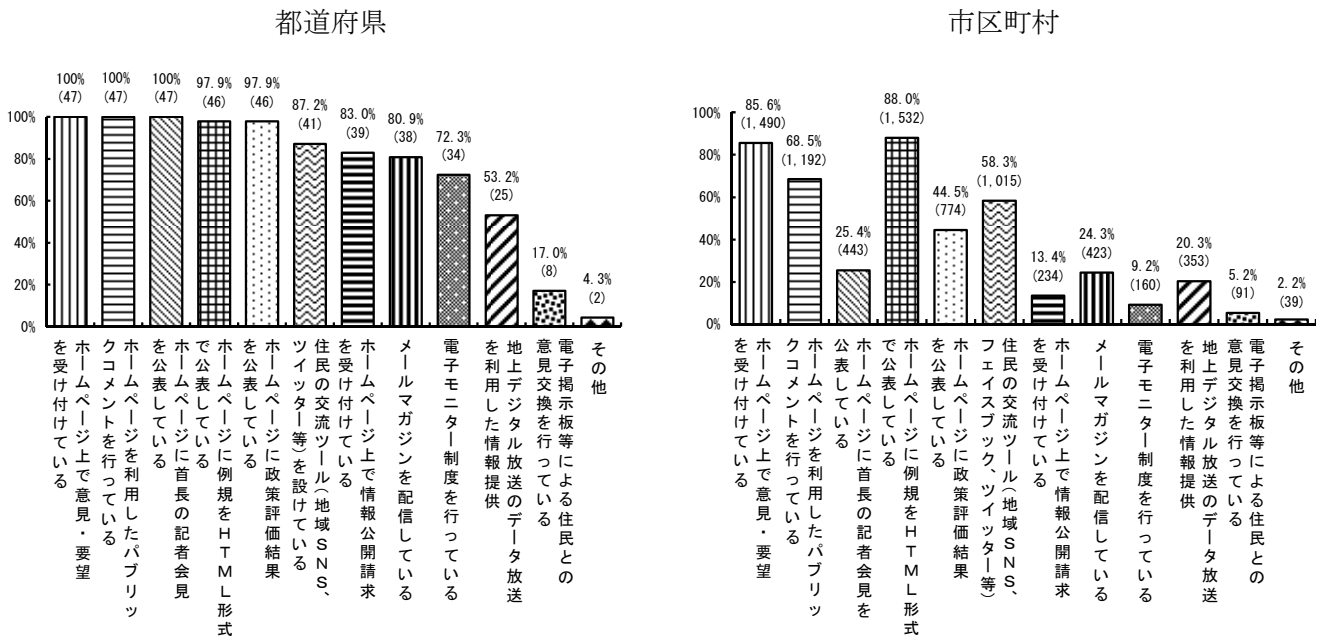


第3節 行政サービスの向上・高度化

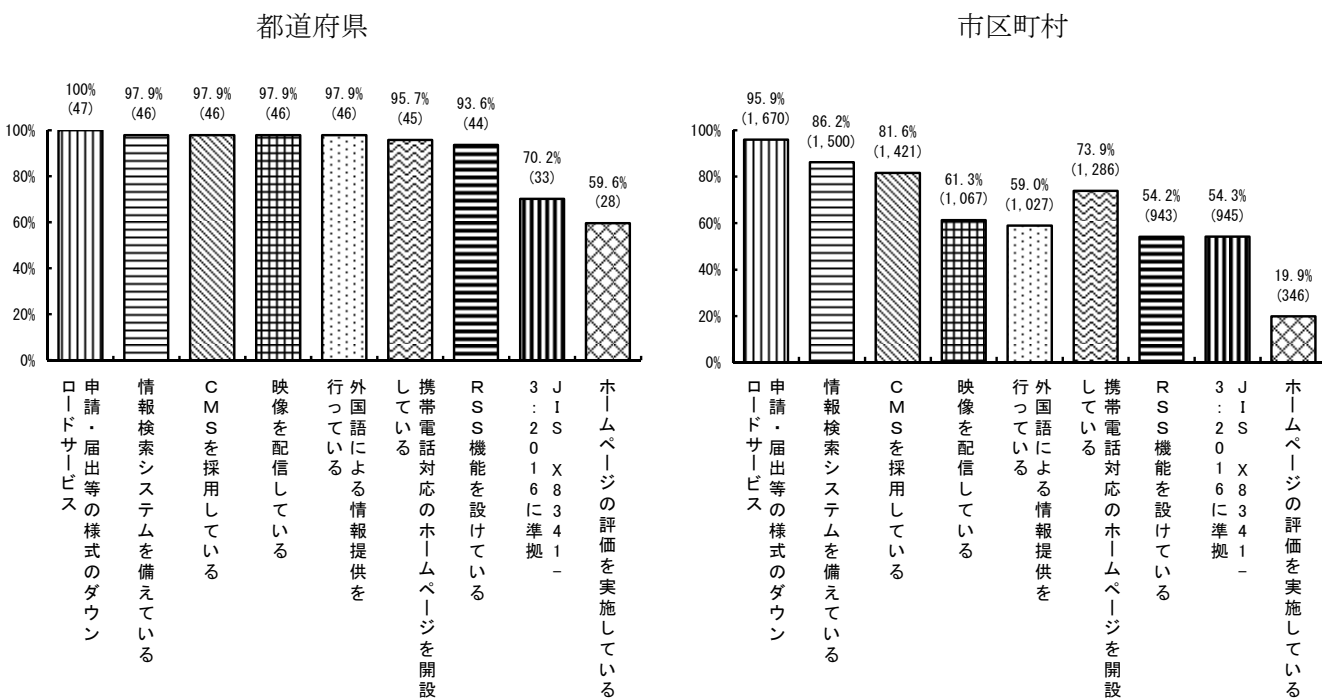
1 ホームページ等の状況

ホームページは、都道府県・市区町村ともに全団体に開設している。

第18図 ホームページ等での住民参画や行政の透明性確保（複数回答）

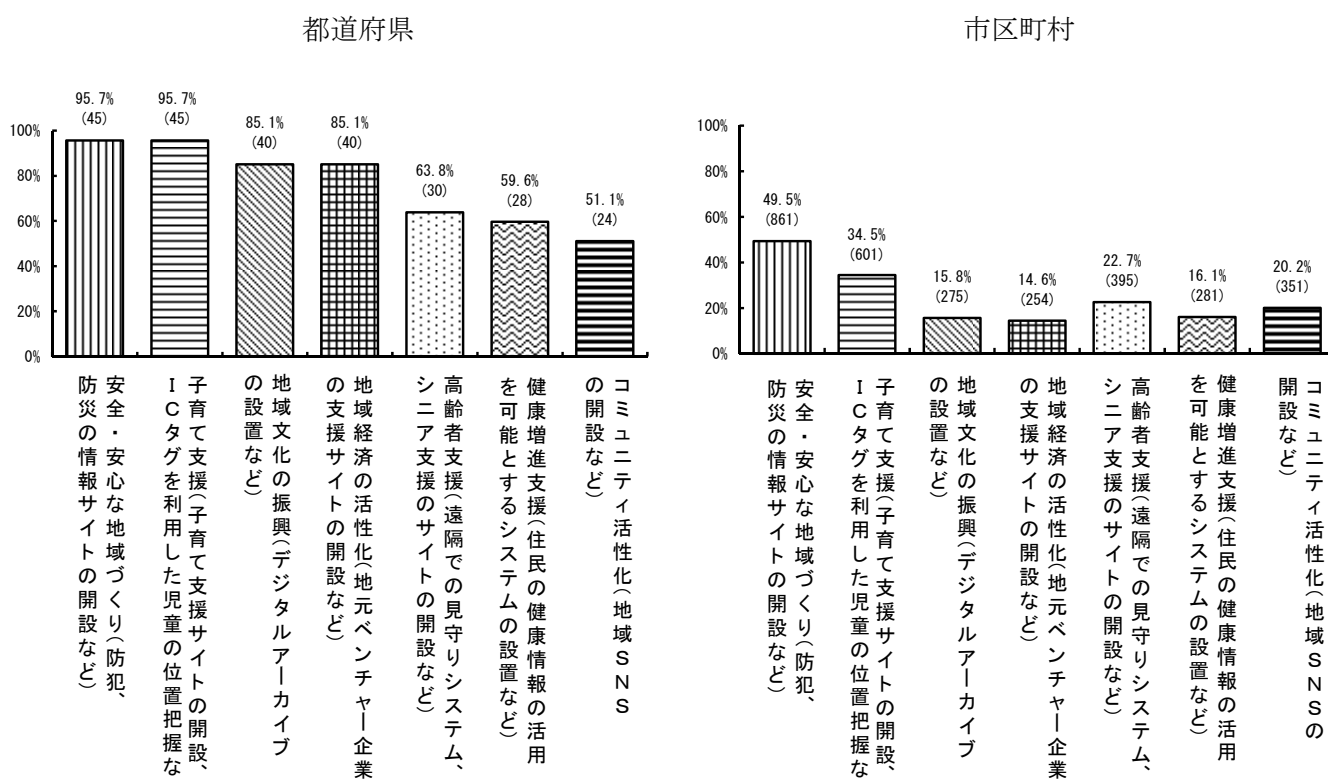


第19図 ホームページの機能等（複数回答）



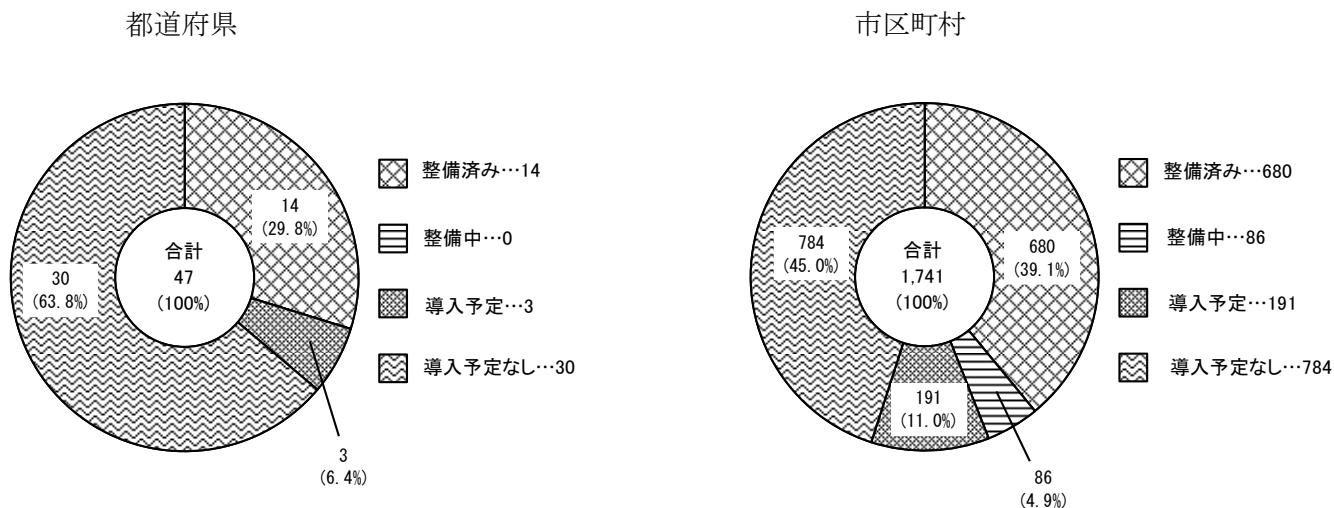
2 ICTを活用した地域の課題解決への取組状況

第20図 ICTを活用した地域の課題解決への取組状況（複数回答）

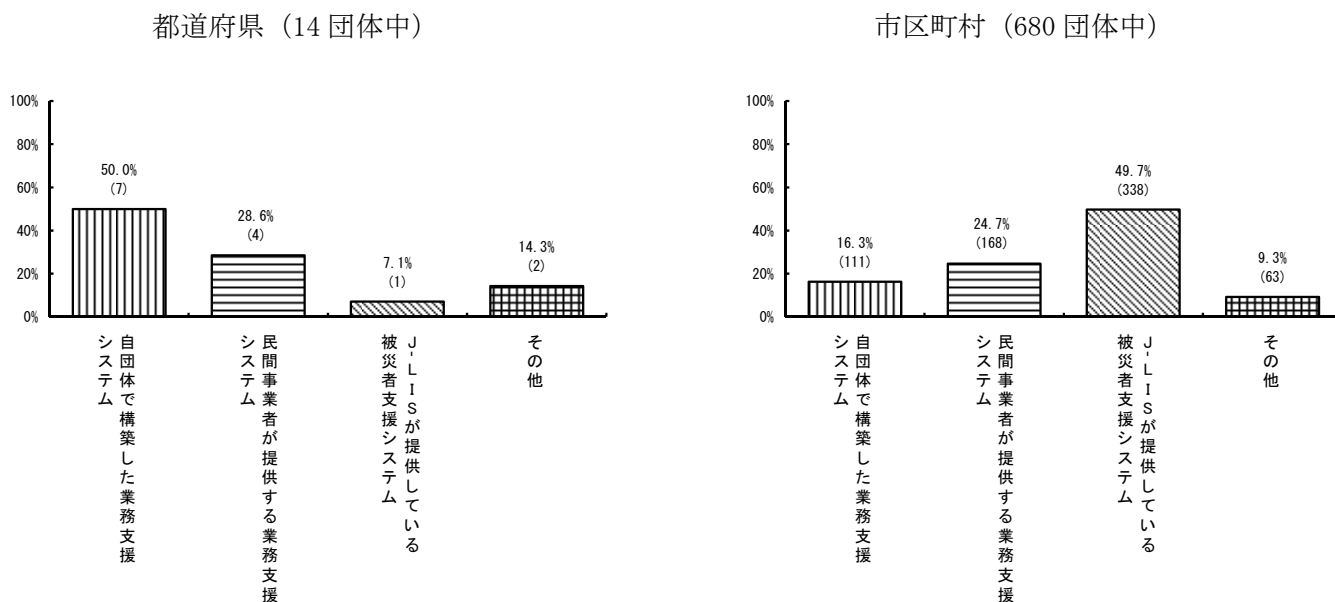


3 「災害時の被災者情報管理」業務システムの整備状況

第 21 図 「災害時の被災者情報管理」業務システムの整備状況



第 22 図 「災害時の被災者情報管理」業務システムの種類

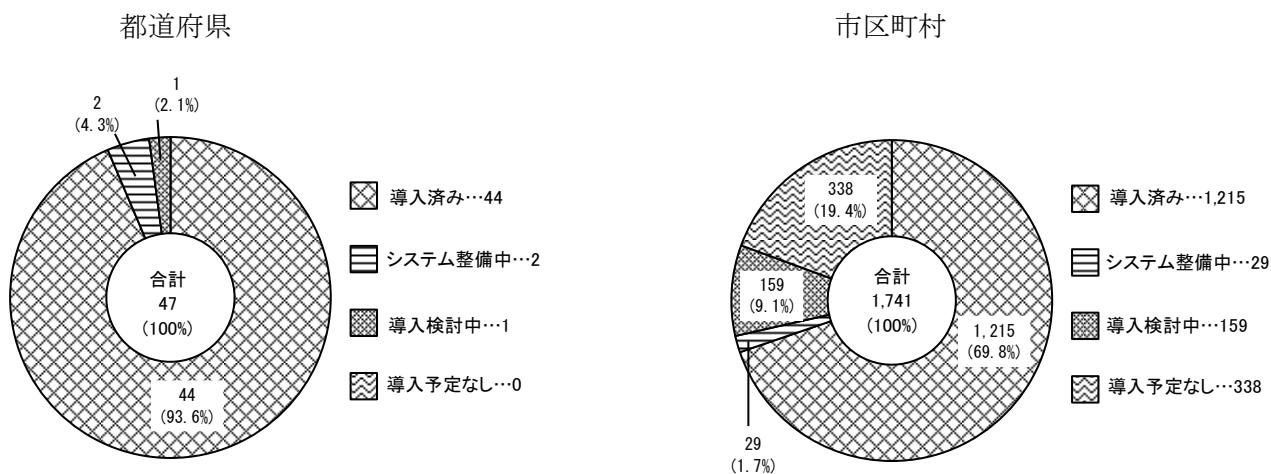


4 災害情報伝達手段の整備状況

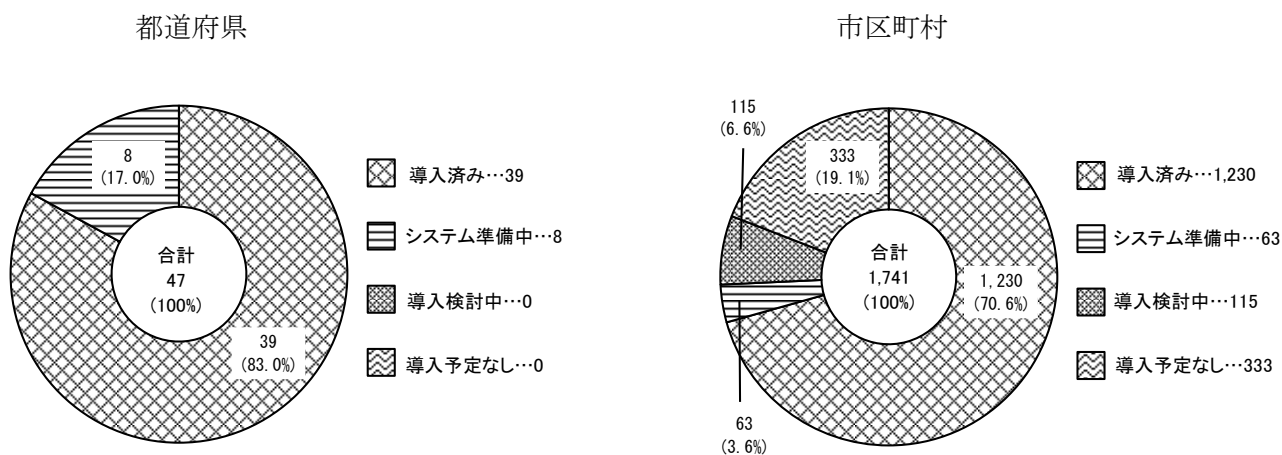
防災情報システムを導入済みの団体は、都道府県では44団体（93.6%）、市区町村では1,215団体（69.8%）であった。（第23図）。

また、Lアラートを導入済みの団体は、都道府県では39団体（83.0%）、市区町村では1,230団体（70.6%）であった。（第24図）。

第23図 防災情報システムの導入状況



第24図 Lアラートの取組状況



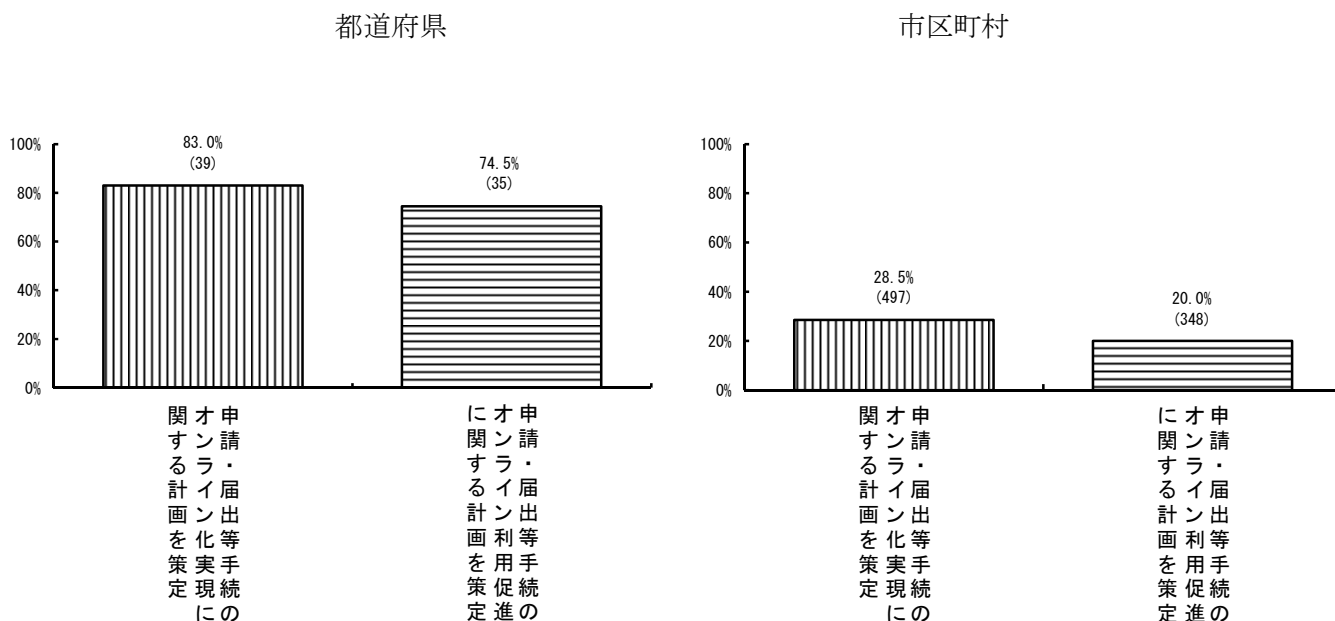
5 行政手続のオンライン化の推進状況

(1) 行政手続のオンライン化計画及びオンライン利用促進計画の策定状況

行政手続のオンライン化実現に関する計画を策定している団体は、都道府県では39団体(83.0%)、市区町村では497団体(28.5%)であった。

なお、オンライン利用促進に関する計画を策定している団体は、都道府県では35団体(74.5%)、市区町村では348団体(20.0%)であった。

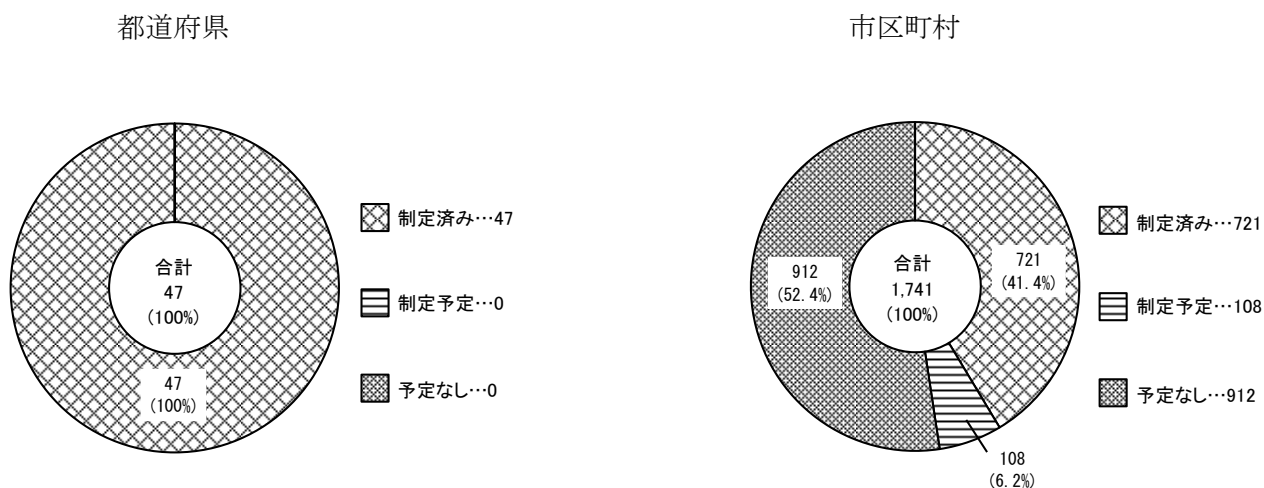
第25図 行政手続のオンライン化に関する計画の策定状況（複数回答）



(2) 行政手続をオンライン化するための通則条例の制定

行政手続をオンライン化するための通則条例を制定済みの団体は、都道府県では全団体、市区町村では721団体(41.4%)であった。

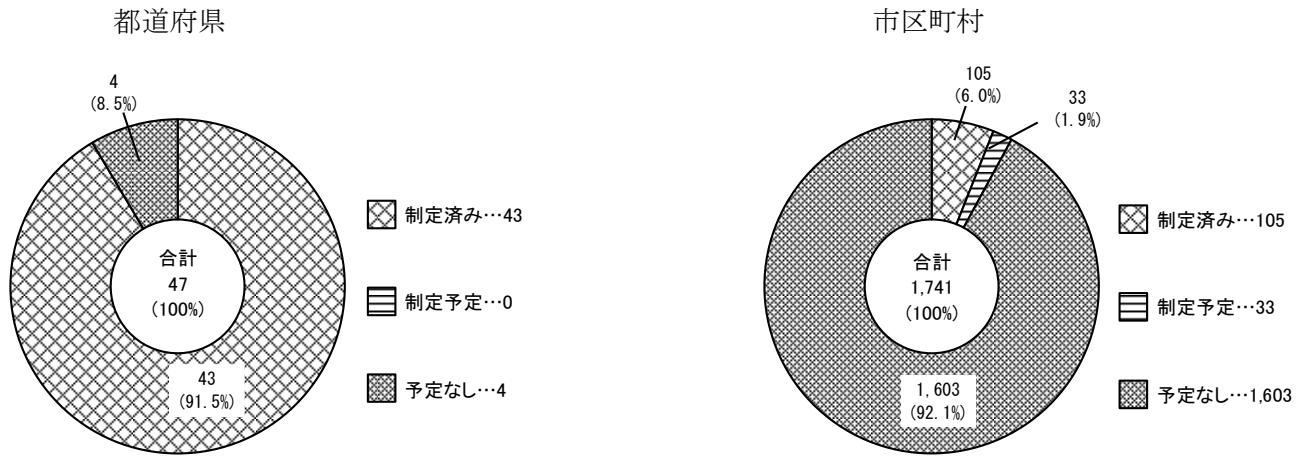
第26図 通則条例の制定状況



(3) e-文書条例の制定

e-文書条例を制定済みの団体は、都道府県においては43団体（91.5%）、市区町村においては105団体（6.0%）であった。また、市区町村においては33団体（1.9%）が、平成28年度以降の制定を予定している。

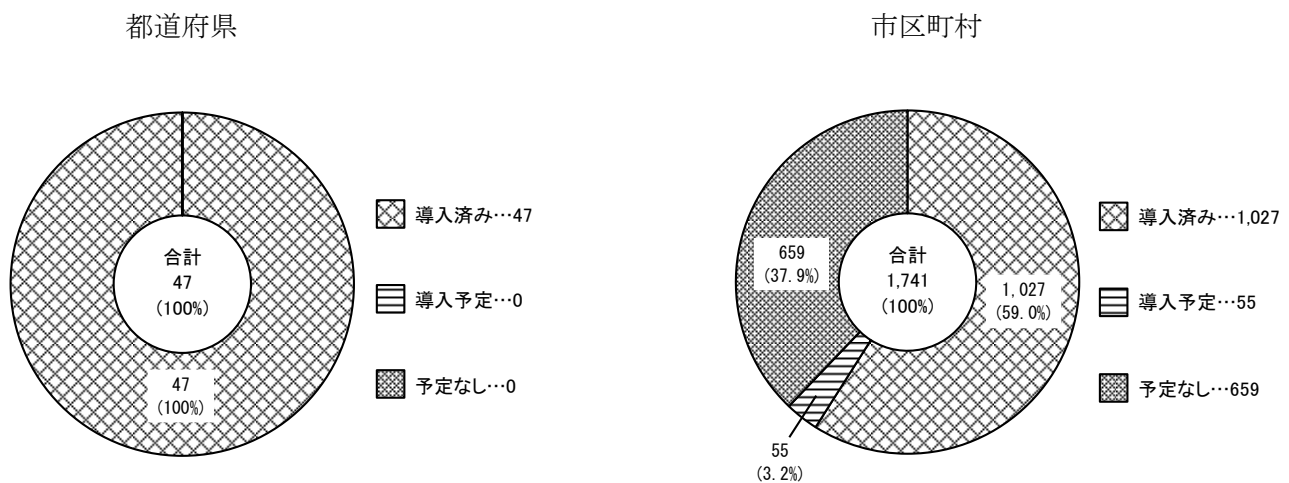
第27図 e-文書条例の制定状況



(4) 行政手続をオンライン化するためのシステムの導入

申請・届出等手続をオンライン化するためのシステムを導入している団体は、都道府県においては全団体、市区町村においては1,027団体（59.0%）であった。

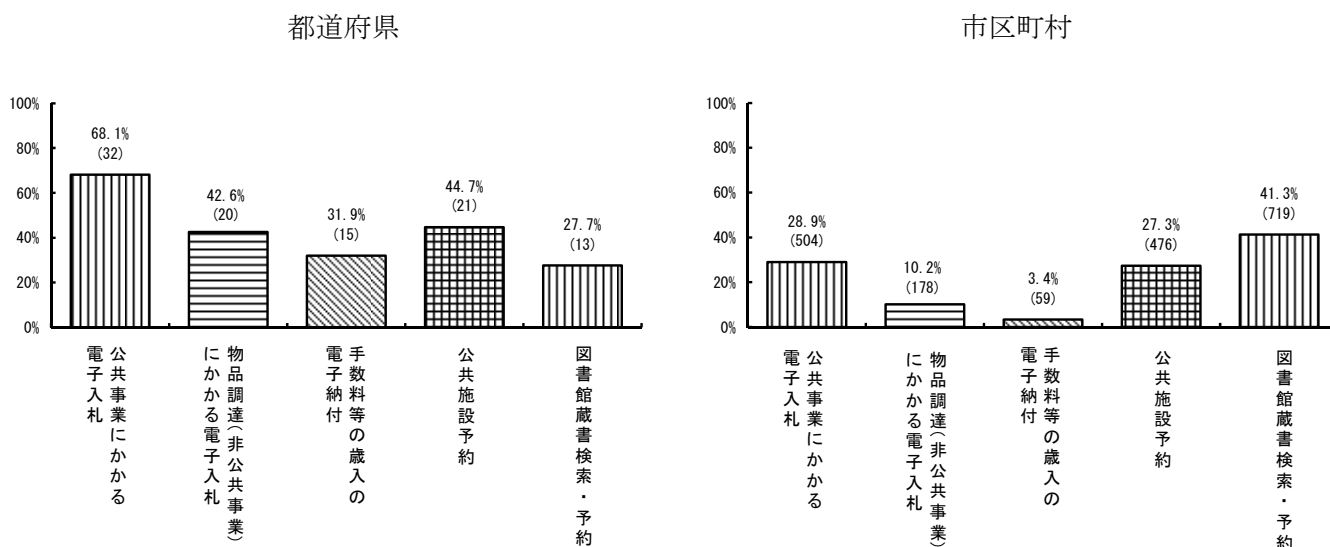
第28図 申請・届出等手続をオンライン化するためのシステムの導入状況



(5) 行政手続の各種オンラインシステムにおけるASP・SaaSの利用

各種オンラインシステムにおけるASP・SaaSの利用状況は、都道府県では、「公共事業にかかる電子入札」が32団体(68.1%)、市区町村では、「図書館蔵書検索・予約」が719団体(41.3%)と最も多かった。

第29図 各種オンラインシステムにおけるASP・SaaSの利用(複数回答)



(6) オンライン利用実績

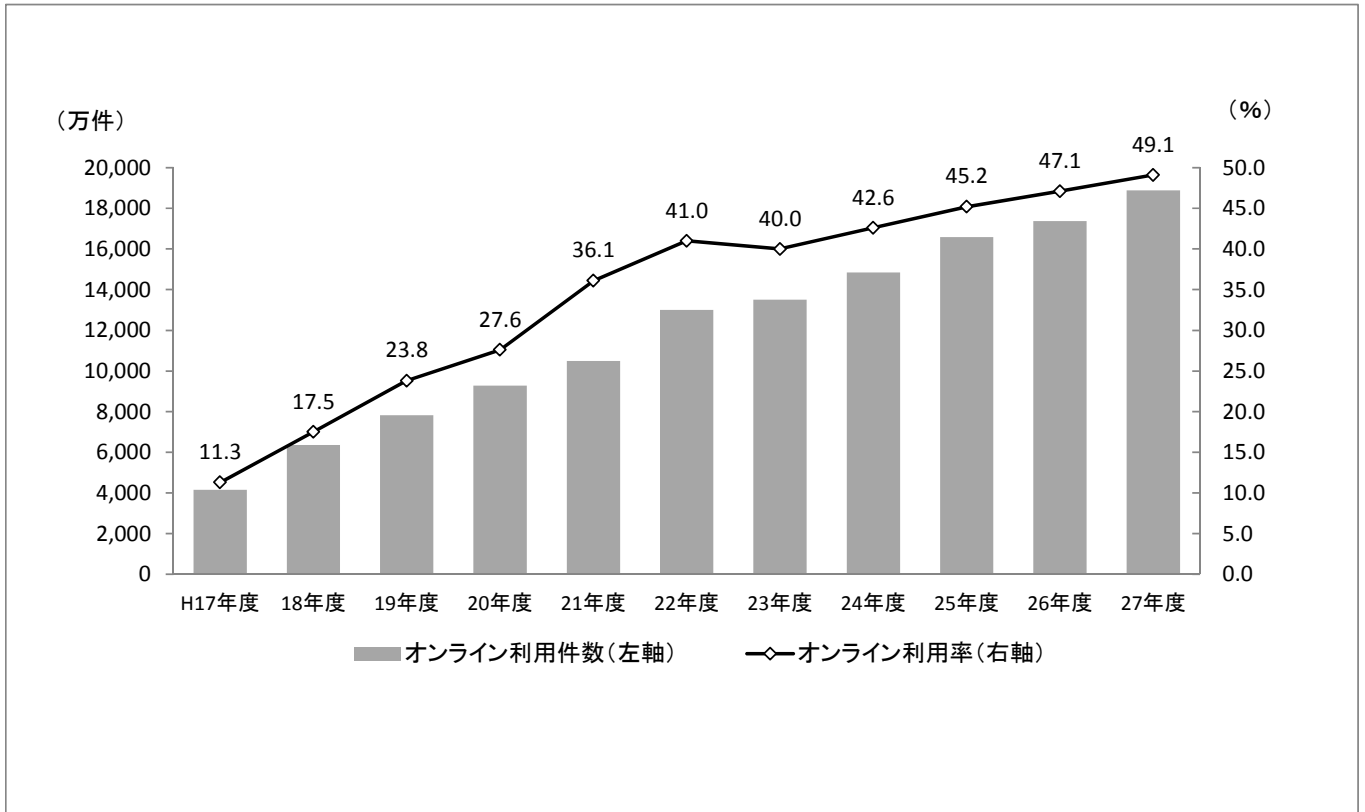
オンライン利用促進対象手続(総務省が平成18年7月に定めた「電子自治体オンライン利用促進指針」において選定)の平成27年度のオンライン利用率は、49.1%である。

第3-1表 オンライン利用実績

手続の類型	年間総手続件数(推計)	オンライン利用率
1 図書館の図書貸出予約等	1億3,138万件	62.8%
2 文化・スポーツ施設等の利用予約等	9,453万件	55.7%
3 粗大ごみ収集の申込	3,071万件	9.0%
4 水道使用開始届等	1,427万件	3.4%
5 地方税申告手続(eLTAX)	9,678万件	48.2%
6 入札参加資格審査申請等	240万件	35.8%
7 道路占用許可申請等	241万件	12.0%
8 研修・講習・各種イベント等の申込	419万件	20.1%
9 浄化槽使用開始報告等	43万件	2.4%
10 入札	129万件	59.3%
11 産業廃棄物の処理・運搬の実績報告等	64万件	2.9%
12 犬の登録申請、死亡届等	131万件	0.4%
13 自動車税住所変更届等	79万件	10.8%
14 港湾関係手続	118万件	35.0%
15 職員採用試験申込	74万件	40.8%
16 公文書開示請求	29万件	11.7%
17 感染症調査報告等	48万件	7.0%
18 食品営業関係の届出	25万件	0.3%
19 特定化学物質排出量届等	7万件	27.3%
20 後援名義の申請等	26万件	0.2%
21 暴力団員による不当な行為の防止等に関する責任者選任届等	6万件	1.2%
合計	3億8,447万件	49.1%

【出典】平成29年1月6日総務省通知「地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用状況について」

第3-2表 オンライン利用状況の推移

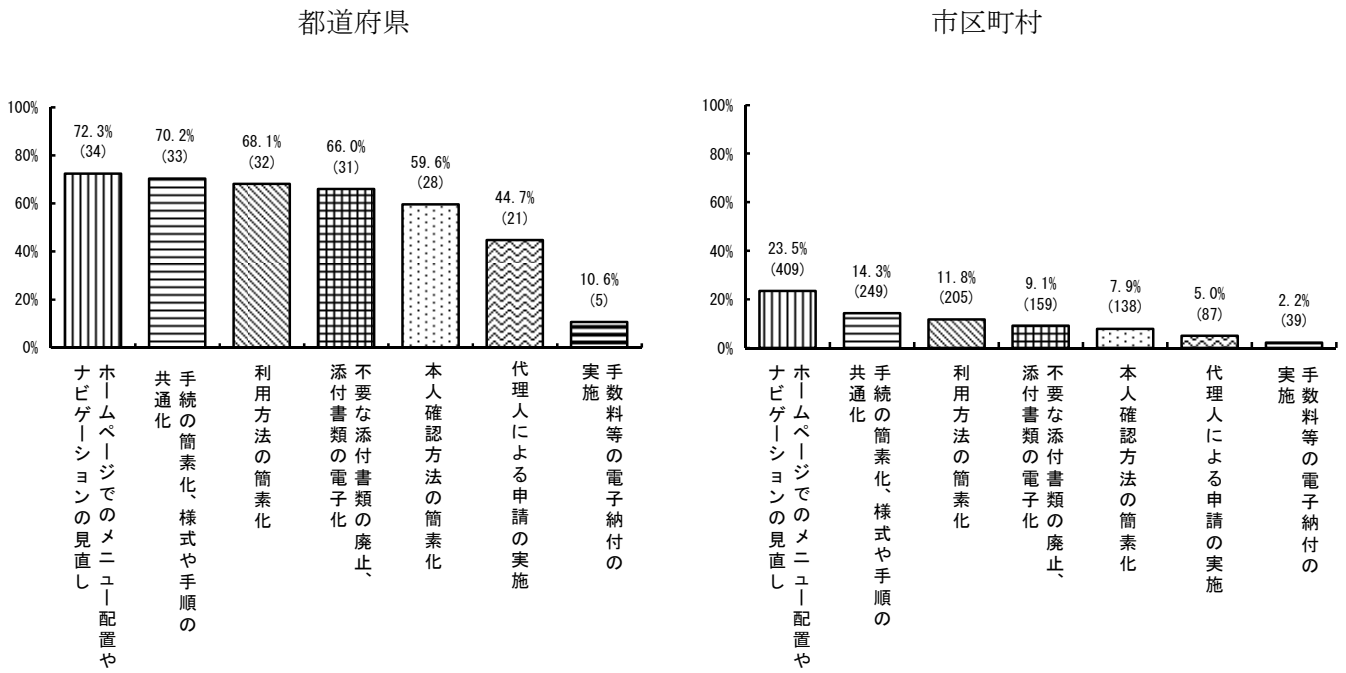


(注) オンライン利用率 (%) = オンライン利用件数 / 年間総手続件数 × 100

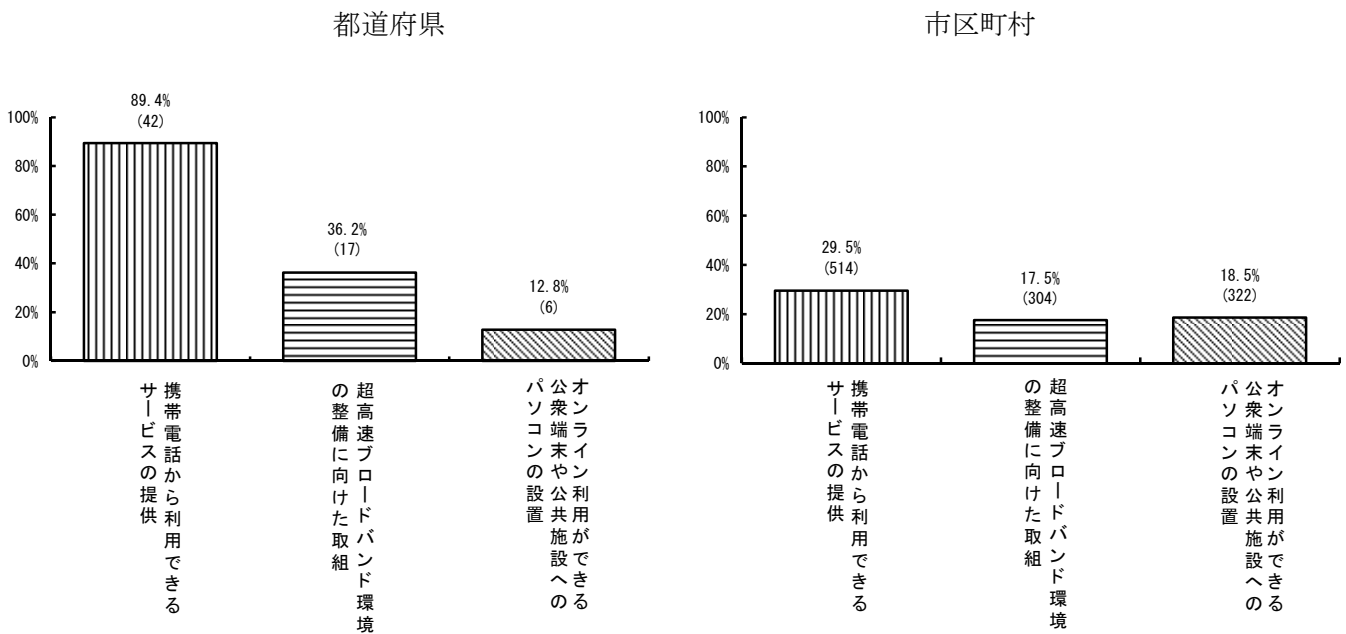
年間総手続件数は、オンライン実施団体における総手続件数と人口を基に算出した、全国における推計値 (平成20年度まではオンライン実施団体における総手続件数及び団体数により推計)。

(7) オンライン利用の促進等に向けて講じた措置

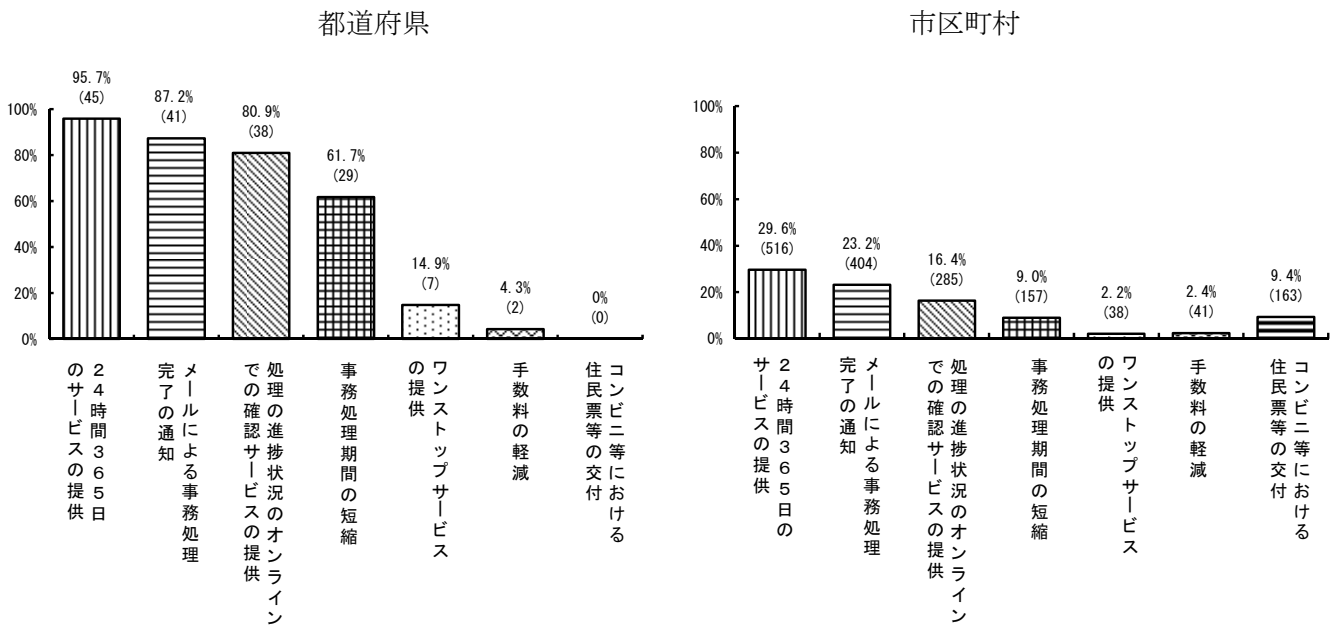
第30図 オンライン利用時の利便性向上のために講じた措置（複数回答）



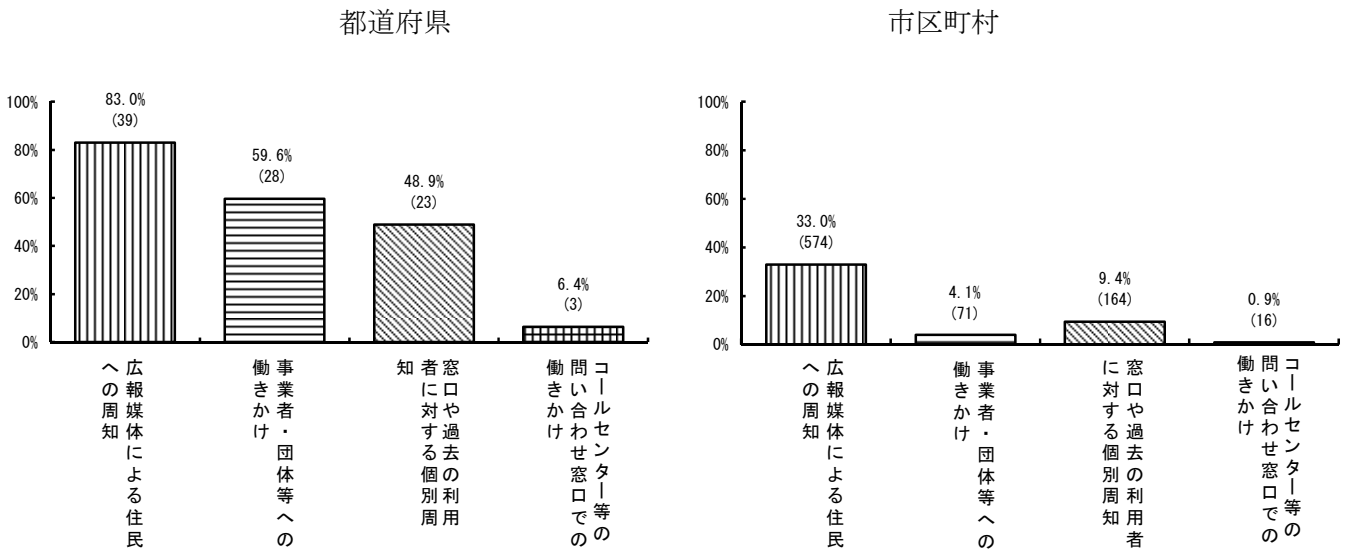
第31図 オンラインサービスの提供手段の改善のために講じた措置（複数回答）



第32図 オンライン利用のメリットの拡大のために講じた措置（複数回答）

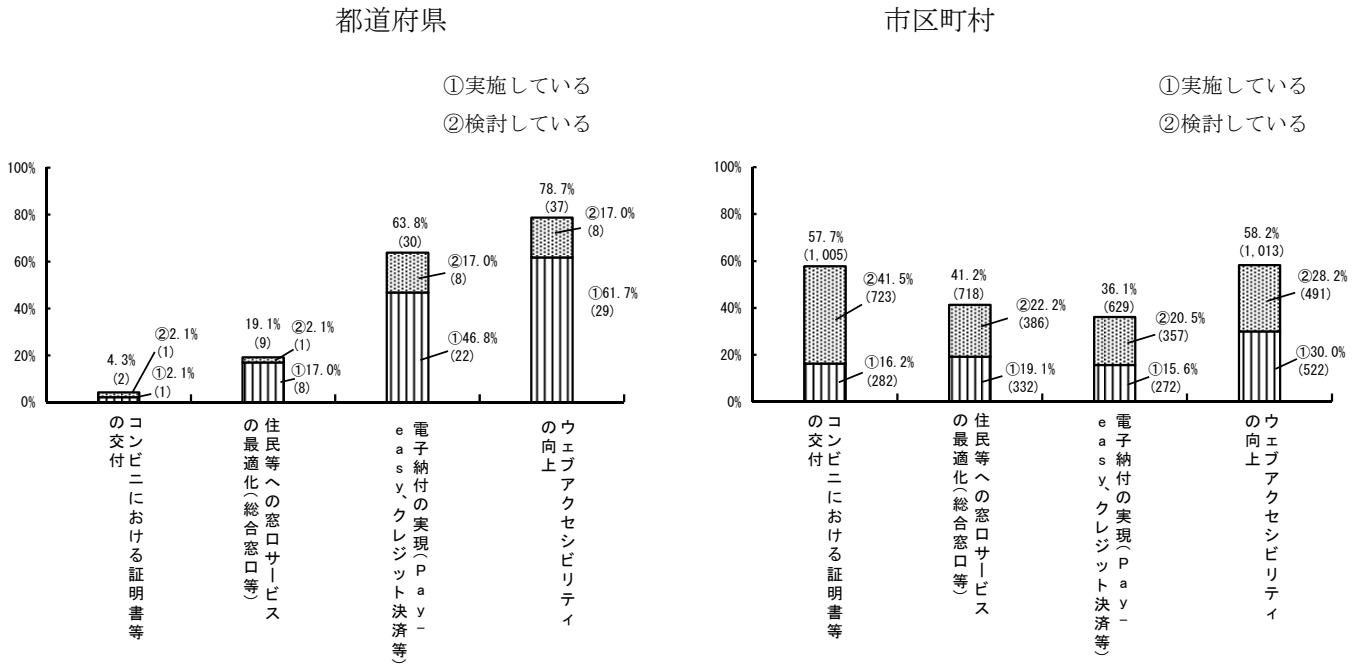


第33図 オンライン手続の広報・普及の強化のために講じた措置（複数回答）



6 住民サービス向上への取組状況

第34図 現状の課題を解決するための方策（新しいサービス）の検討状況（複数回答）



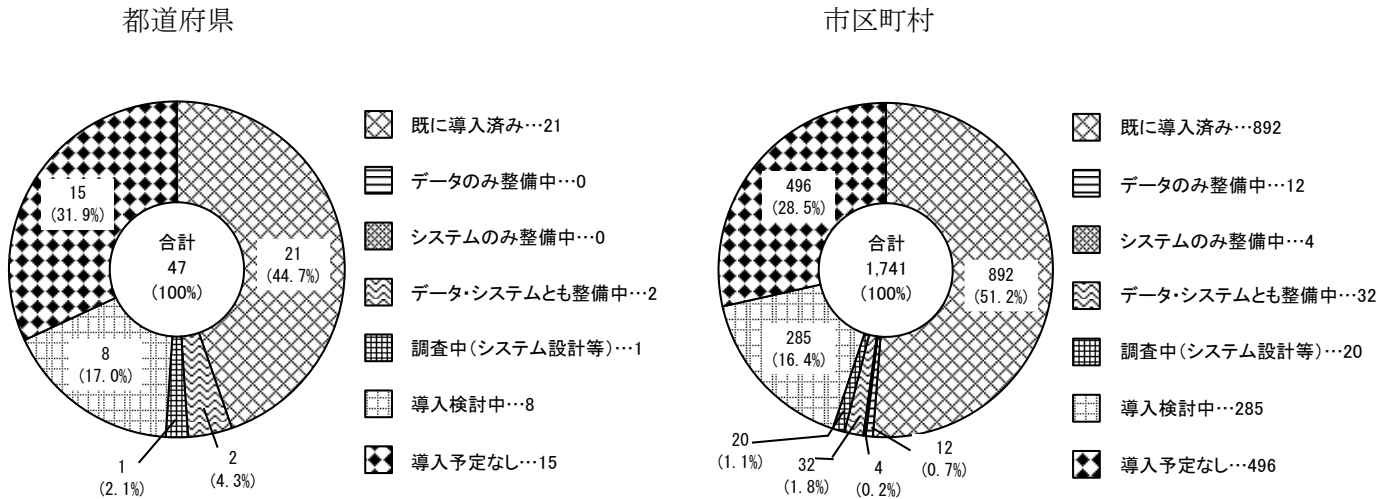
7 地理情報システム（GIS）の整備

(1) 統合型地理情報システム（統合型GIS）の整備

ア 統合型GISへの取組状況

統合型GISを既に導入している団体は、都道府県では21団体（44.7%）、市区町村では892団体（51.2%）であった。

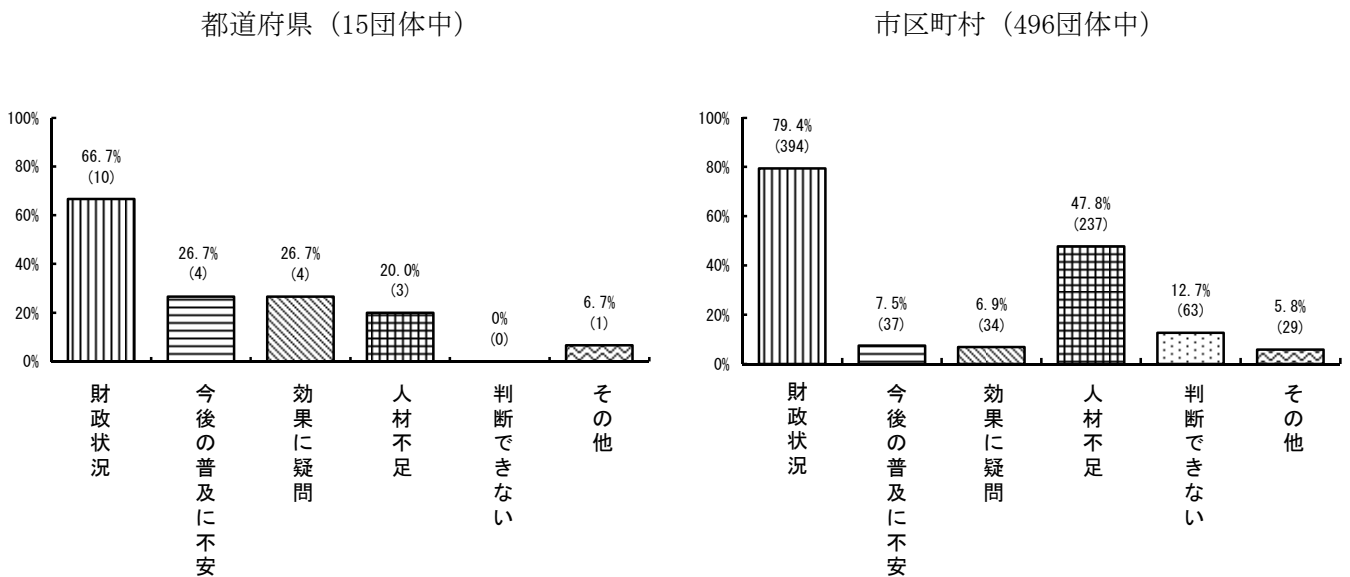
第35図 統合型GISへの取組状況



イ 統合型GISの取組について妨げとなっている原因

統合型GISの導入予定がない団体において、統合型GISの取組の妨げとなっている原因は、都道府県では10団体（66.7%）、市区町村では394団体（79.4%）が「財政状況」であった。

第36図 統合型GISへの取組について妨げとなっている原因（複数回答）

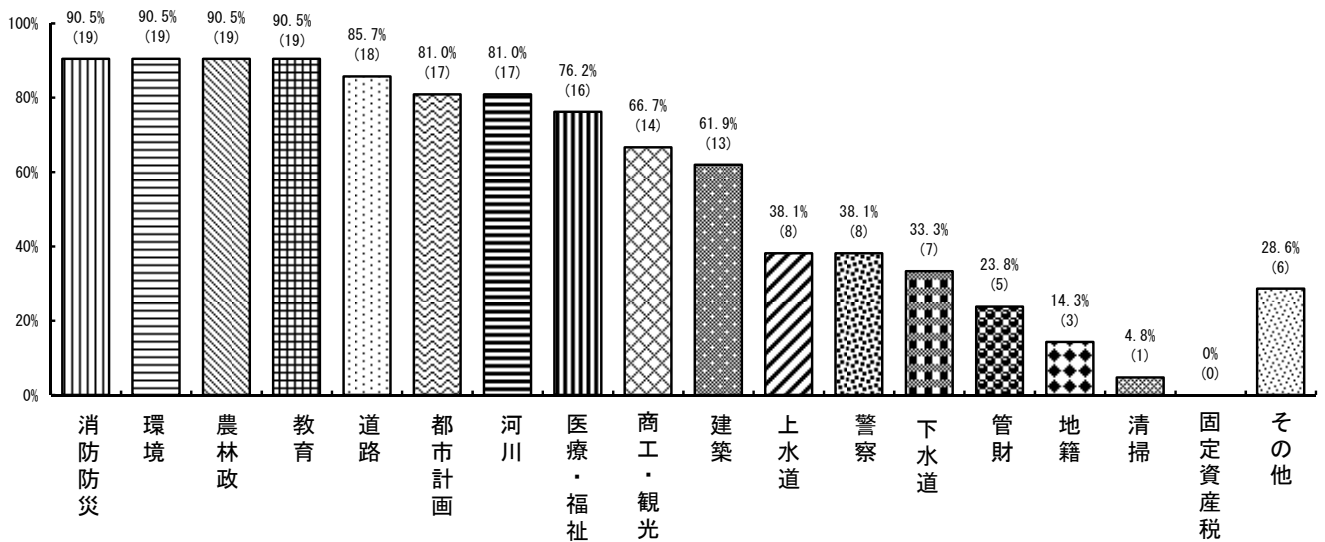


ウ 統合型GISの利用業務

統合型GISを導入している団体における利用業務は、都道府県では、「消防防災」、「環境」、「農林政」、「教育」業務が19団体（90.5%）と最も多く、市区町村では、「道路」業務が619団体（69.4%）と最も多かった。

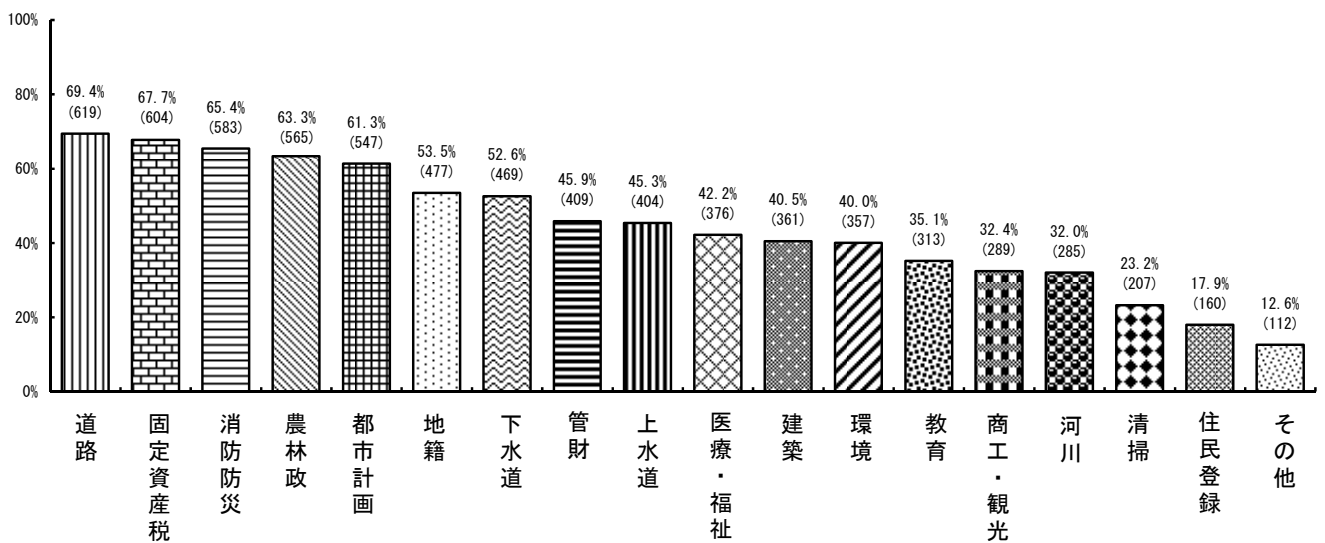
第37-1図 統合型GISの利用業務（複数回答）

都道府県（21団体中）



第37-2図 統合型GISの利用業務（複数回答）

市区町村（892団体中）

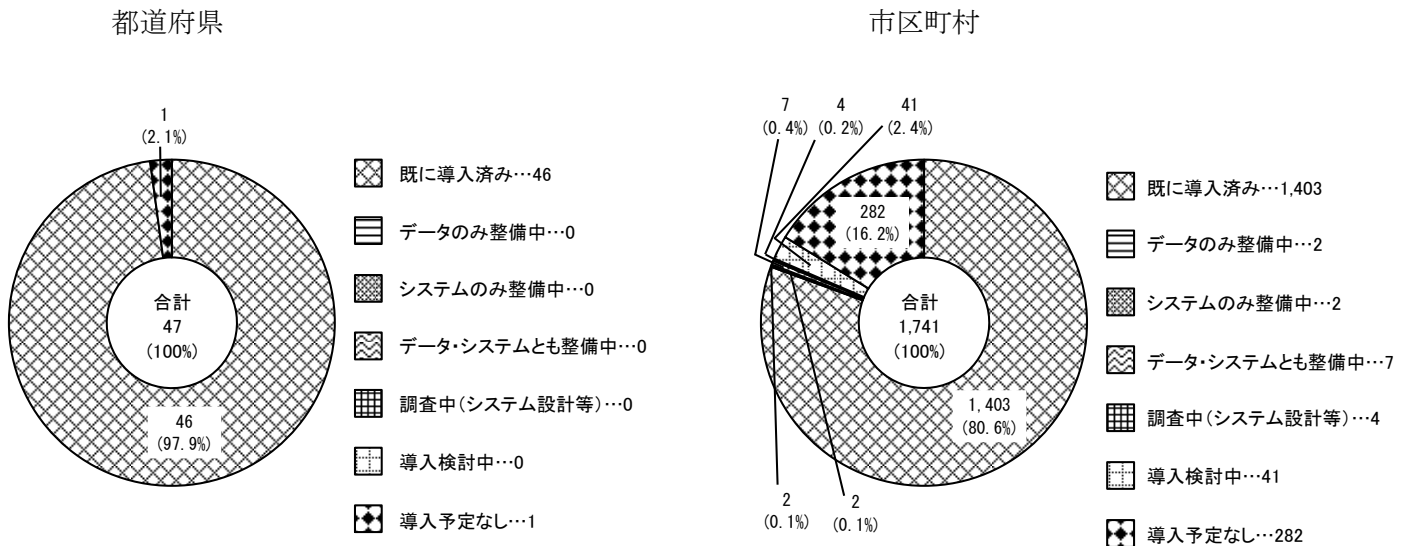


(2) 個別型地理情報システム（個別型GIS）の整備

ア 個別型GISへの取組状況

個別型GISを導入している団体は、都道府県では46団体（97.9%）、市区町村では1,403団体（80.6%）であった。

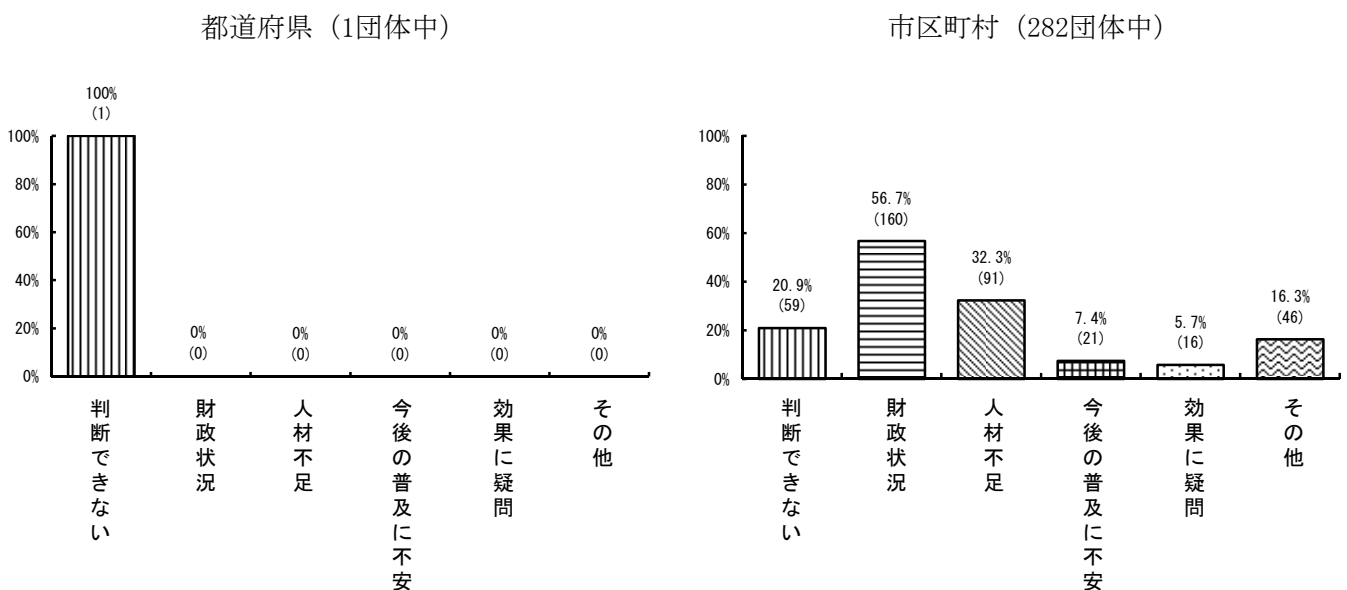
第38図 個別型GISへの取組状況



イ 個別型GISの取組について妨げとなっている原因

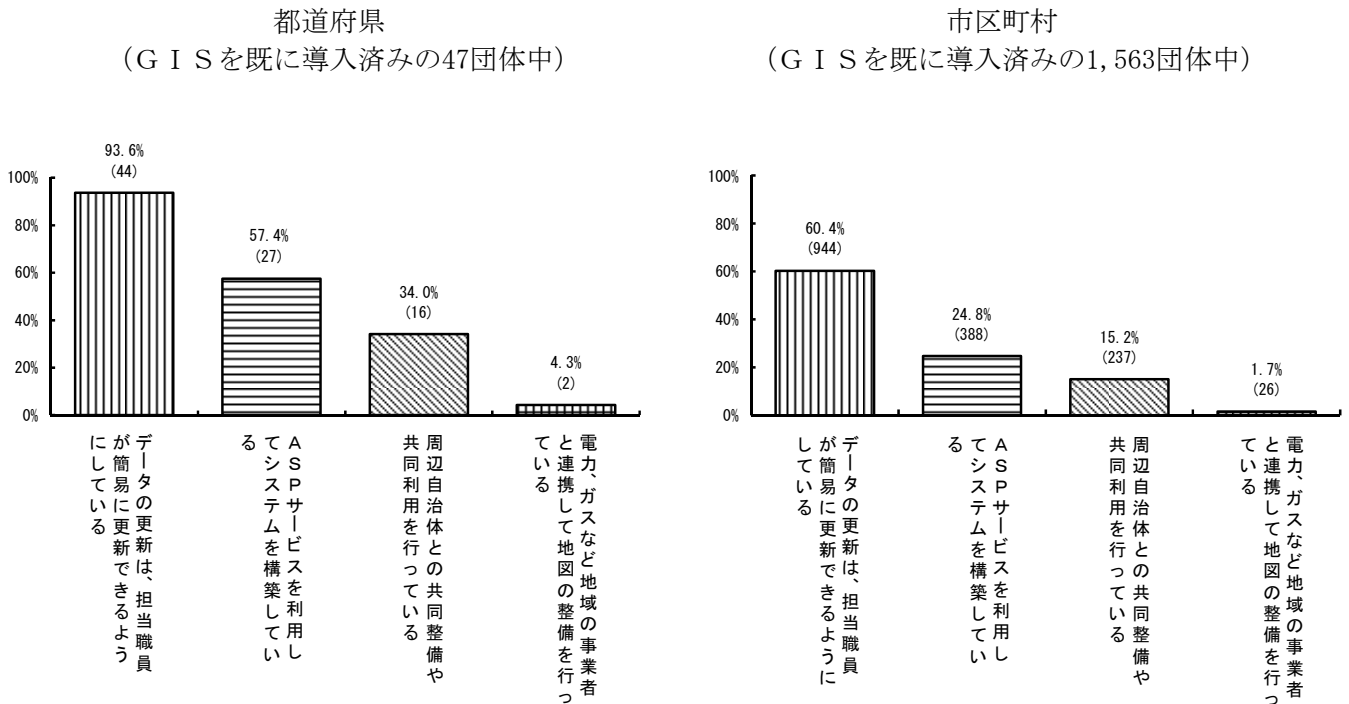
個別型GISの導入予定がない団体において個別型GISの取組の妨げとなっている原因は、市区町村では160団体（56.7%）が「財政状況」であった。

第39図 個別型GISへの取組について妨げとなっている原因（複数回答）

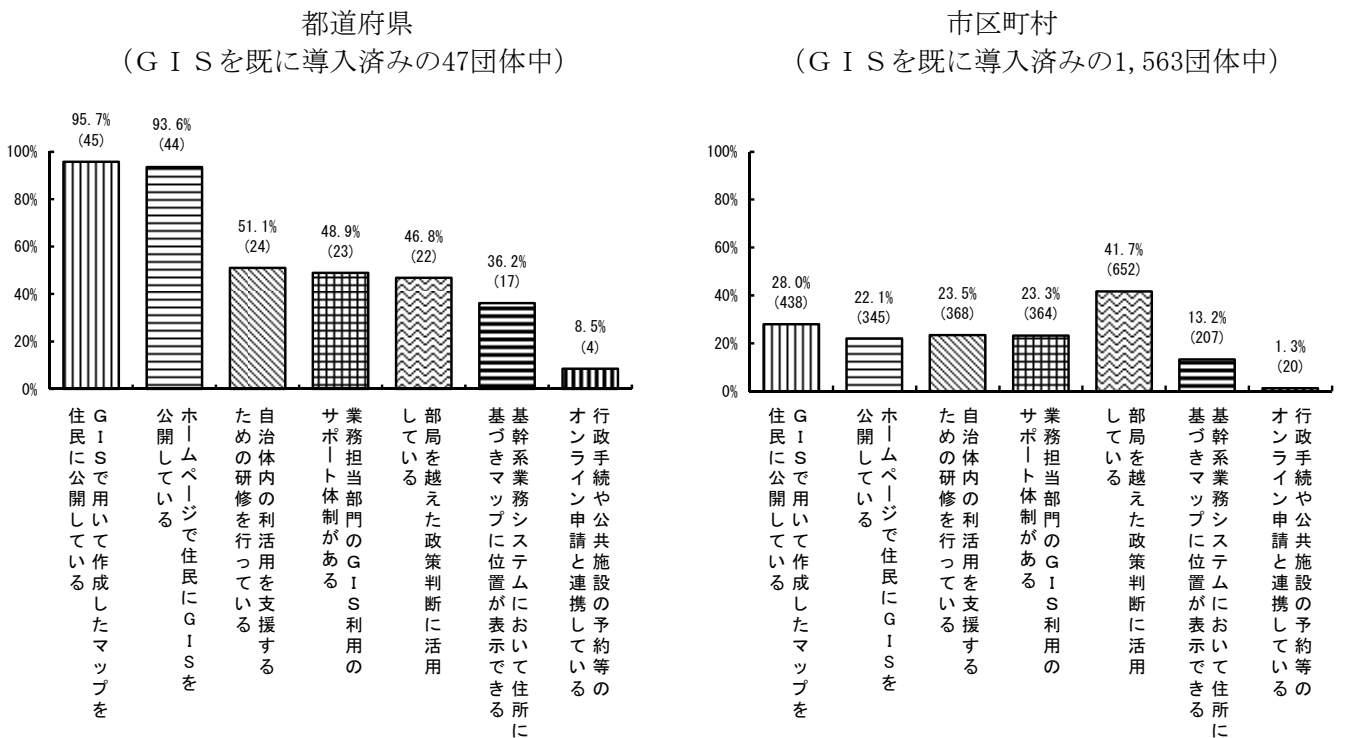


(3) GISの整備方法及び活用状況

第40図 GISの整備方法（複数回答）



第41図 GISの活用状況（複数回答）



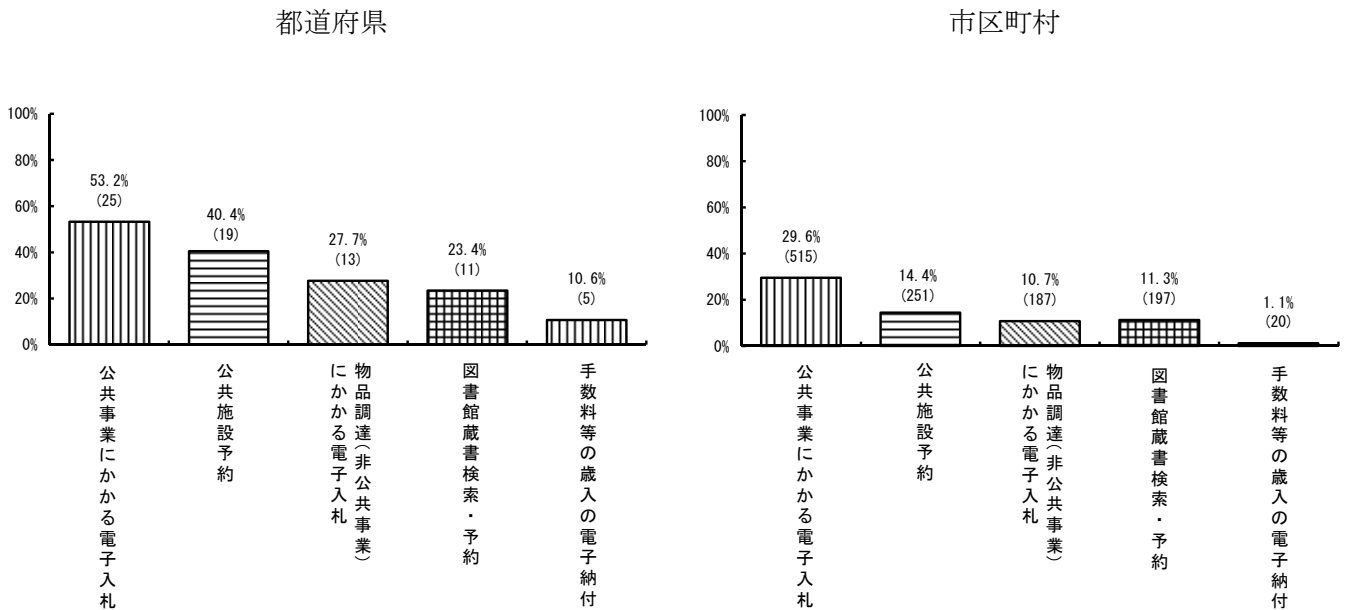
第4節 業務・システムの効率化

1 複数の地方公共団体による業務システムの共同化（共同利用）

(1) 各種オンラインシステムの共同利用

各種オンラインシステムの共同利用の状況については、「公共事業にかかる電子入札」が都道府県では25団体（53.2%）、市区町村では515団体（29.6%）と最も多かった。

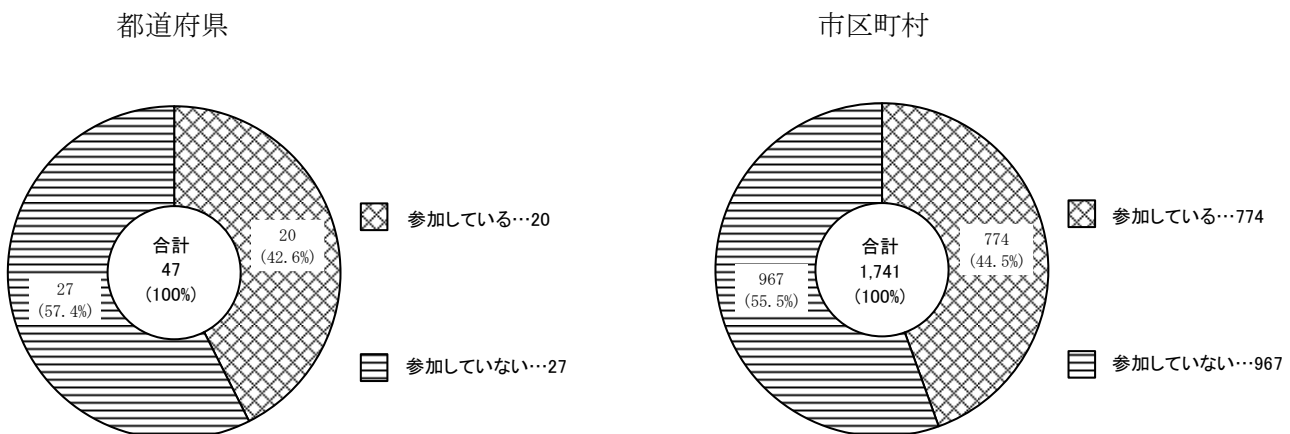
第42図 各種オンラインシステムの共同利用



(2) 自治体クラウドの導入のための協議会等への参加可否について

自治体クラウド（複数の地方公共団体による基幹系情報システムの集約と共同利用の共同化）を実施している協議会等に参加しているのは、都道府県では20団体（42.6%）、市区町村では774団体（44.5%）であった。

第43図 協議会等への参加状況

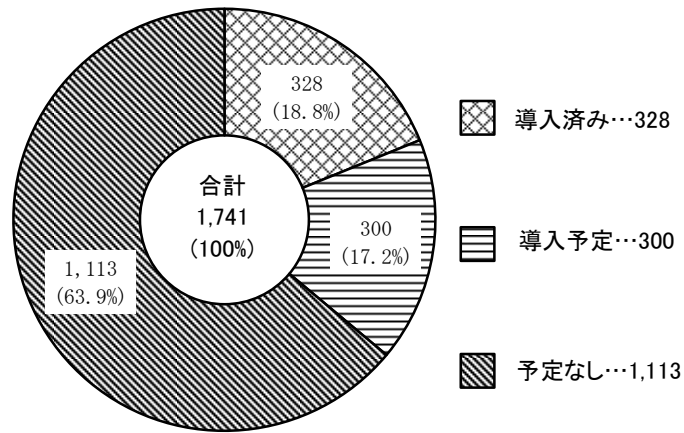


(3) クラウド技術及び外部のデータセンターを活用した情報システム（基幹系業務）の利用
 ※基幹系業務についてクラウド技術（ASP・SaaS、仮想化等）を活用し、情報システムを外部のデータセンター（庁舎別館や一部事務組合の施設等を除く。）にて運用している状況

ア 複数団体の協議に基づく共同による基幹系業務システムの導入

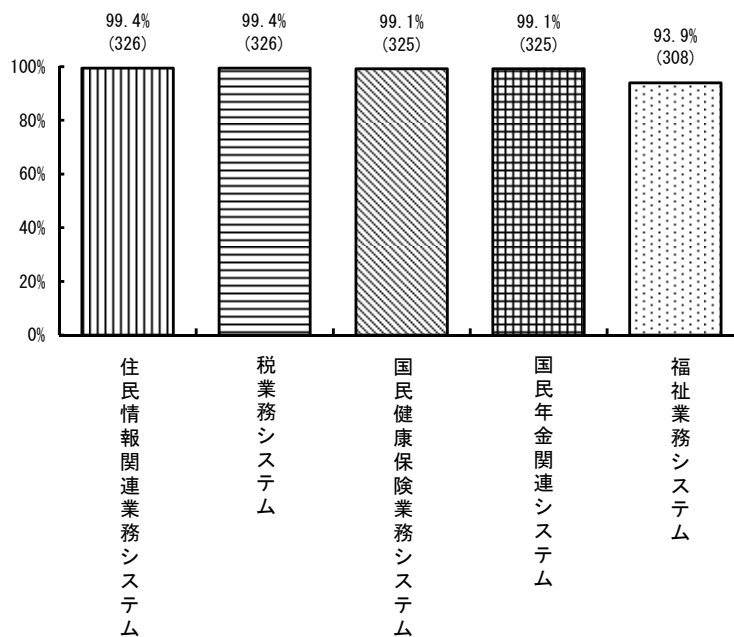
第44図 導入状況

市区町村



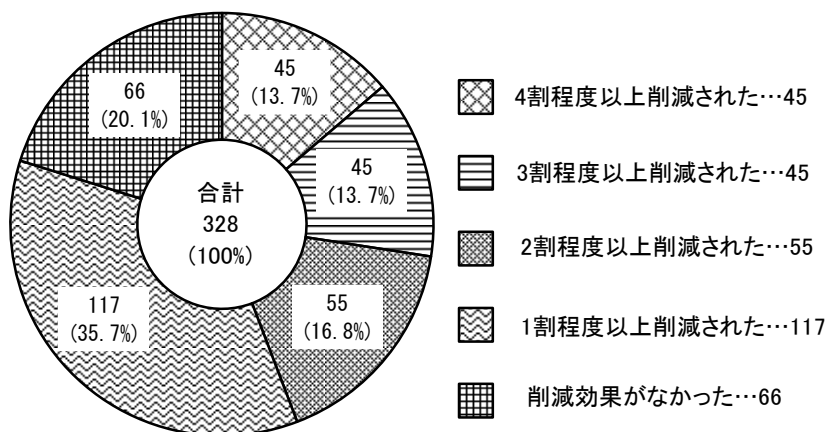
第45図 導入した業務システム

市区町村（328 団体中）



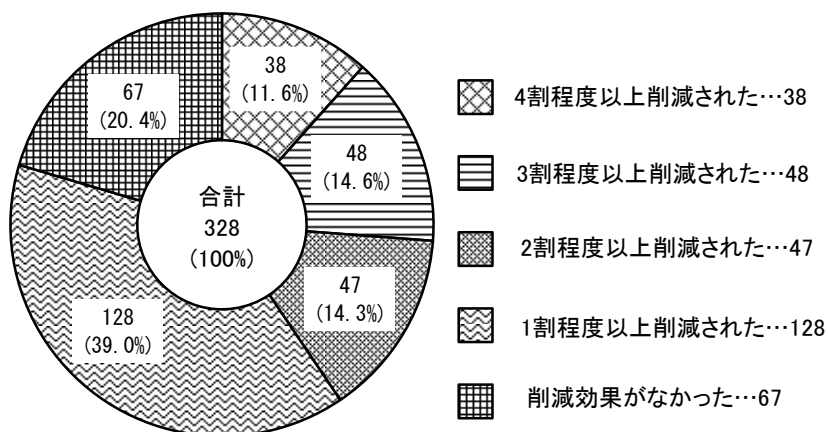
第 46 図 導入によるコスト削減効果（導入・運用コスト全体）

市区町村（328 団体中）



第 47 図 導入によるコスト削減効果（運用コストのみ）

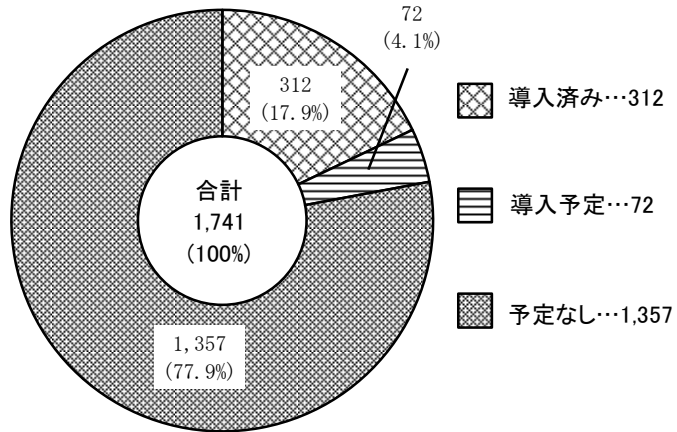
市区町村（328 団体中）



イ 単独団体による基幹系業務システムの導入(単独 SaaS)

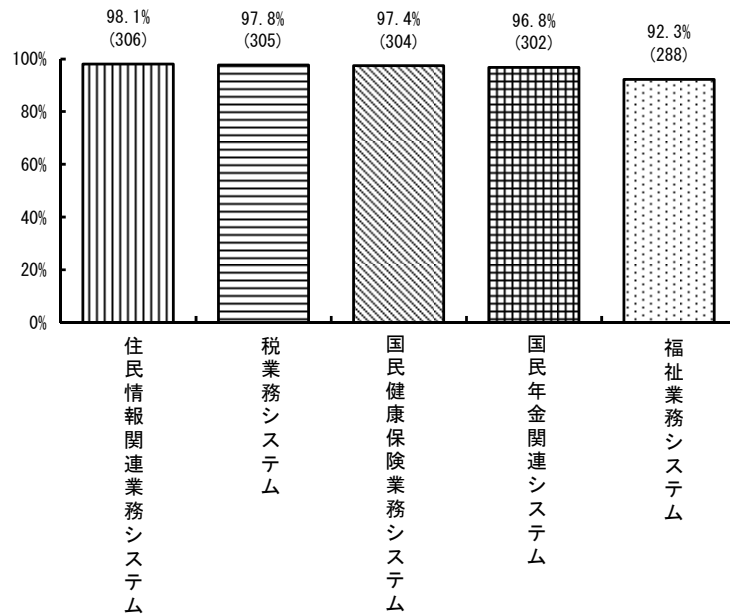
第 48 図 導入状況

市区町村



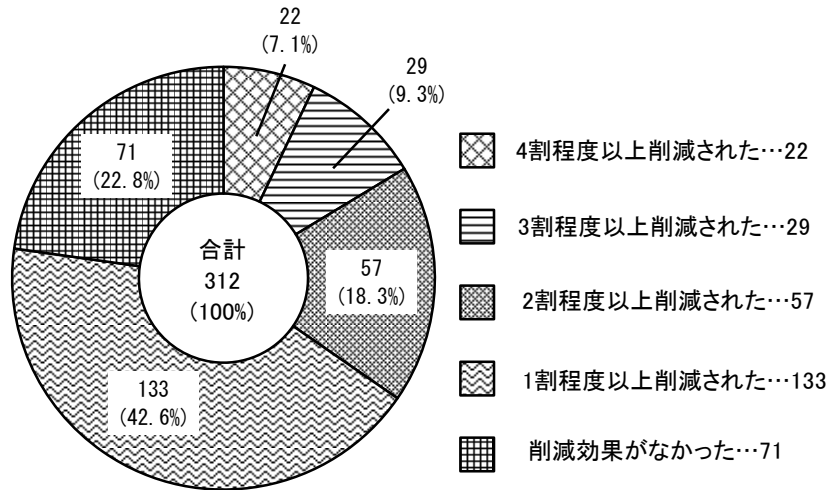
第 49 図 導入した業務システム

市区町村 (312 団体中)



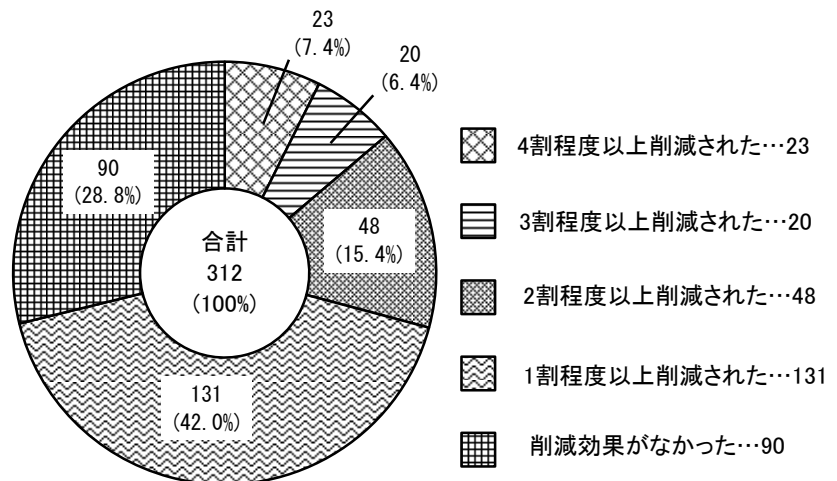
第 50 図 導入によるコスト削減効果（導入・運用コスト全体）

市区町村（312 団体中）



第 51 図 導入によるコスト削減効果（運用コストのみ）

市区町村（312 団体中）

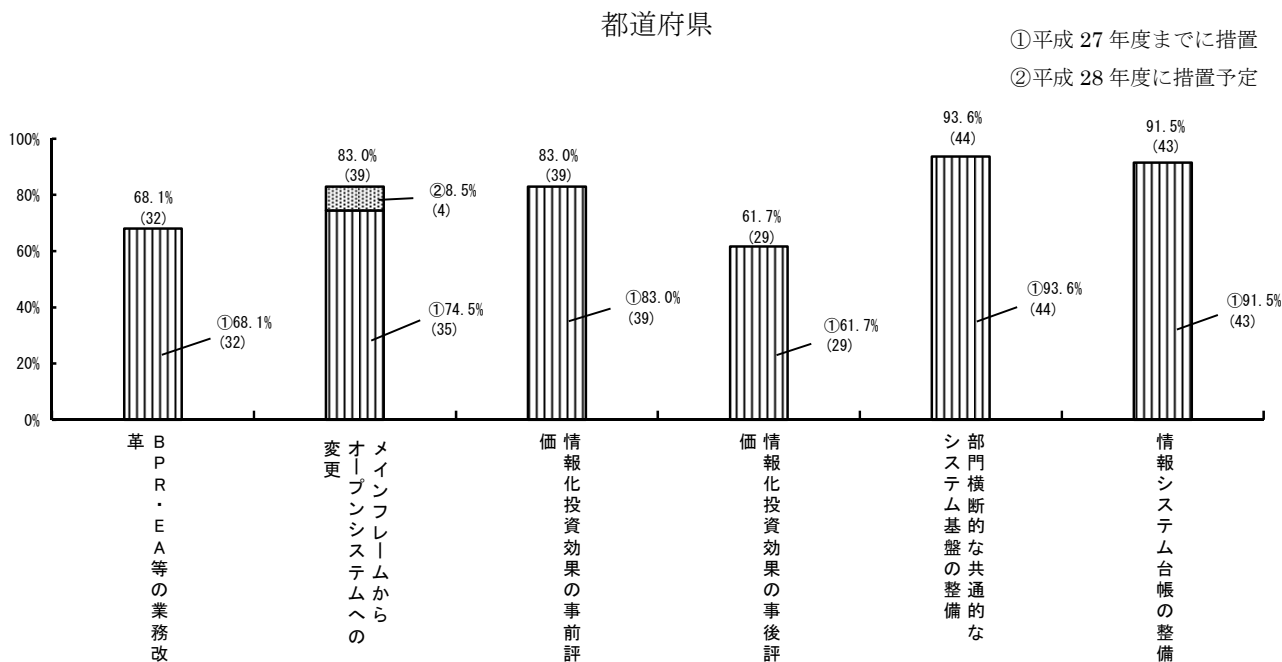


2 情報システムの最適化及びIT調達の適正化

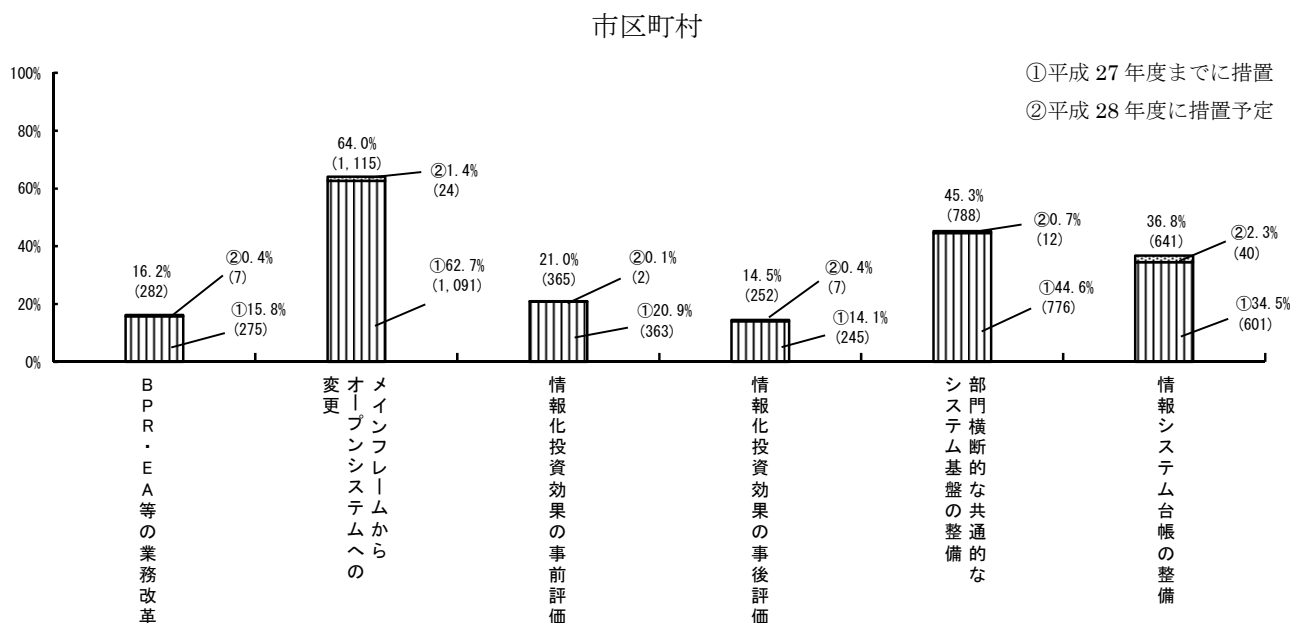
情報システムの最適化のため平成27年度までに講じている措置については、都道府県では「部門横断的な共通的なシステム基盤の整備」が44団体(93.6%)、市区町村では「メインフレームからオープンシステムへの変更」が1,091団体(62.7%)と最も多かった(第52-1図、第52-2図)。

また、IT調達の適正化のために講じた措置については、「各部署のIT調達に対する情報担当部署による支援・チェック体制の整備」が、都道府県においては全団体、市区町村においては905団体(52.0%)と最も多かった(第53-1図、第53-2図)。

第52-1図 情報システムの最適化のために講じた措置

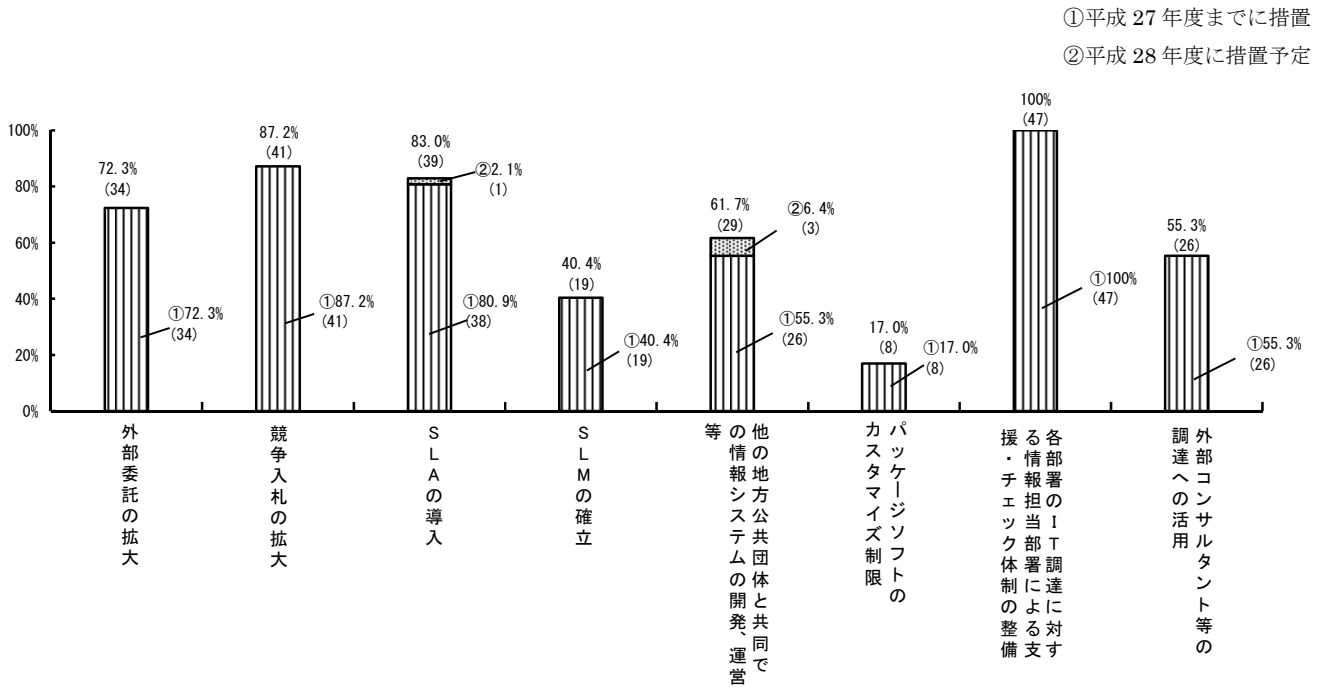


第52-2図 情報システムの最適化のために講じた措置



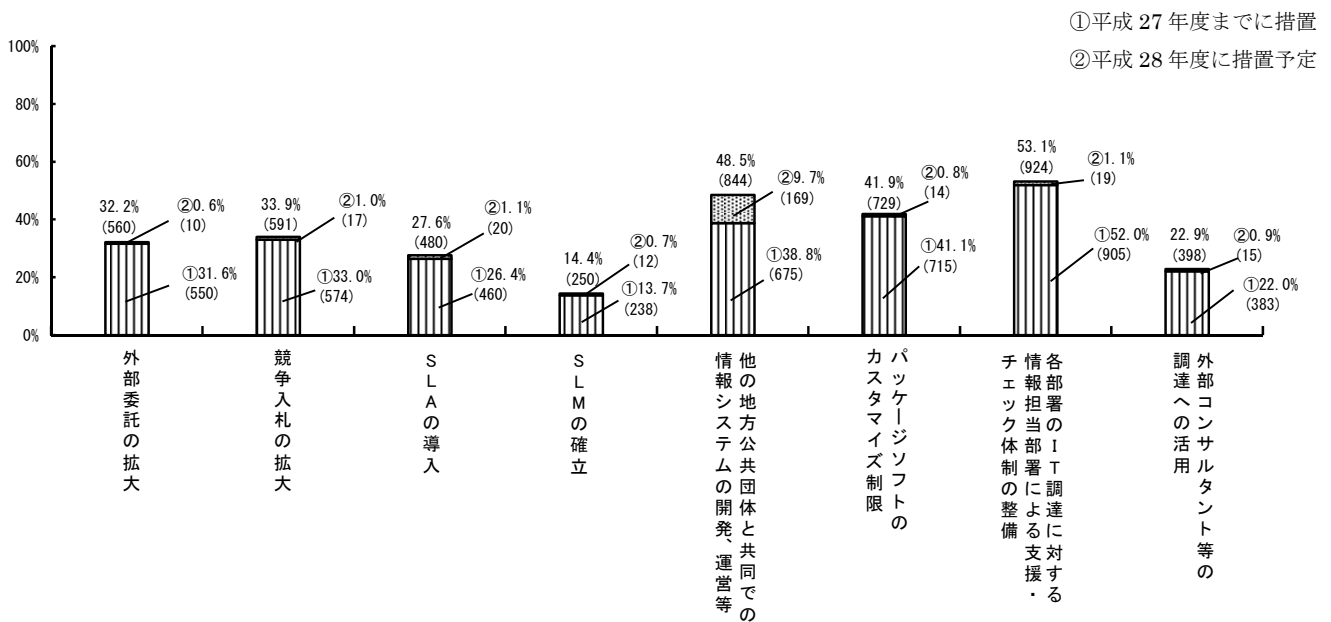
第53-1図 IT調達適正化のために講じた措置

都道府県

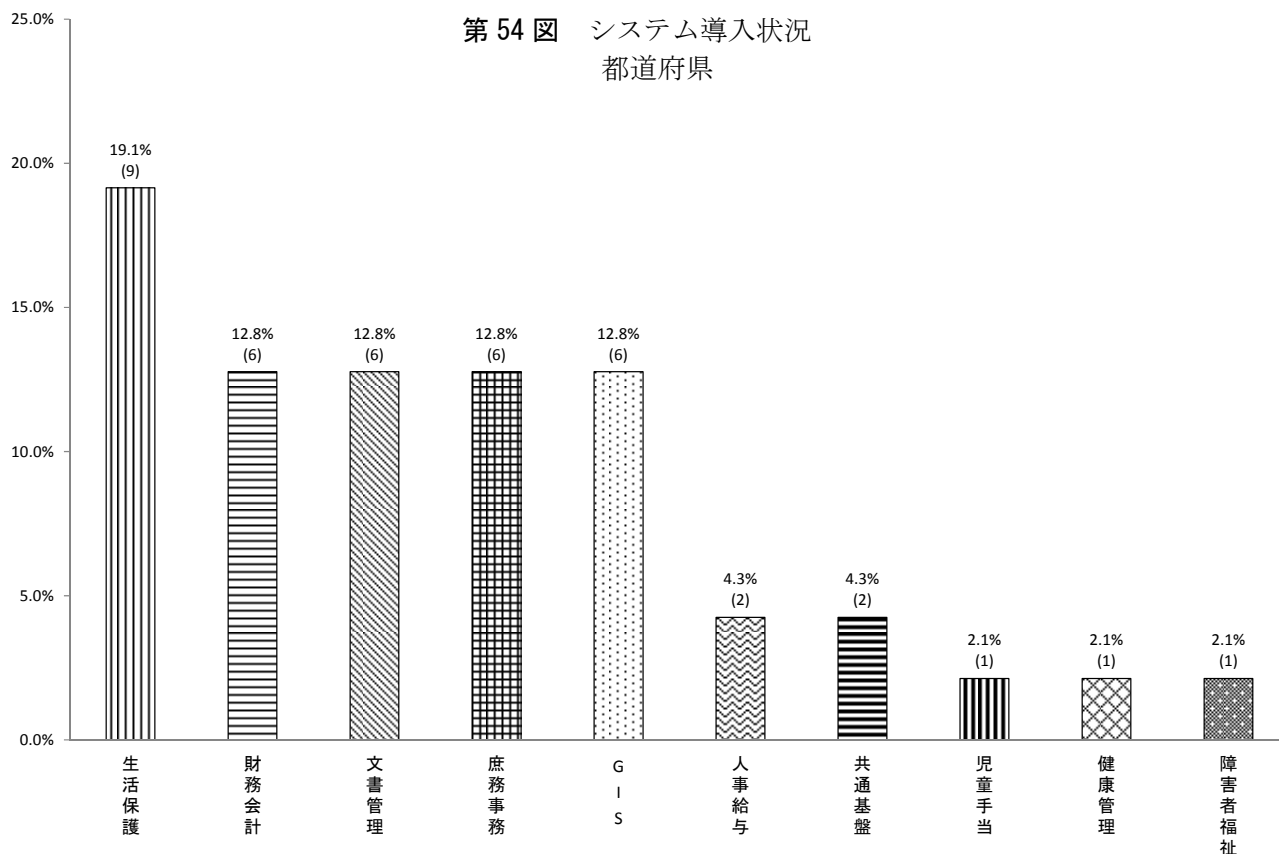


第53-2図 IT調達適正化のために講じた措置

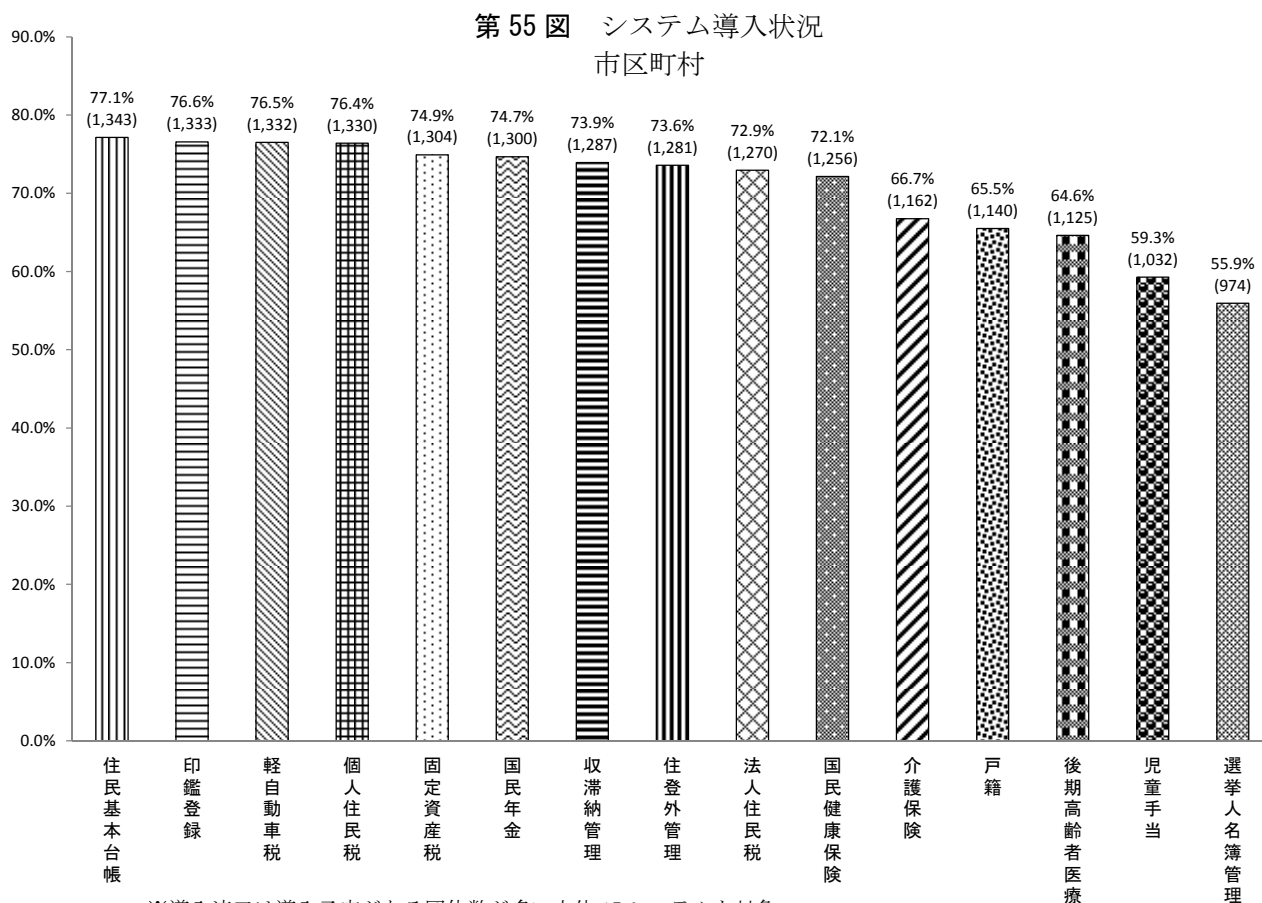
市区町村



3 地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠したシステム導入状況



※導入済又は導入予定がある団体数が多い上位10システムを対象



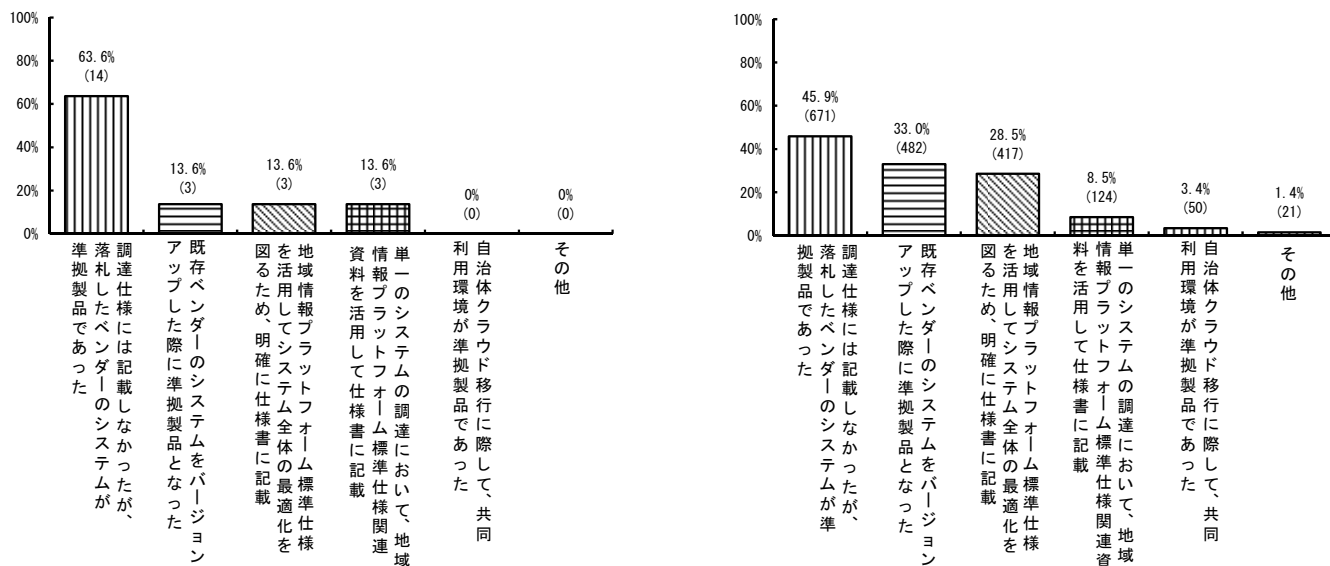
※導入済又は導入予定がある団体数が多い上位15システムを対象

第56図 システムの導入経緯（複数回答）

都道府県（導入済又は導入予定がある22団体中）

市区町村（導入済又は導入予定がある1,462団体中）

※ここでの導入済又は導入予定があるとは、第54図、第55図にある各システムにおいて、1つでも該当する団体を指す。

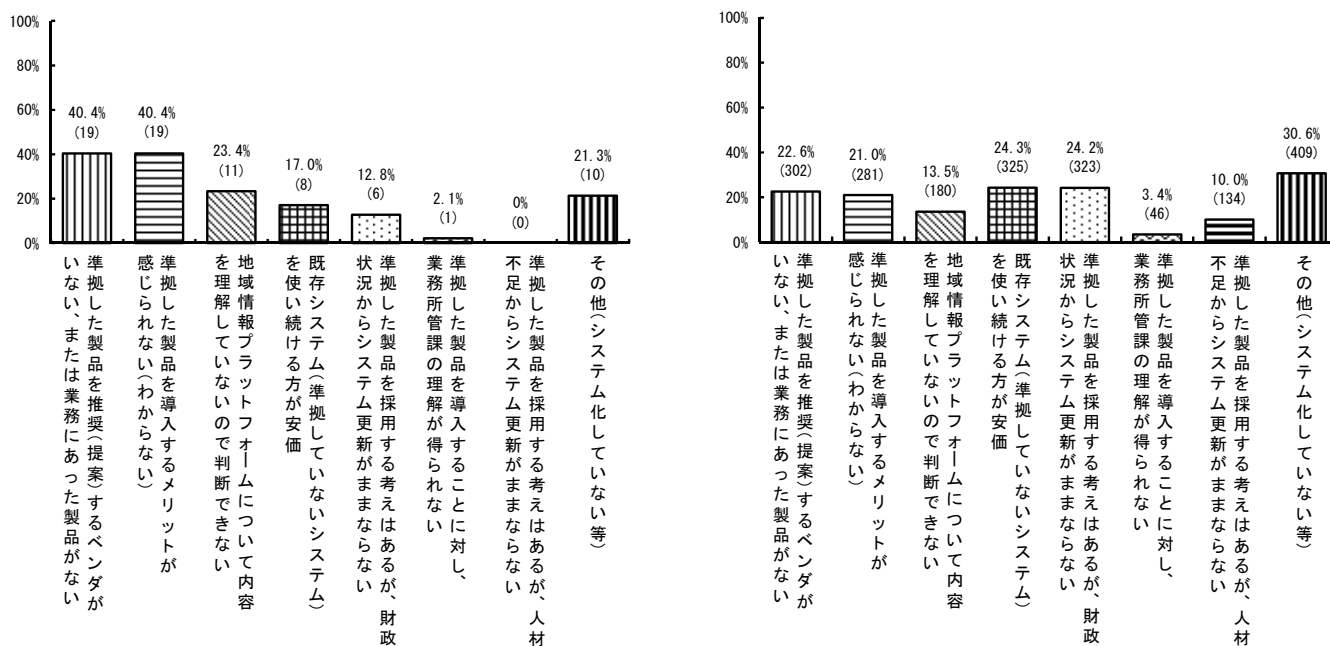


第57図 システム整備の妨げになっている原因（複数回答）

都道府県
(導入予定なし47団体中)

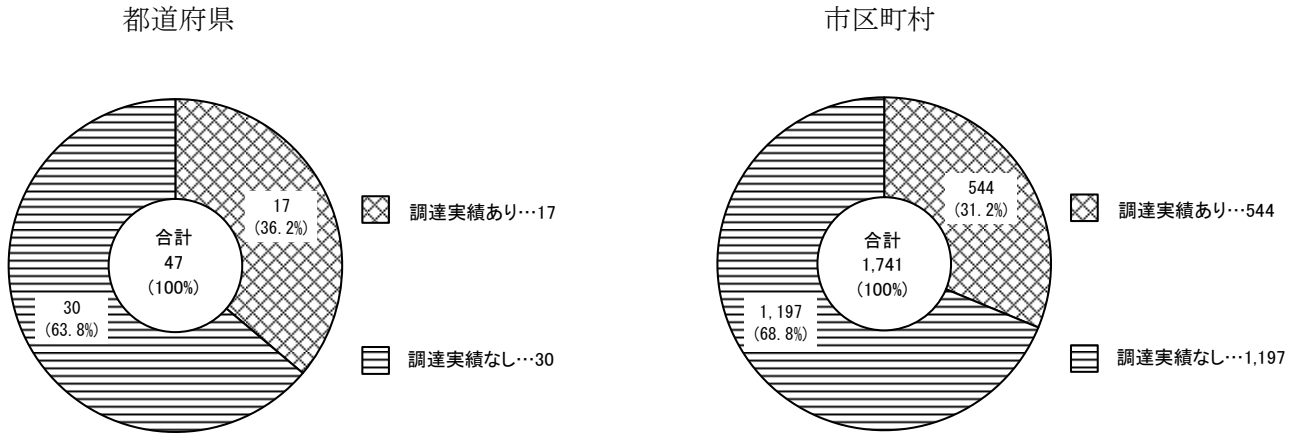
市区町村
(導入予定なし1,337団体中)

※ここでの導入予定なしとは、第54図、第55図にある各システムにおいて、1つでも導入予定なしに該当する団体を指す。



4 中間標準レイアウトを活用したシステム整備

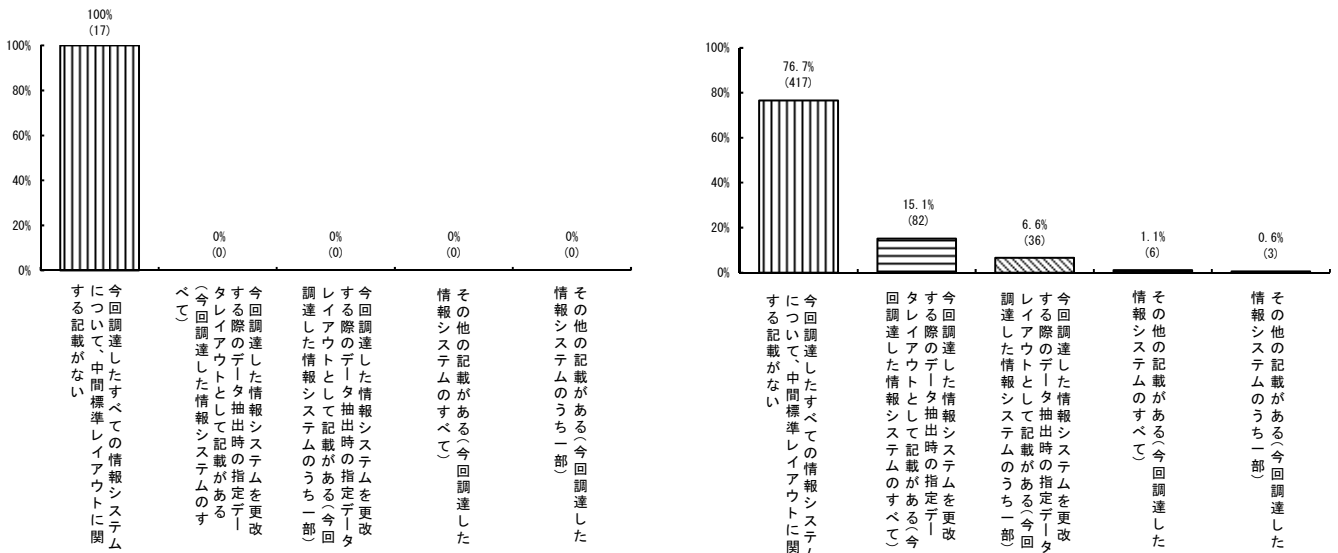
第 58 図 情報システムの調達実績（平成 27 年度実績）



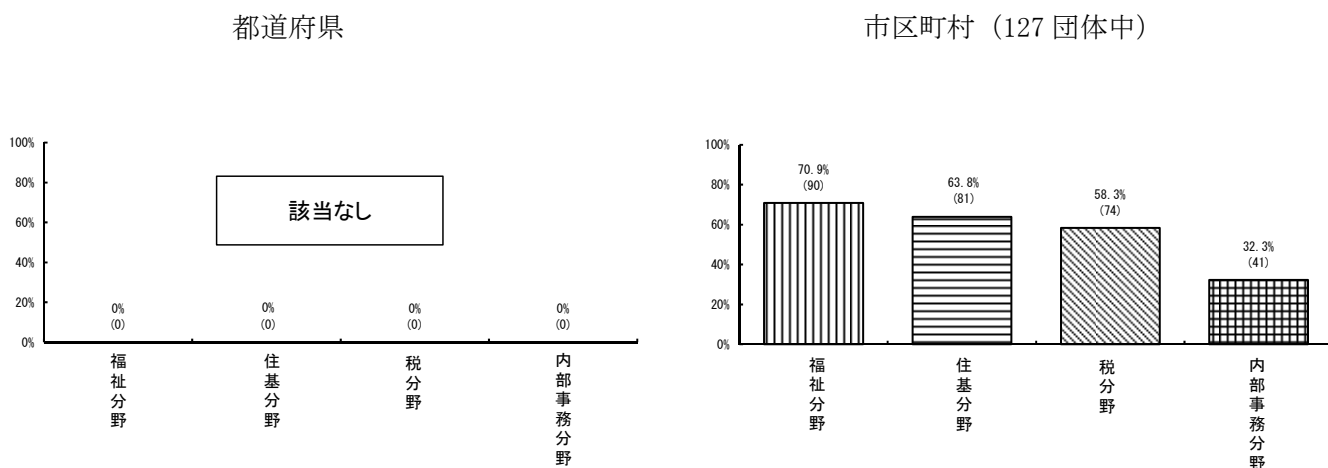
第 59 図 調達仕様書への中間標準レイアウトの記載状況（複数回答）

都道府県（調達実績がある 17 団体中）

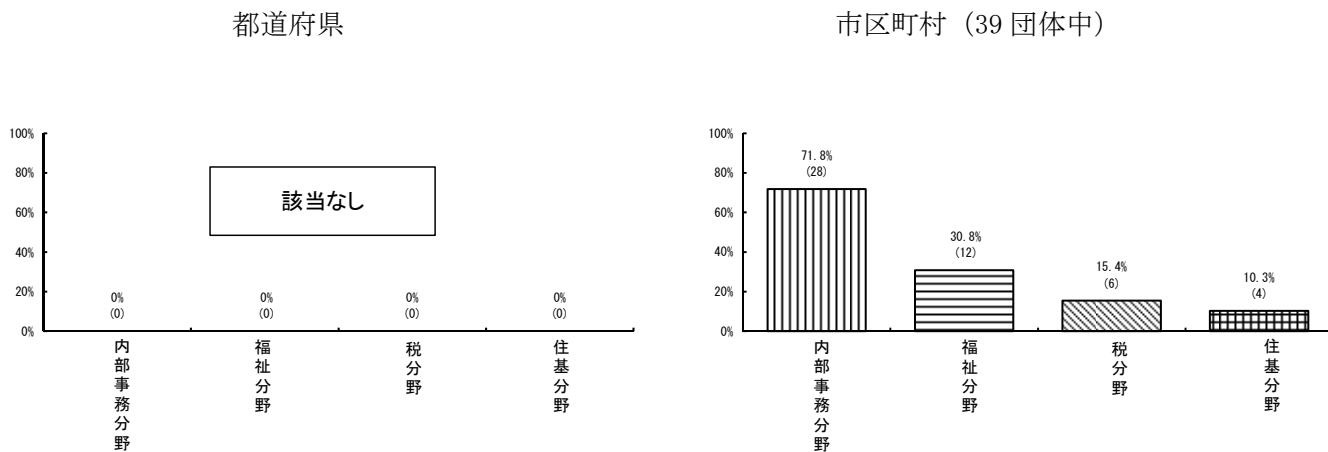
市区町村（調達実績がある 544 団体中）



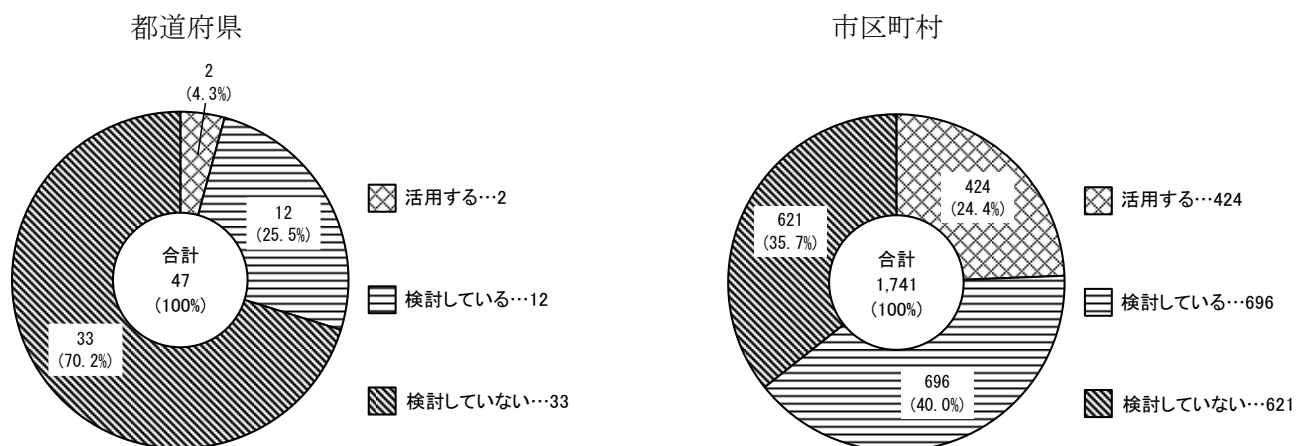
第 60 図 中間標準レイアウトに関する記載がある業務システムの分野（複数回答）
 （調達仕様書に中間標準レイアウトに関する記載がある団体中）



第 61 図 中間標準レイアウトに関する記載がない業務システムの分野（複数回答）
 （調達仕様書に中間標準レイアウトに関する記載がある団体で一部しか記載がない団体中）



第 62 図 次期システムにおける中間標準レイアウトの活用について



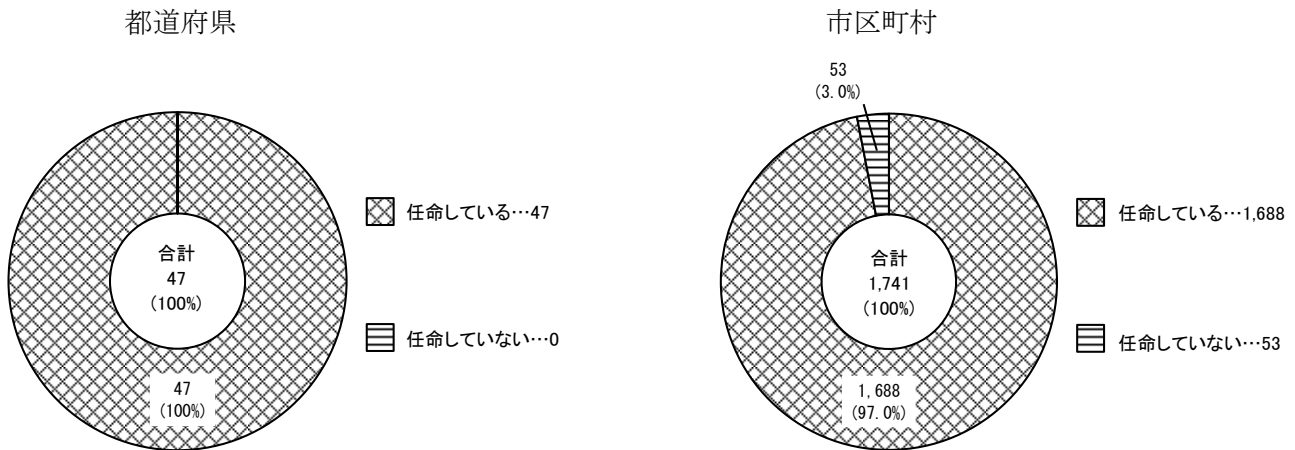
第5節 情報セキュリティ対策の実施状況

1 組織体制・規程類の整備

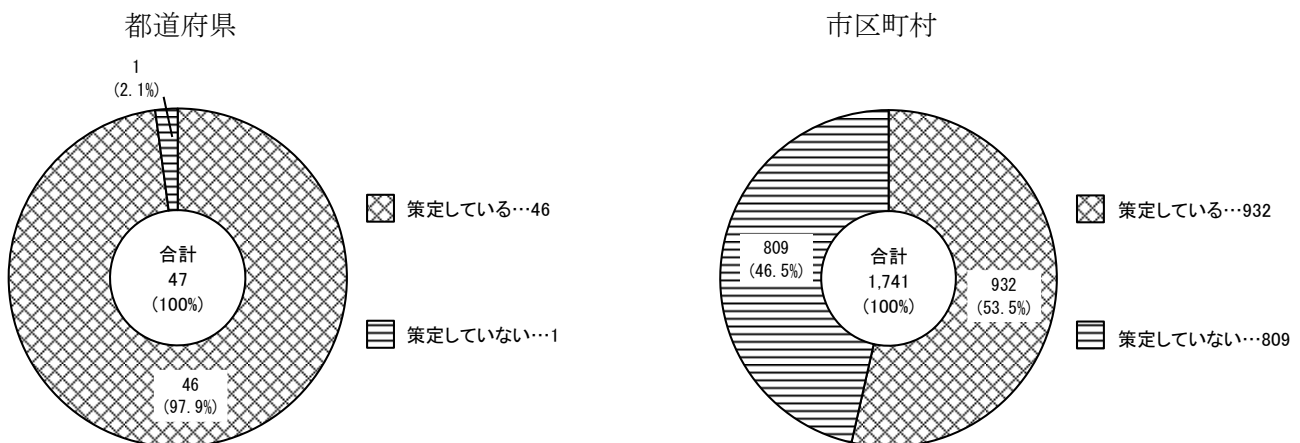
情報セキュリティの責任者や管理者等については、都道府県では全団体、市区町村では1,688団体(97.0%)で任命されている(第63図)。

また、都道府県では46団体(97.9%)、市区町村では932団体(53.5%)が、主要な情報資産についてのセキュリティ対策実施手順を策定している(第64図)。

第63図 情報セキュリティの責任者や管理者等の任命の有無

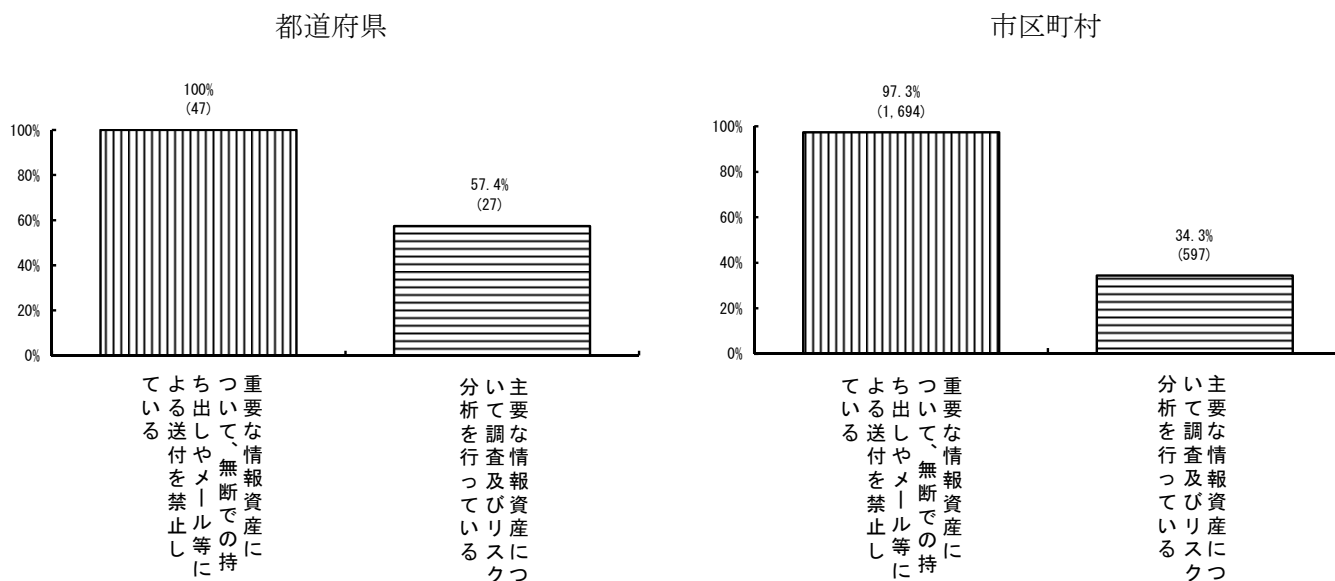


第64図 主要な情報資産についてのセキュリティ対策実施手順の策定の有無



2 情報資産の管理方法

第65図 情報資産の分類と管理方法（複数回答）

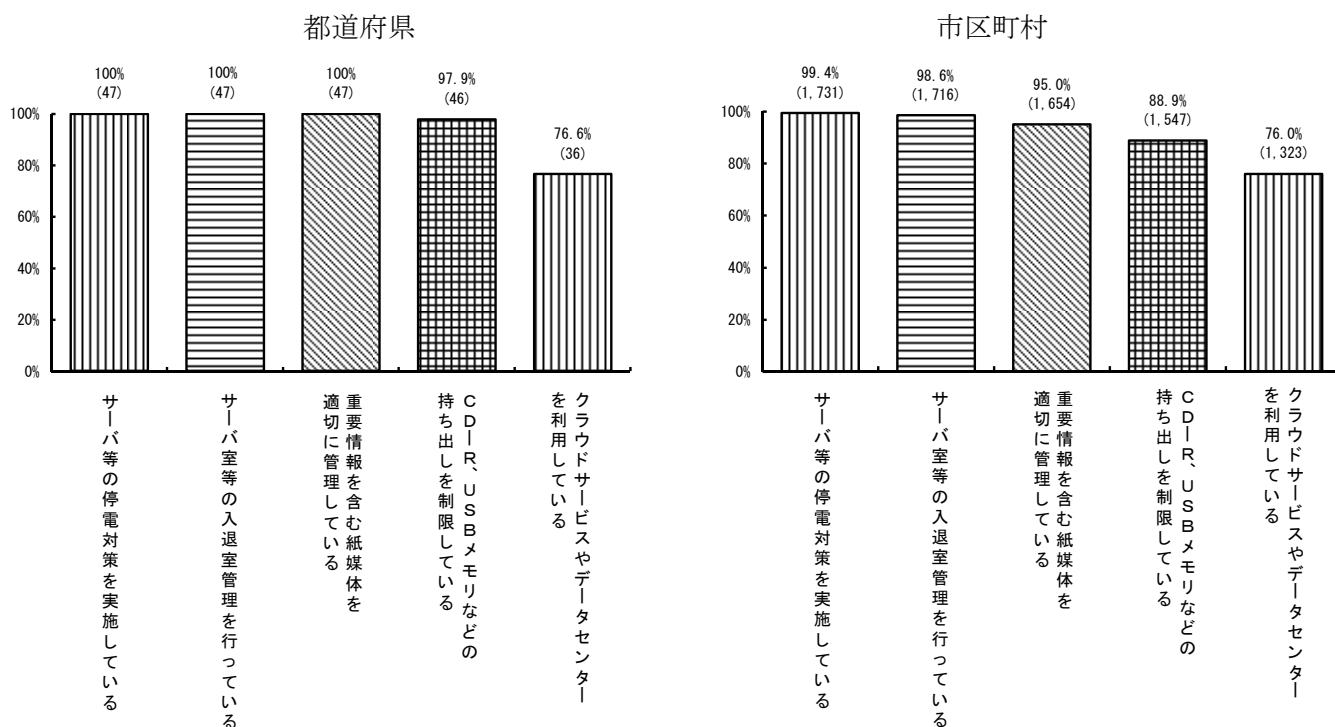


3 情報セキュリティ対策の実施

(1) 物理的セキュリティ対策の実施

物理的セキュリティ対策については、都道府県では「サーバ等の停電対策」、「サーバ室等の入退室管理」、「重要情報を含む紙媒体の適切な管理」を全団体で実施している。

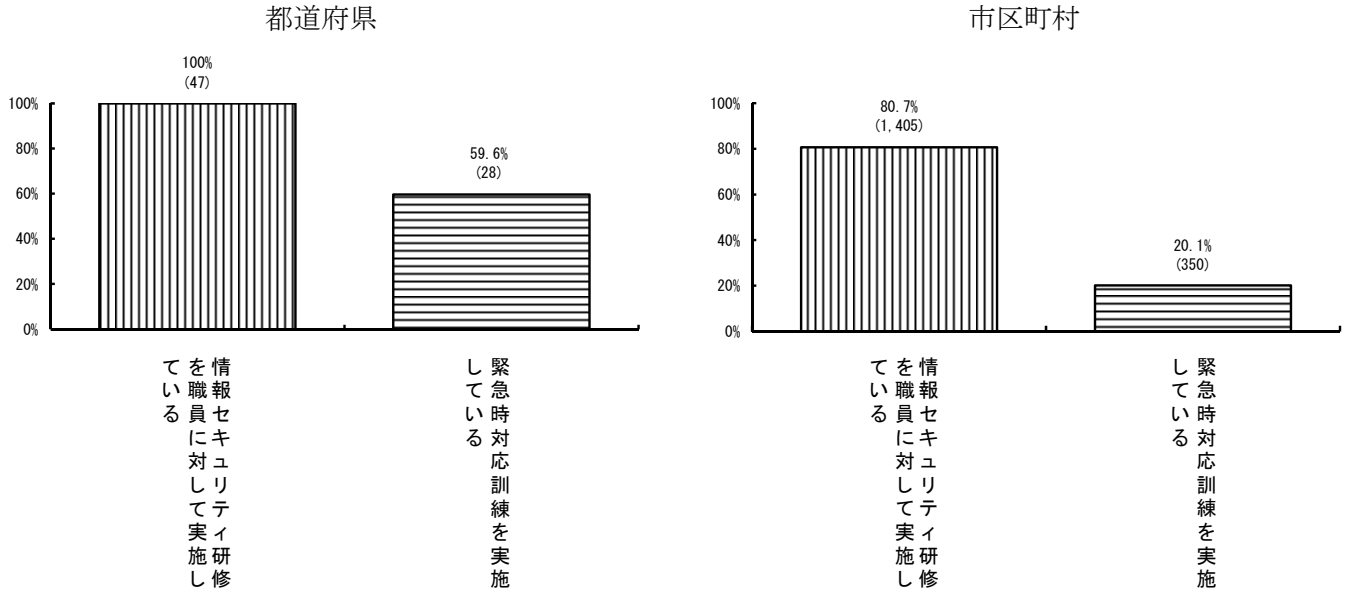
第66図 物理的セキュリティ対策の実施（複数回答）



(2) 人的セキュリティ対策の実施

人的セキュリティ対策については、都道府県においては全団体、市区町村では1,405団体（80.7%）が「情報セキュリティ研修を職員に対して実施」しており、都道府県においては28団体（59.6%）、市区町村では350団体（20.1%）が「緊急時対応訓練を実施」している。

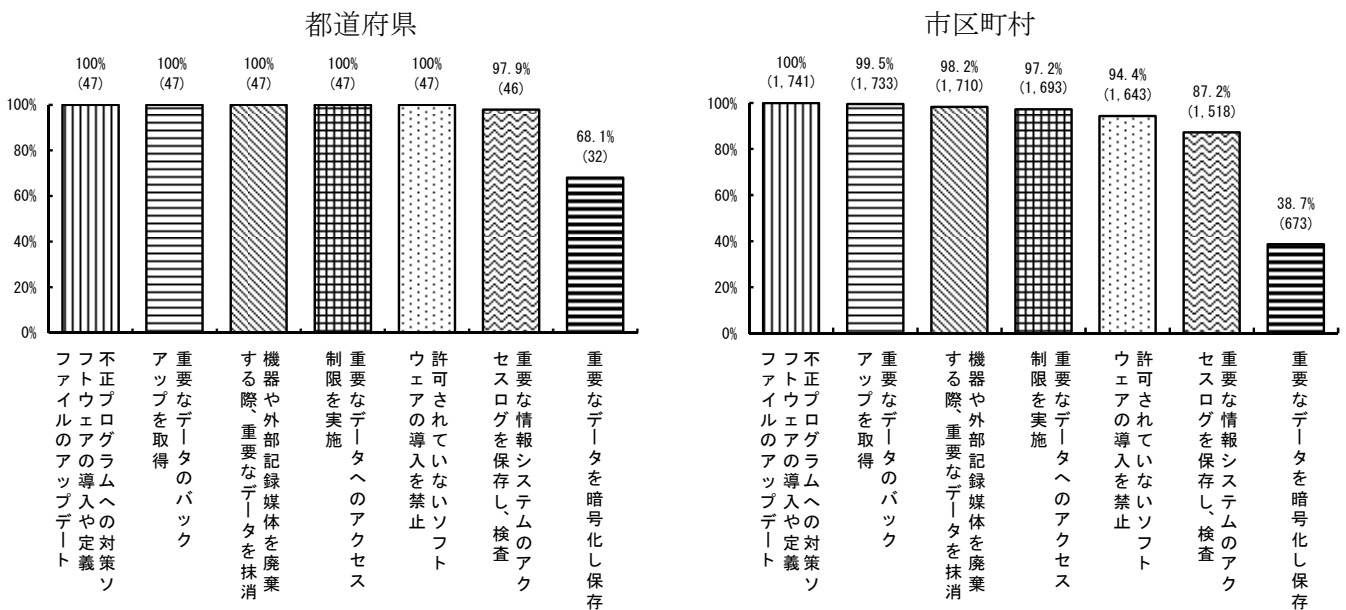
第67図 人的セキュリティ対策の実施（複数回答）



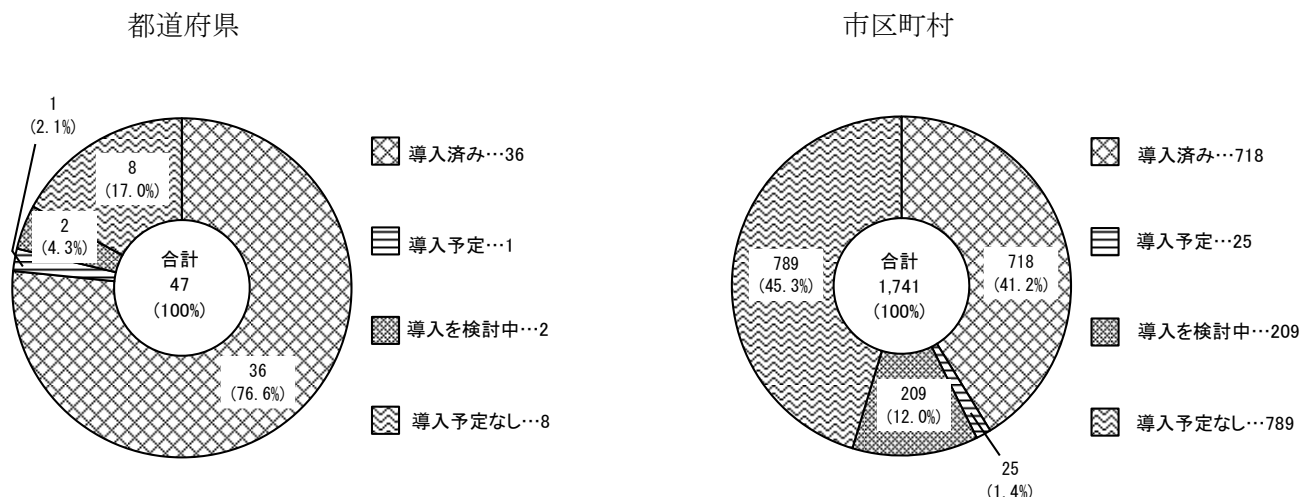
(3) 技術的セキュリティ対策の実施

技術的セキュリティ対策については、「不正プログラムへの対策ソフトウェアの導入や定義ファイルのアップデート」、「重要なデータのバックアップの取得」等を全都道府県で実施しており、市区町村においては「不正プログラムへの対策ソフトウェアの導入や定義ファイルのアップデート」を全団体が行っており、次いで「重要なデータのバックアップを取得」している団体が1,733団体（99.5%）となっている。一方、「重要なデータを暗号化し保存」している団体は、都道府県では32団体（68.1%）、市区町村では673団体（38.7%）とともに少なくなっている。

第68図 技術的セキュリティ対策の実施（複数回答）



第 69 図 SPF 認証（送信ドメイン認証）の実施状況

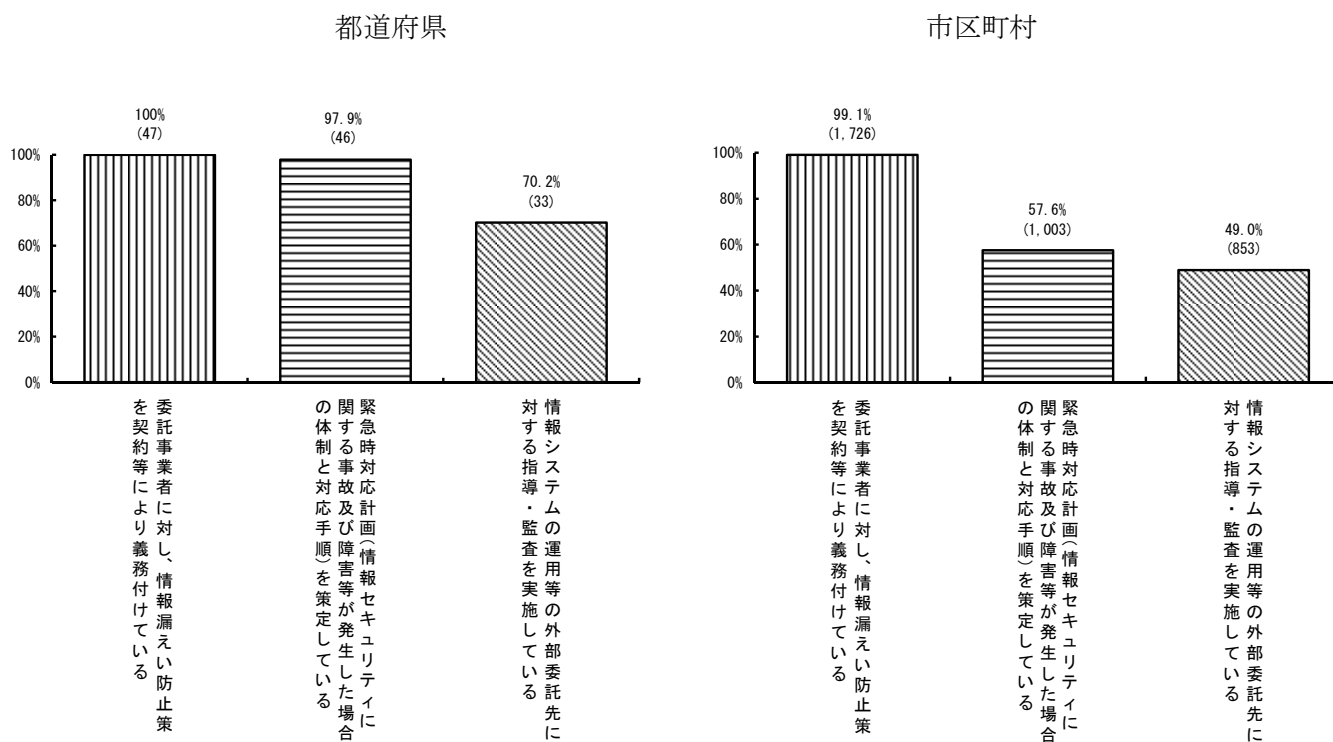


4 情報セキュリティ対策の運用

「委託事業者に対し、情報漏えい防止策を契約等により義務付けている」のは、都道府県では全団体、市区町村では1,726 団体（99.1%）である。

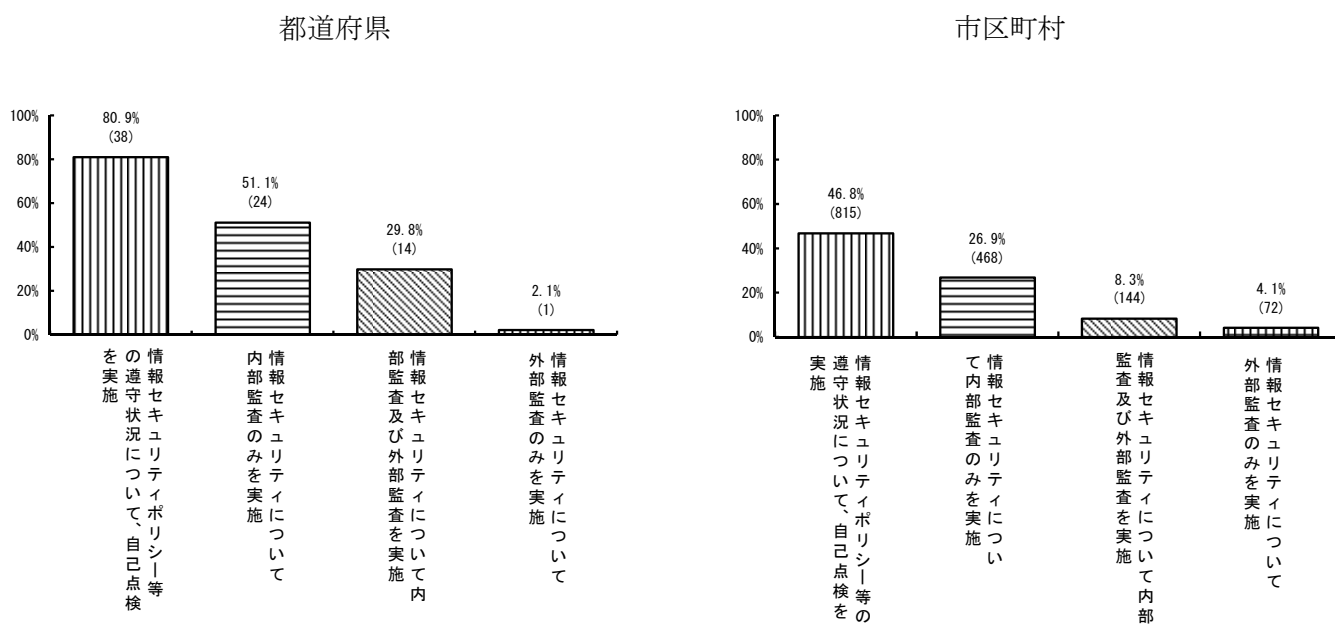
また、緊急時対応計画を策定しているのは、都道府県では46 団体（97.9%）、市区町村では1,003 団体（57.6%）であった。

第70図 情報セキュリティ対策の運用（複数回答）



5 情報セキュリティ対策の評価・見直し

第71図 情報セキュリティ対策の評価・見直し

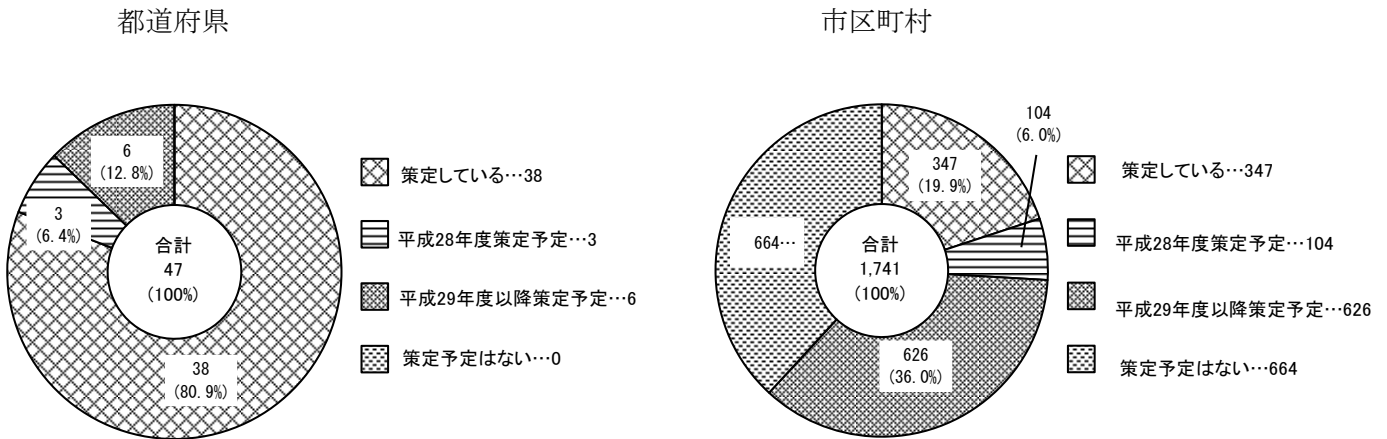


6 情報システムに関する業務継続計画（ICT-BCP）の策定状況

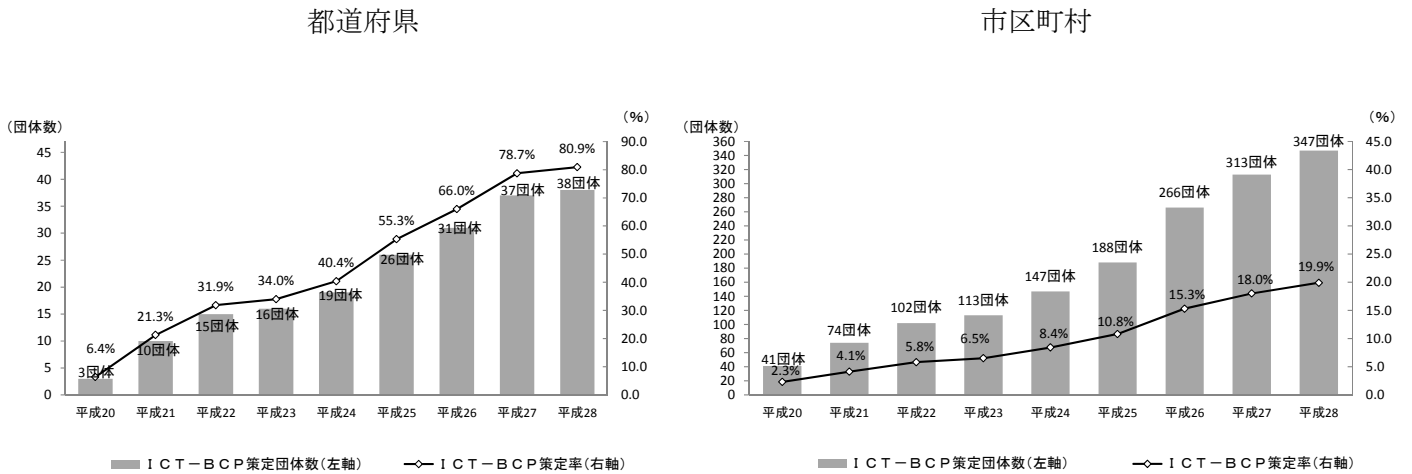
ICT-BCPの策定状況については、都道府県では38団体(80.9%)、市区町村では347団体(19.9%)で策定していた。

なお、今後策定予定の団体は、都道府県においては9団体、市区町村においては730団体であった。

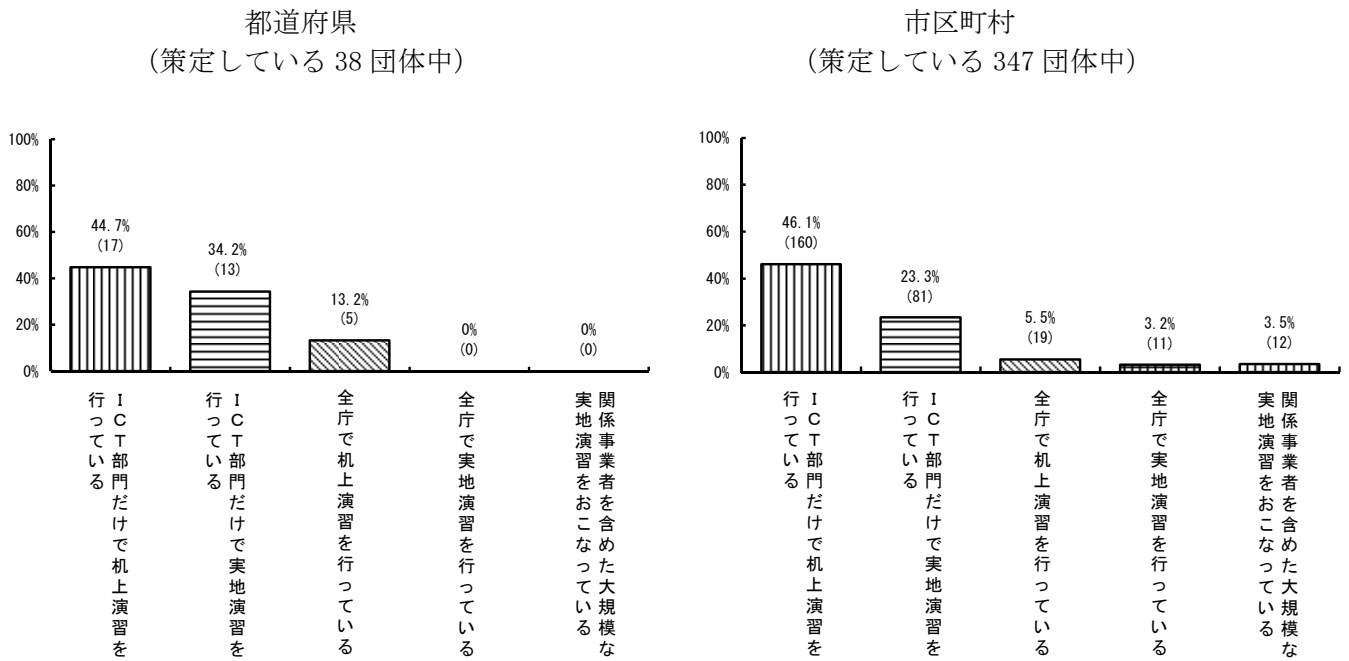
第72図 ICT-BCPの策定状況



第73図 ICT-BCPの策定率の推移



第 74 図 情報システムに関する業務継続訓練の実施状況(複数回答)



Ⅲ 個人情報保護対策

第1節 条例制定の状況

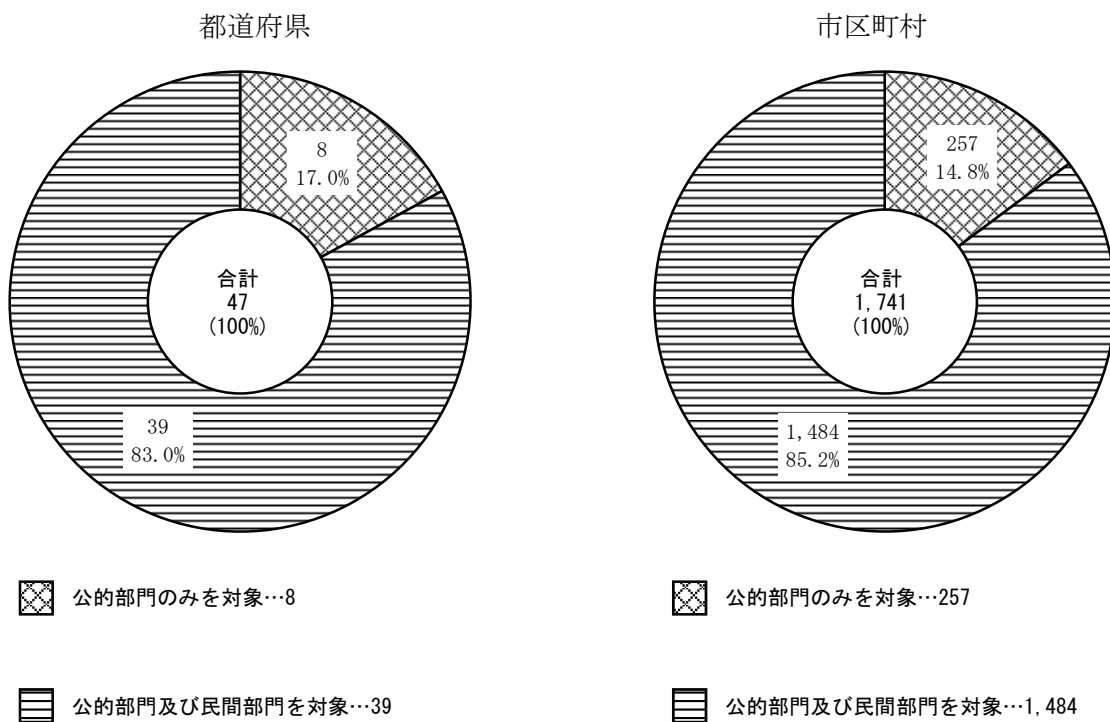
個人情報保護対策等に係る条例の制定率は、都道府県においては平成15年度以降、市区町村においては平成18年度以降、100%となっている

1 条例における主な規定内容

(1) 対象部門

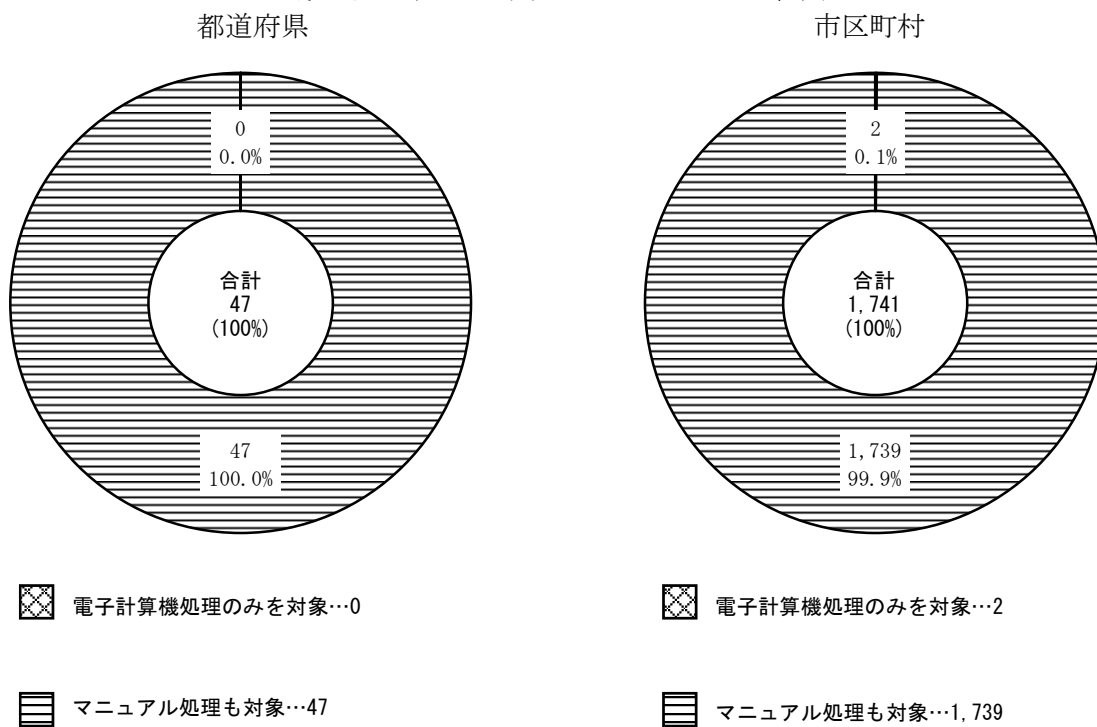
※規定の対象となる部門の範囲

第75図 条例等の規制対象とする部門の範囲



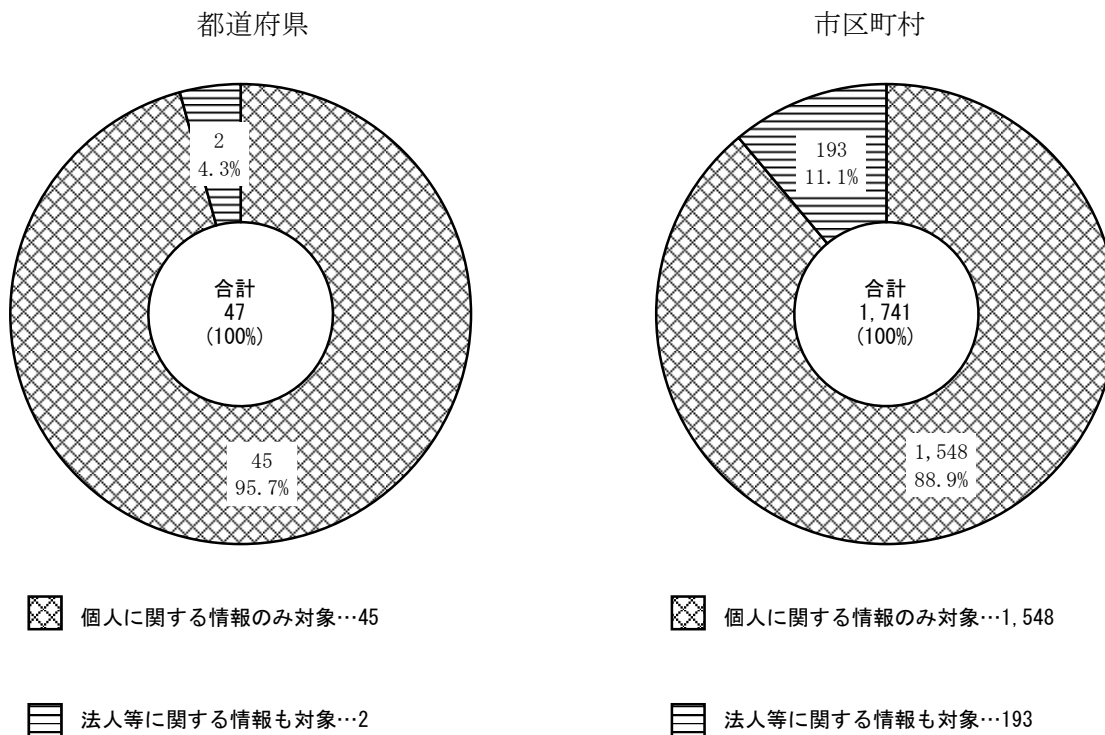
(2) 規定の対象となる処理形態の範囲

第76図 規定の対象となる処理形態の範囲



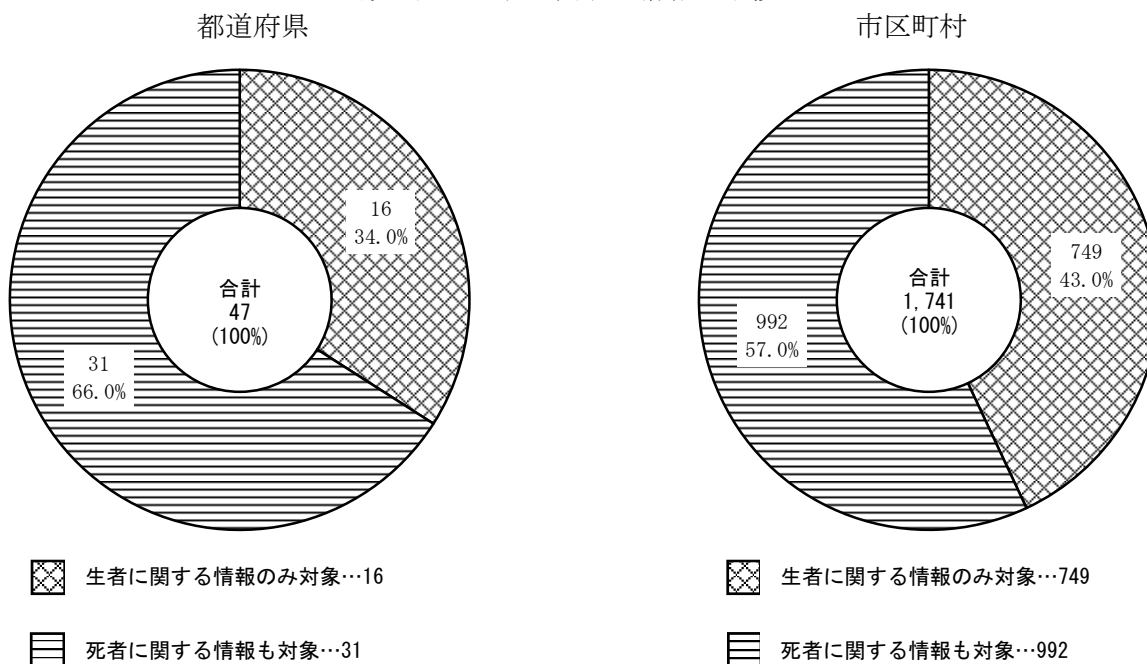
(3) 保護の対象となる情報の種類

第77図 保護の対象となる情報の種類



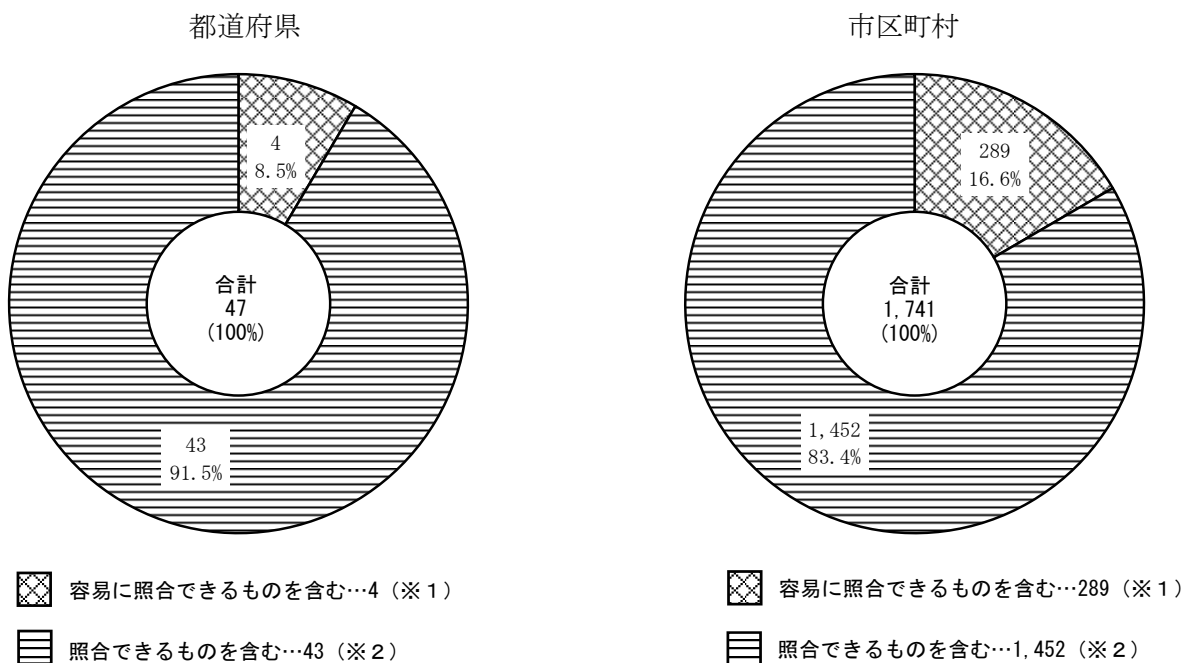
(4) 死者に関する情報の取扱い

第78図 死者に関する情報の取扱い



(5) 他の情報との照合

第79図 他の情報との照合



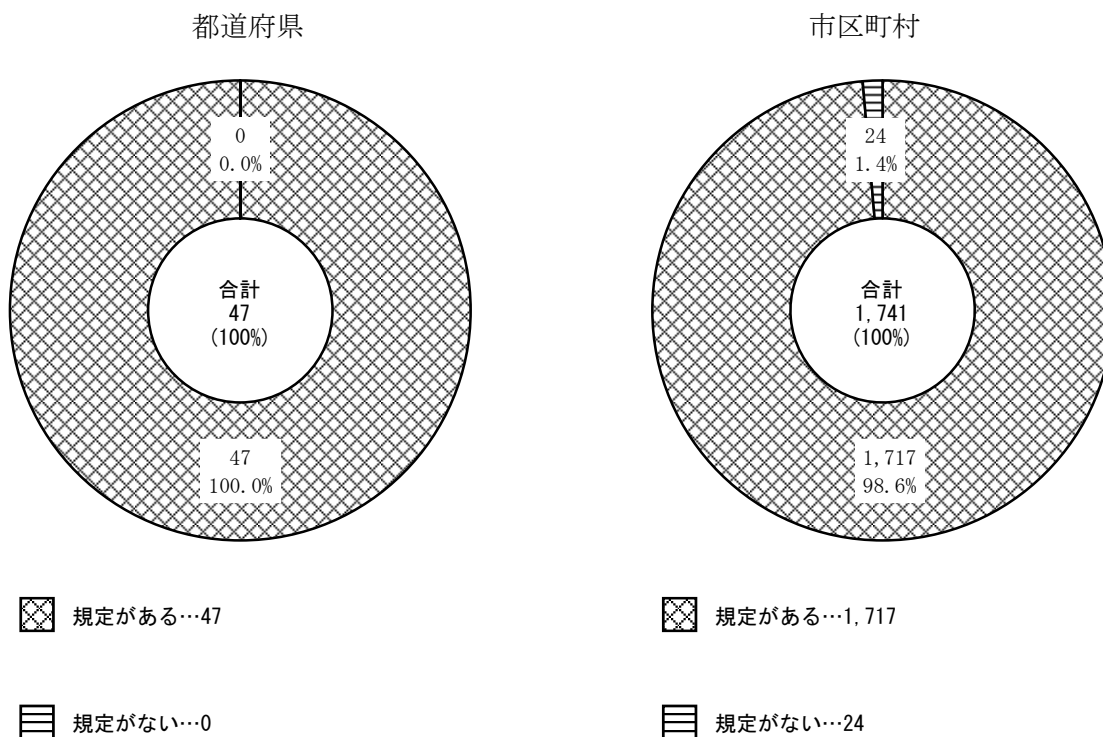
※1 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報を保護の対象に含む。

※2 他の情報と照合（容易ではない照合を含む。）することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報を保護の対象に含む。

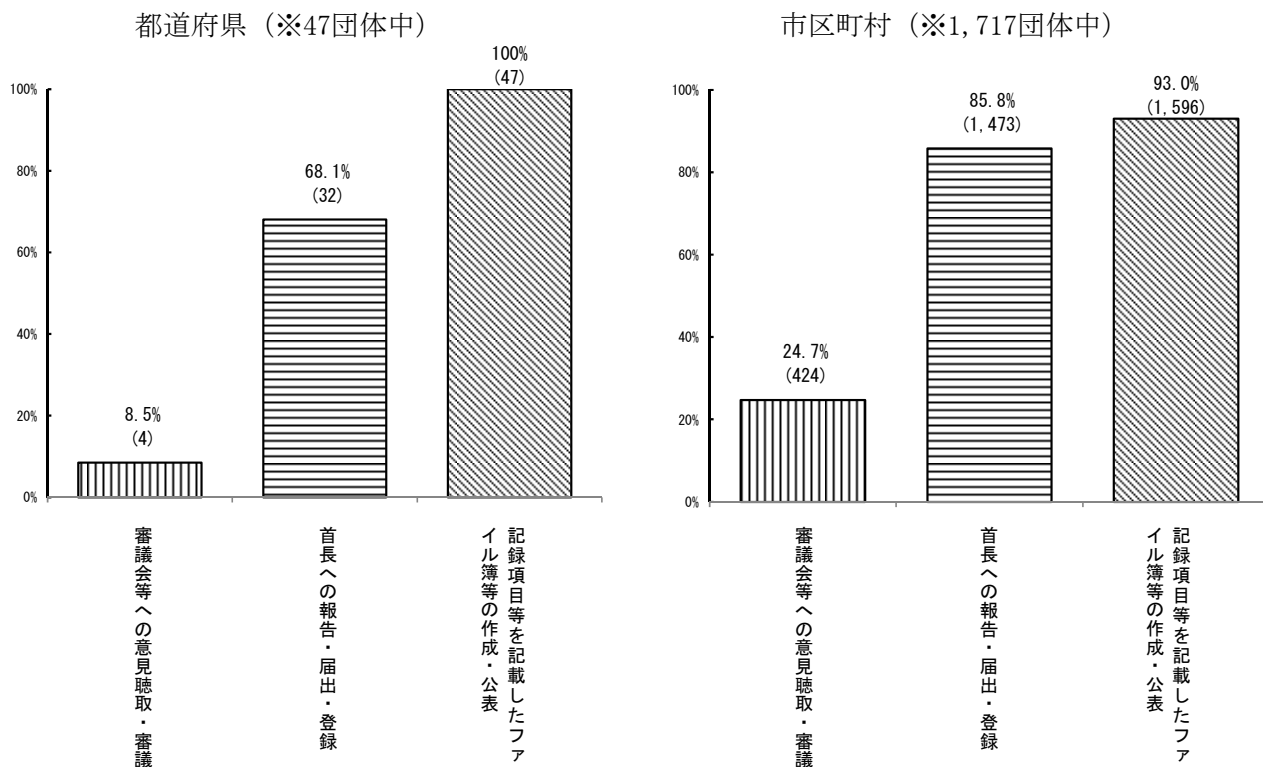
(6) 個人情報取扱業務の開始等に関する規定

※個人情報の記録項目を設定又は変更する場合、個人情報の処理に係る業務を開始又は変更する場合等の規定

第80図 個人情報取扱業務の開始等に関する規定の有無



第81図 個人情報取扱業務の開始等に関する規定の内容

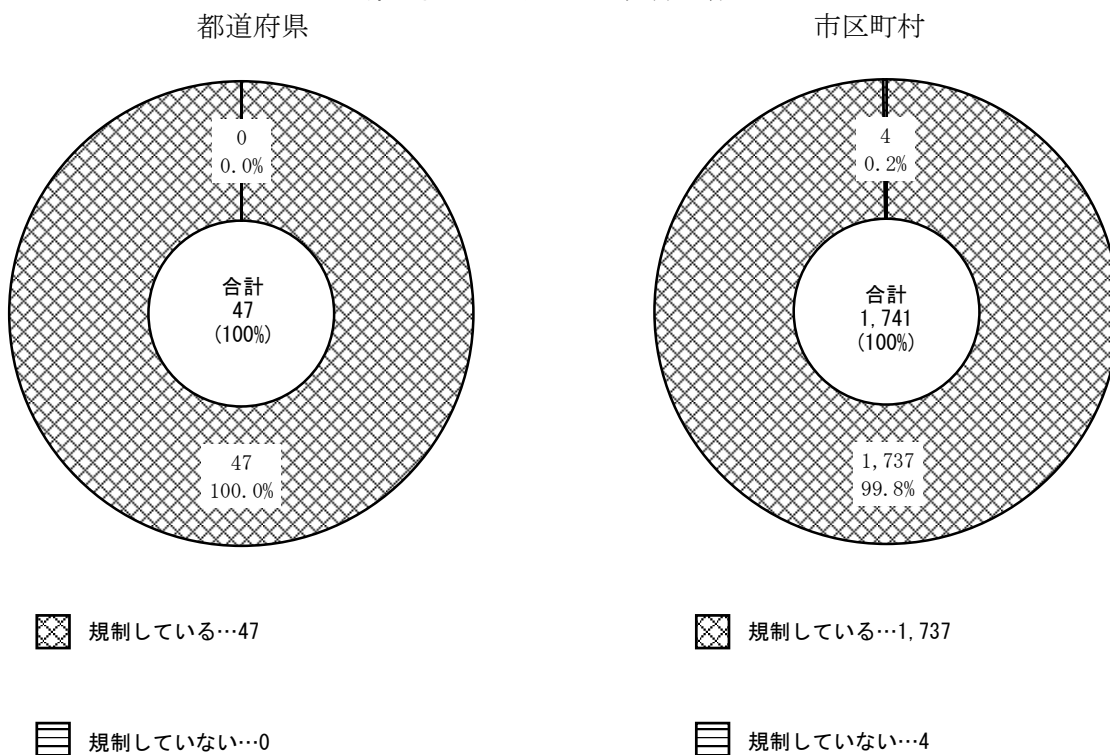


(7) 収集・記録規制

ア 目的による規制

※収集目的や使用目的の観点から個人情報の収集又は記録を規制する規定

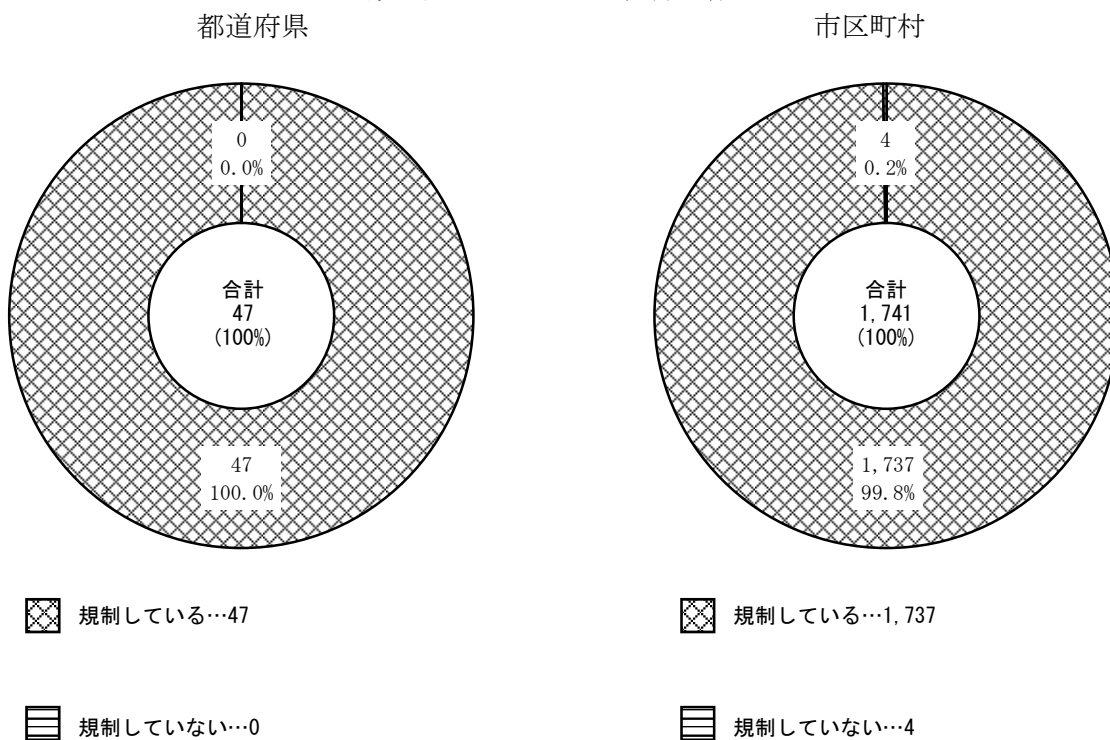
第82図 目的による規制の有無



イ 方法による規制

※収集方法の観点から個人情報の収集を規制する規定

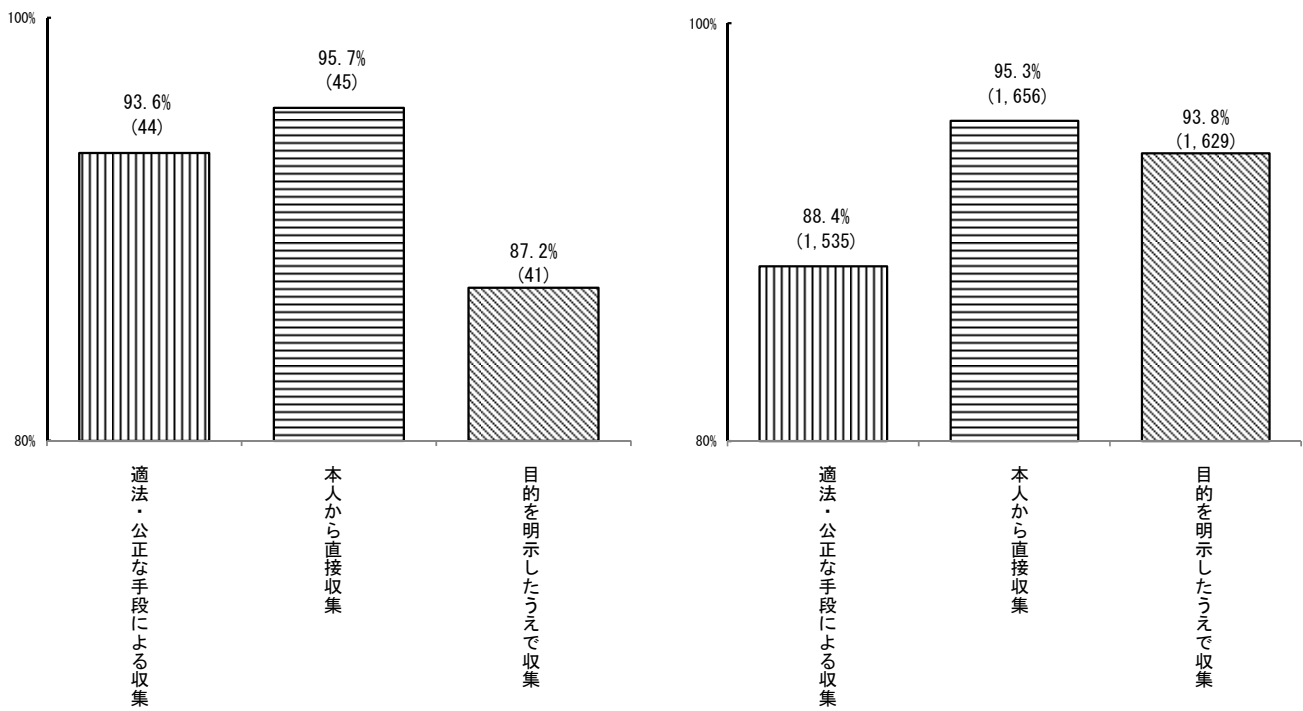
第83図 方法による規制の有無



第84図 方法による規制

都道府県 (※47団体中)

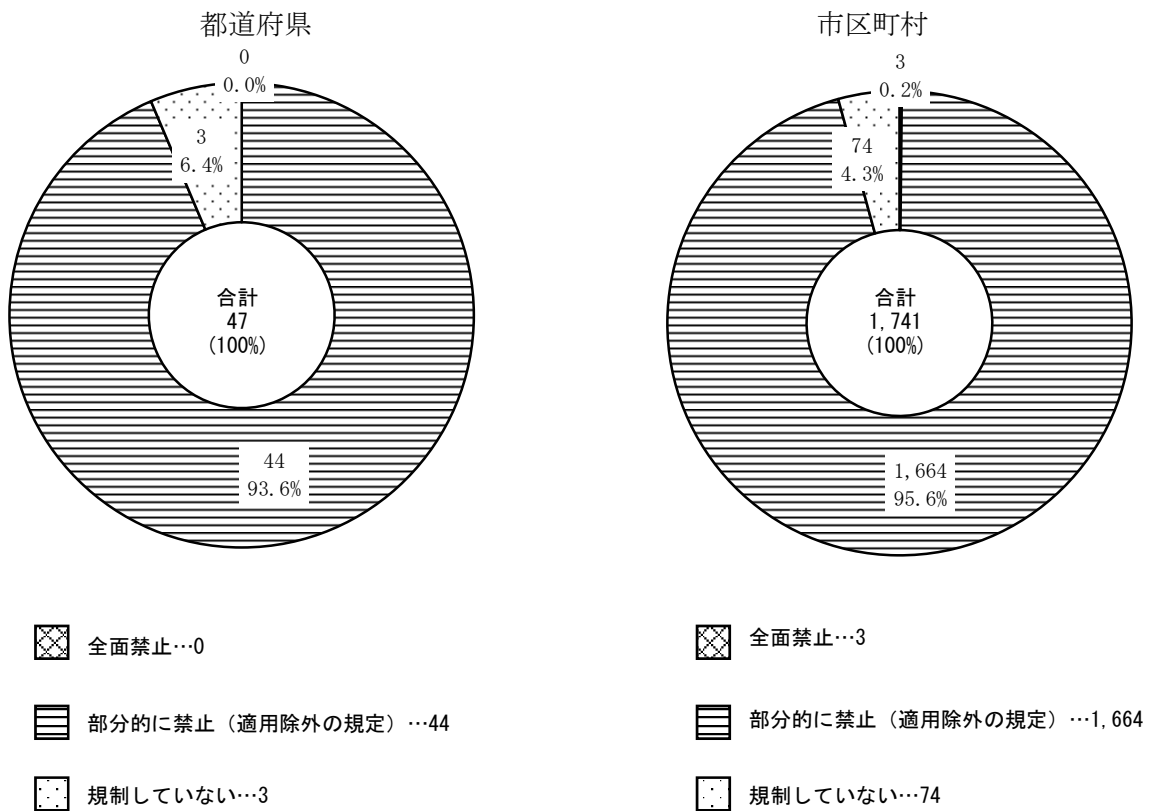
市区町村 (※1,737団体中)



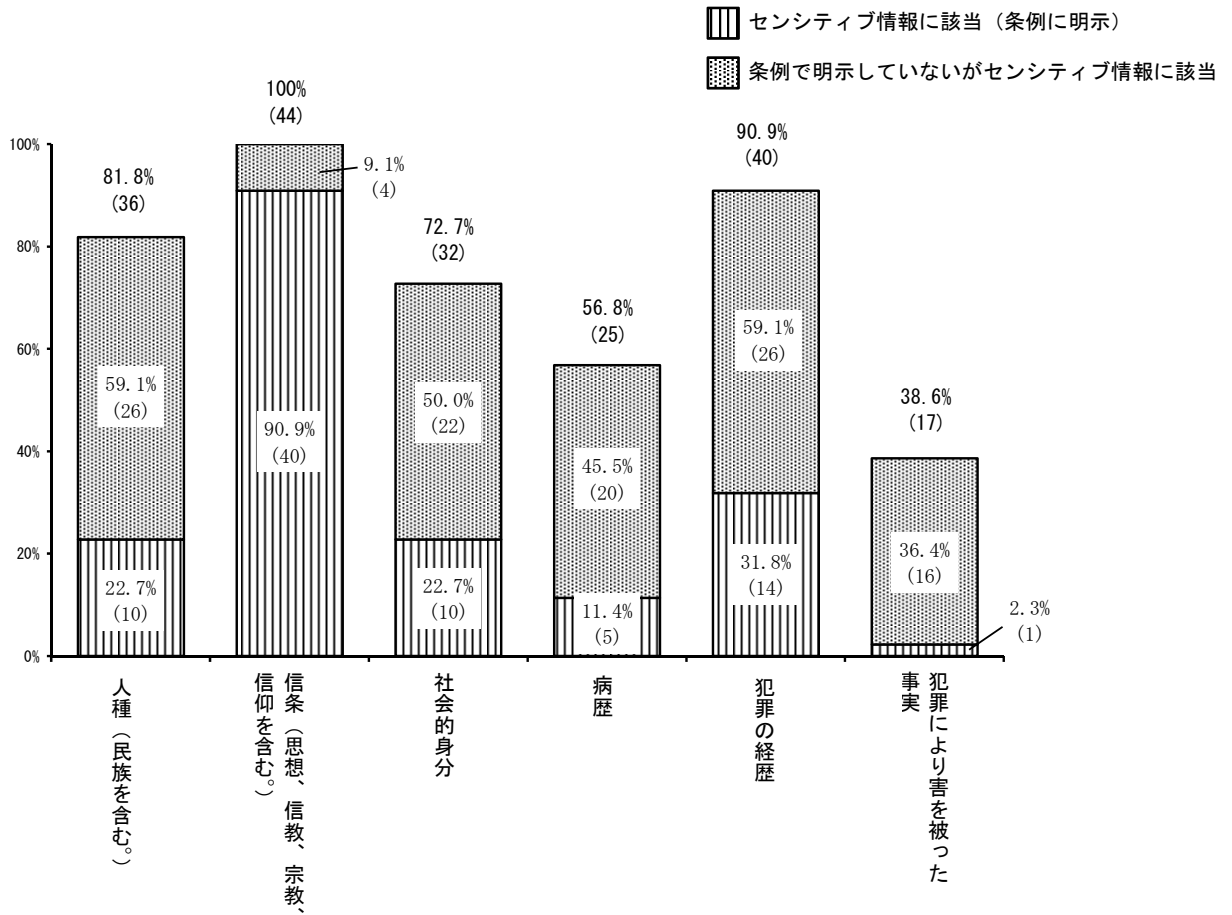
ウ 情報の種類による規制

※情報自体の性格から、個人の人格的利益に関わるおそれのある、いわゆるセンシティブな個人情報の収集又は記録を規制する規定

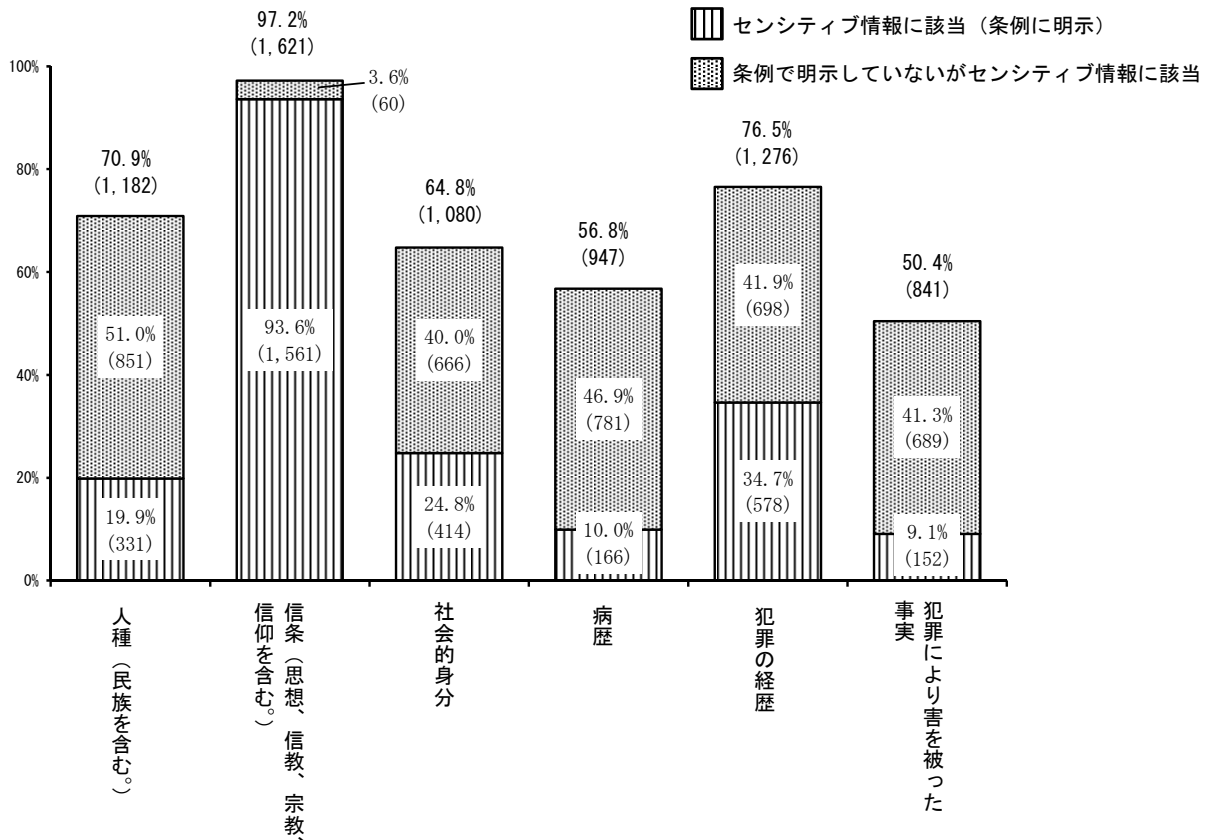
第85図 情報の種類による規制



第 86 図 情報の種類
都道府県 (※44 団体中)



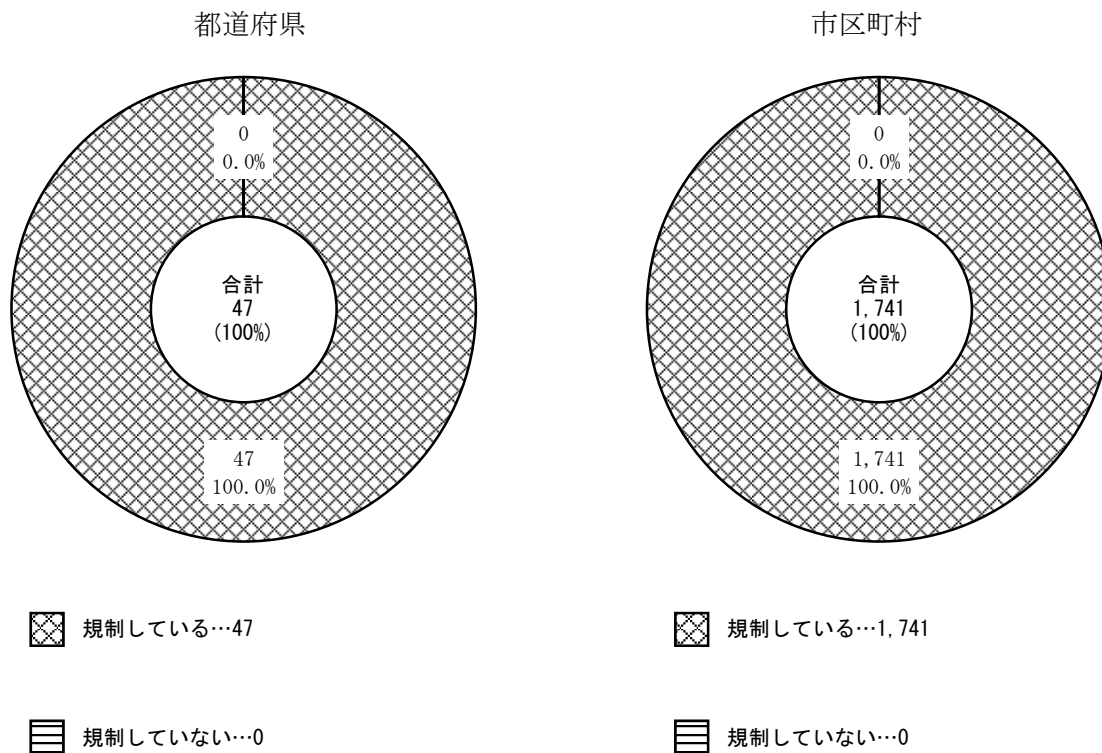
市区町村 (※1,667 団体中)



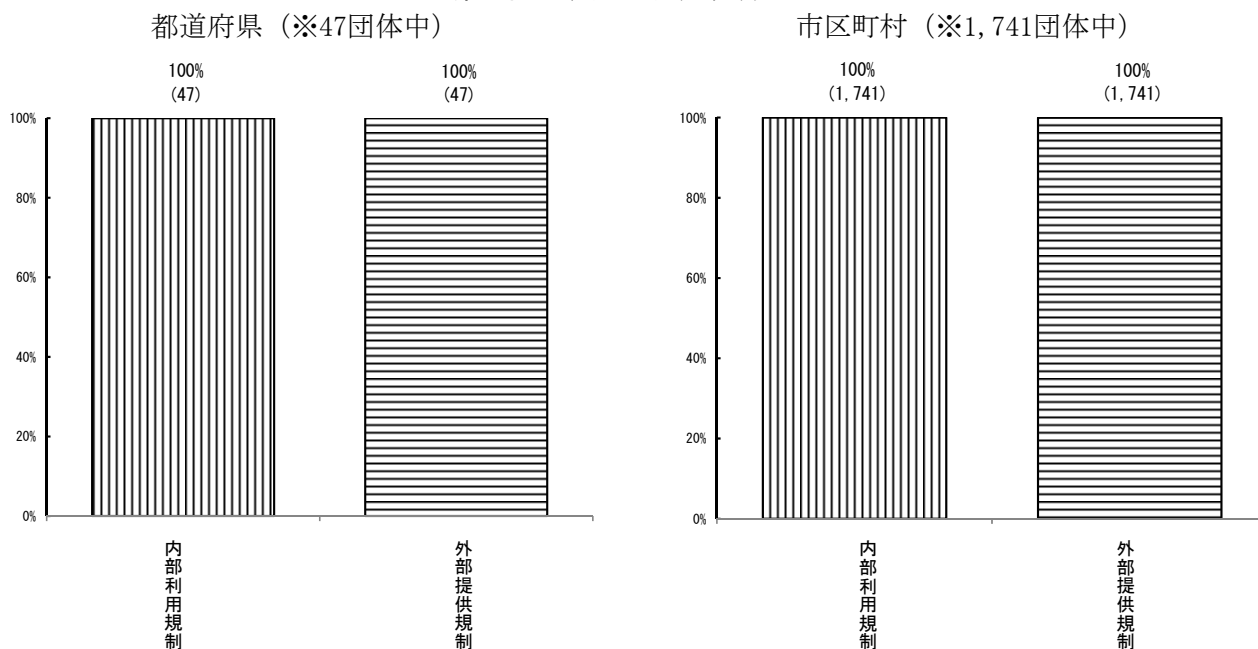
(8) 利用・提供規制

※内部における利用または外部への提供に関する規制

第87図 利用・提供に関する規制の有無



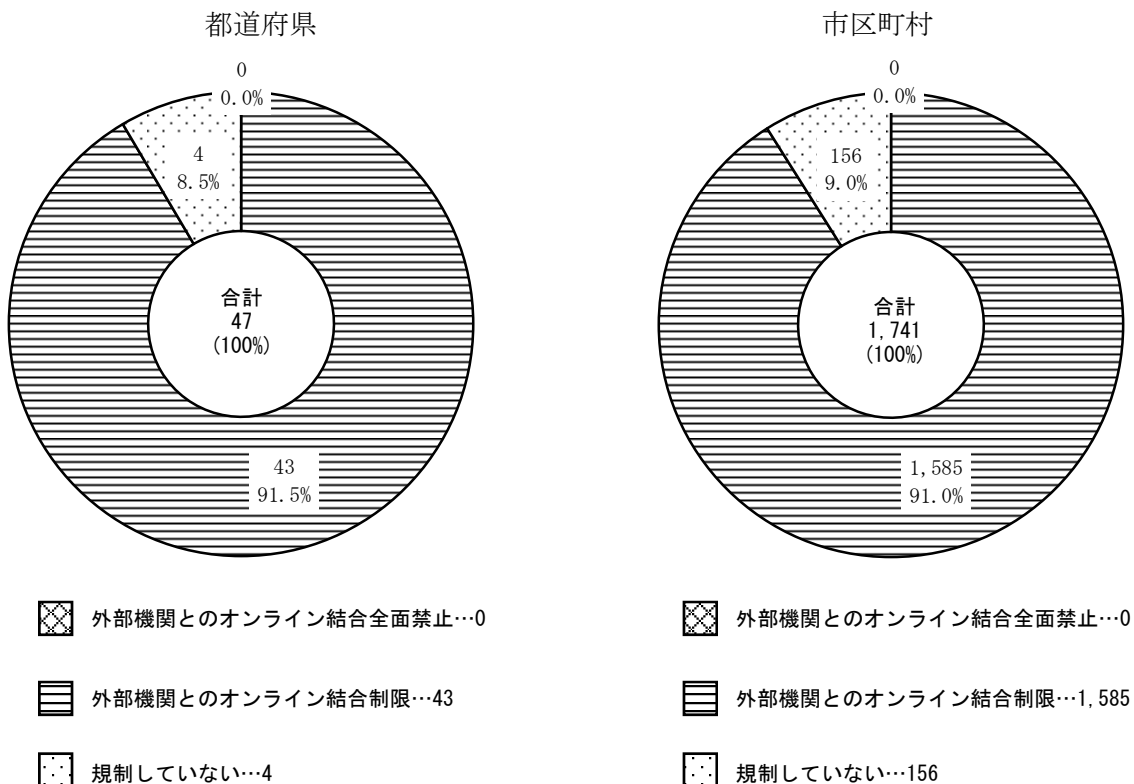
第88図 利用・提供規制



(9) オンライン結合規制

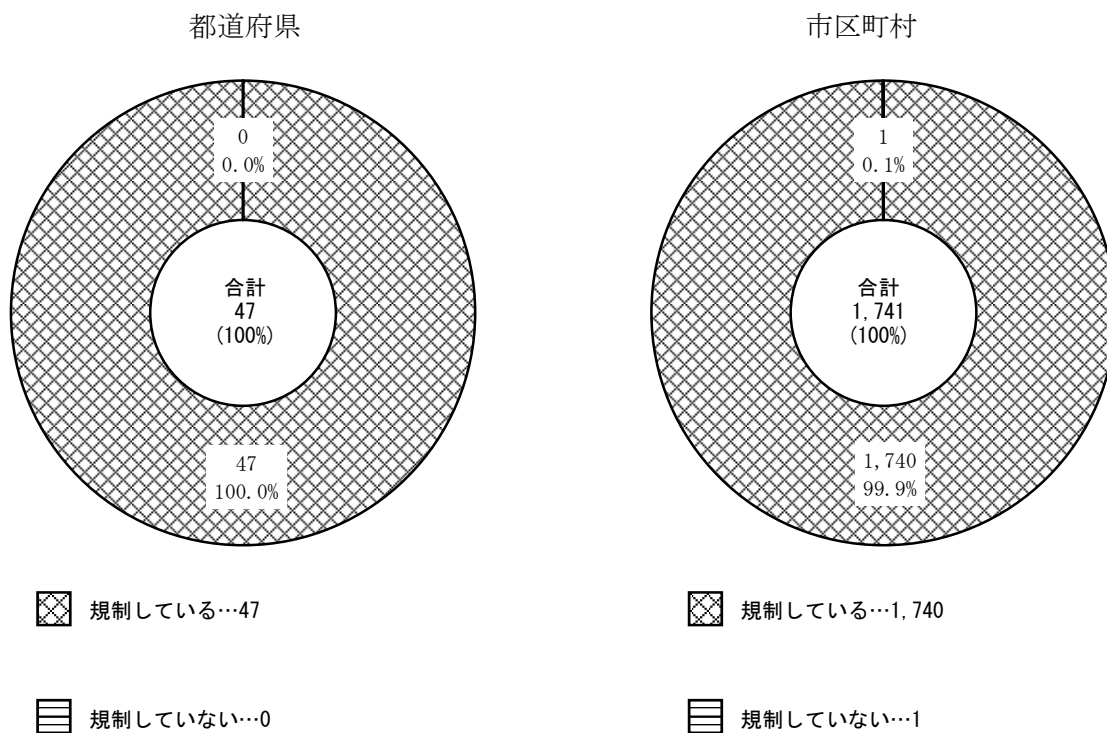
※通信回線を通じた結合による個人情報の外部提供に関する規制

第89図 オンライン結合規制

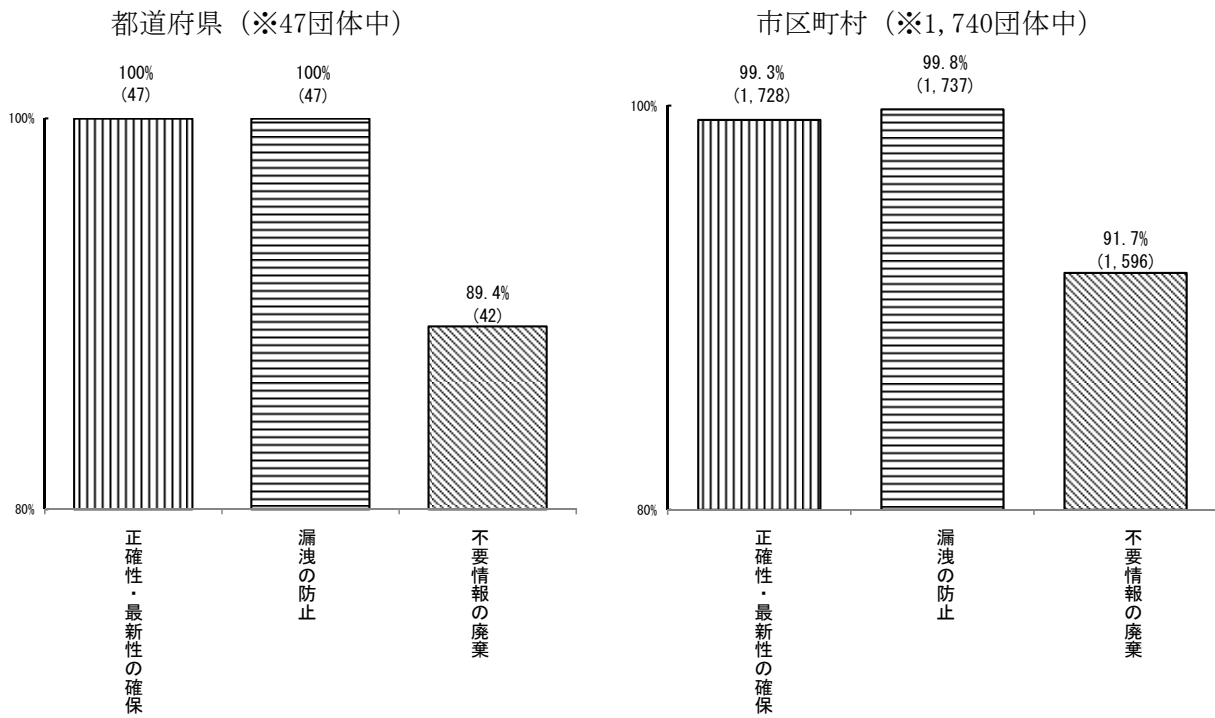


(10) 維持管理に関する規制

第90図 維持管理に関する規制の有無

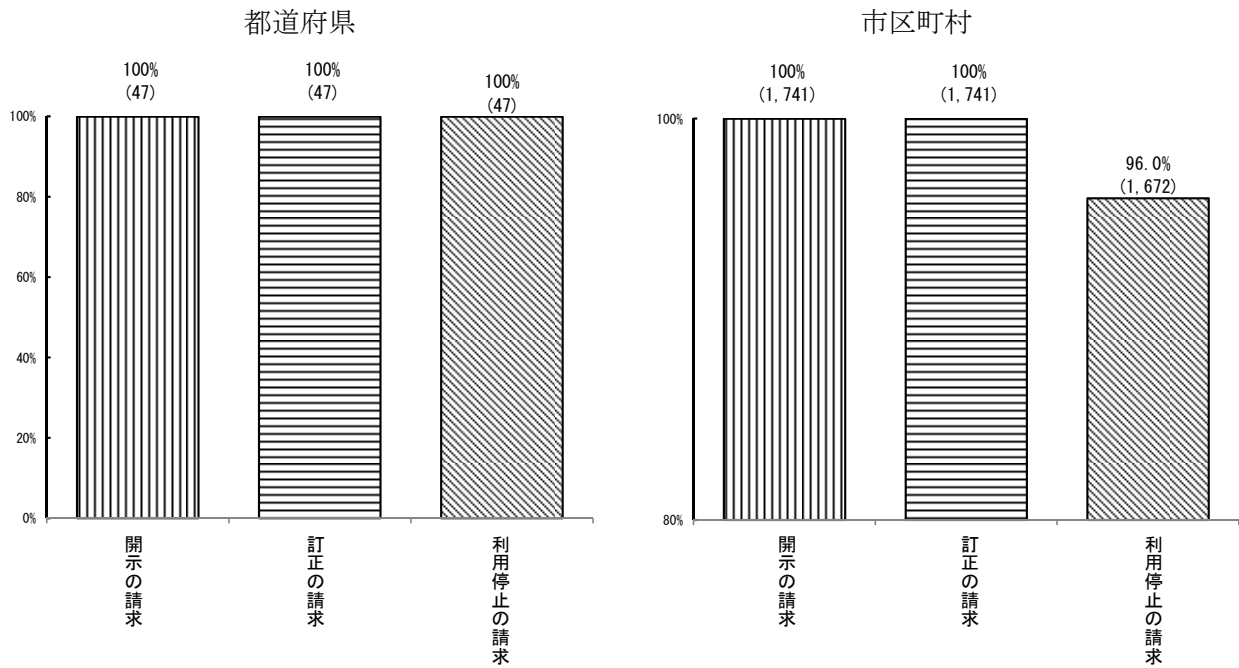


第91図 維持管理に関する規制



(11) 自己情報の開示・訂正等

第92図 自己情報の開示・訂正等

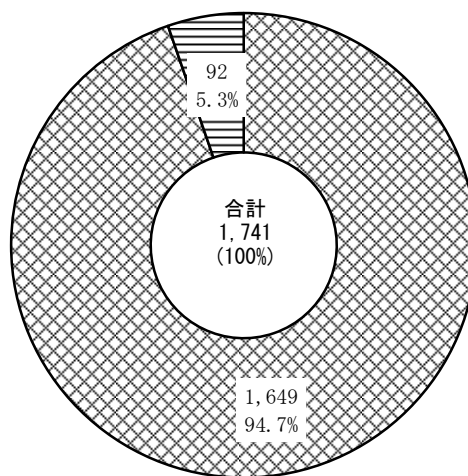
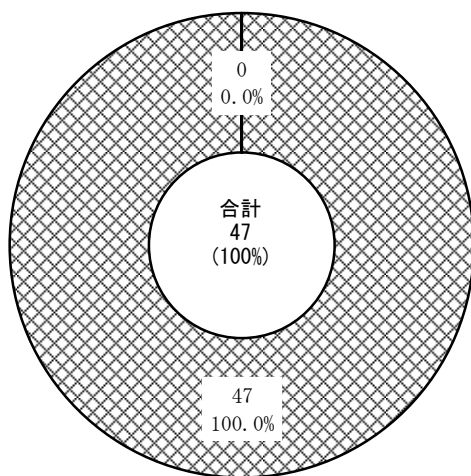


(12) 運用状況等の公表

第93図 運用状況等の公表に関する規定の有無

都道府県

市区町村



規定がある…47

規定がある…1,649

規定がない…0

規定がない…92

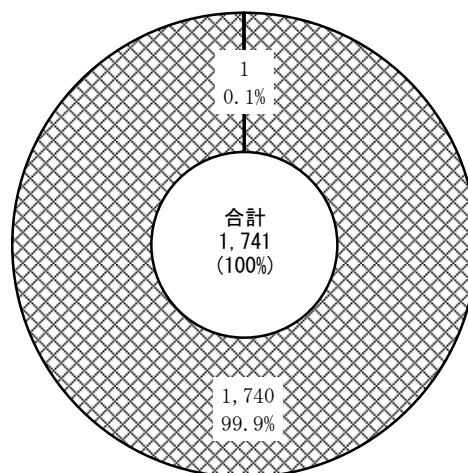
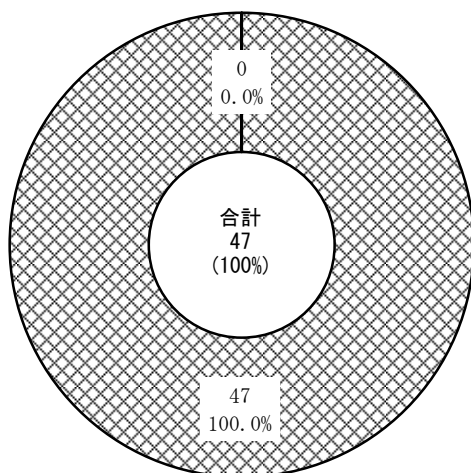
(13) 外部委託時の規制

※地方公共団体の外部に情報の処理を委託する際、個人情報保護のために必要な措置を講ずるよう義務づける規定

第94図 外部委託時の規制の有無

都道府県

市区町村



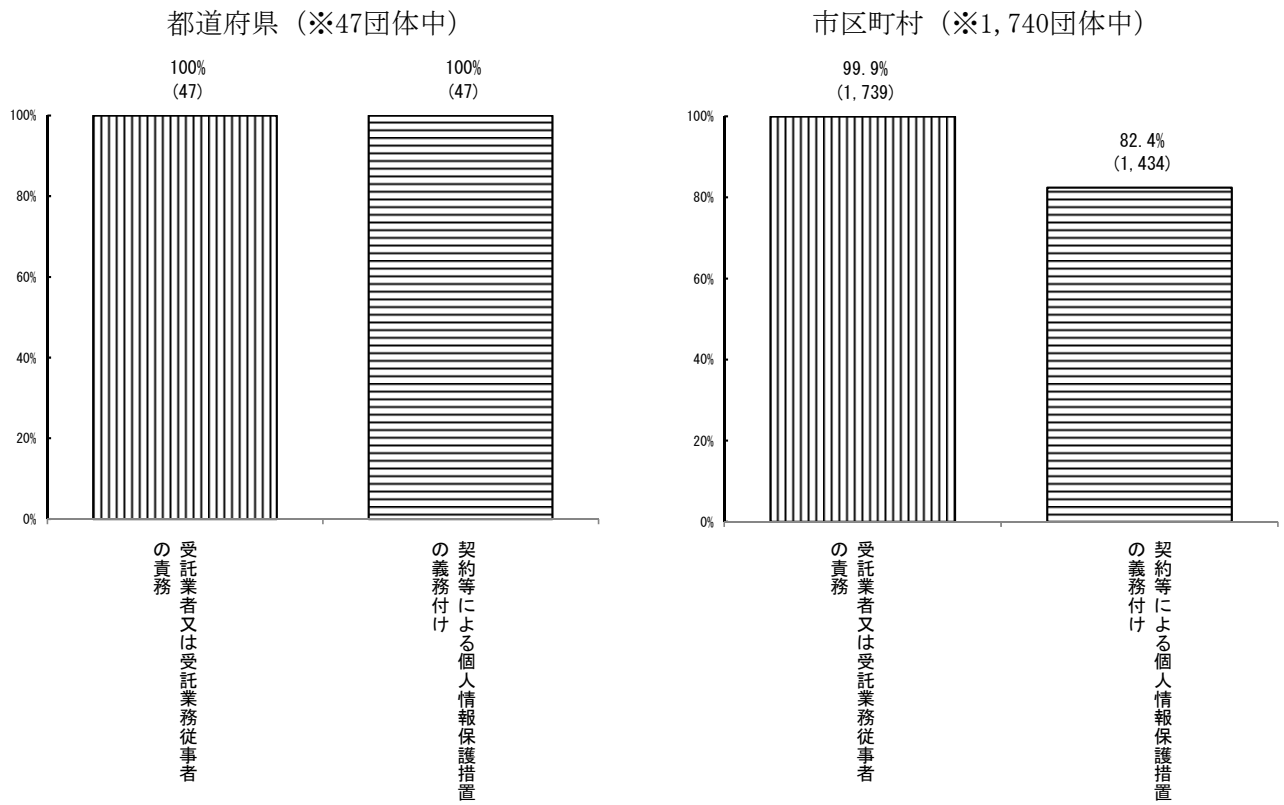
規制している…47

規制している…1,740

規制していない…0

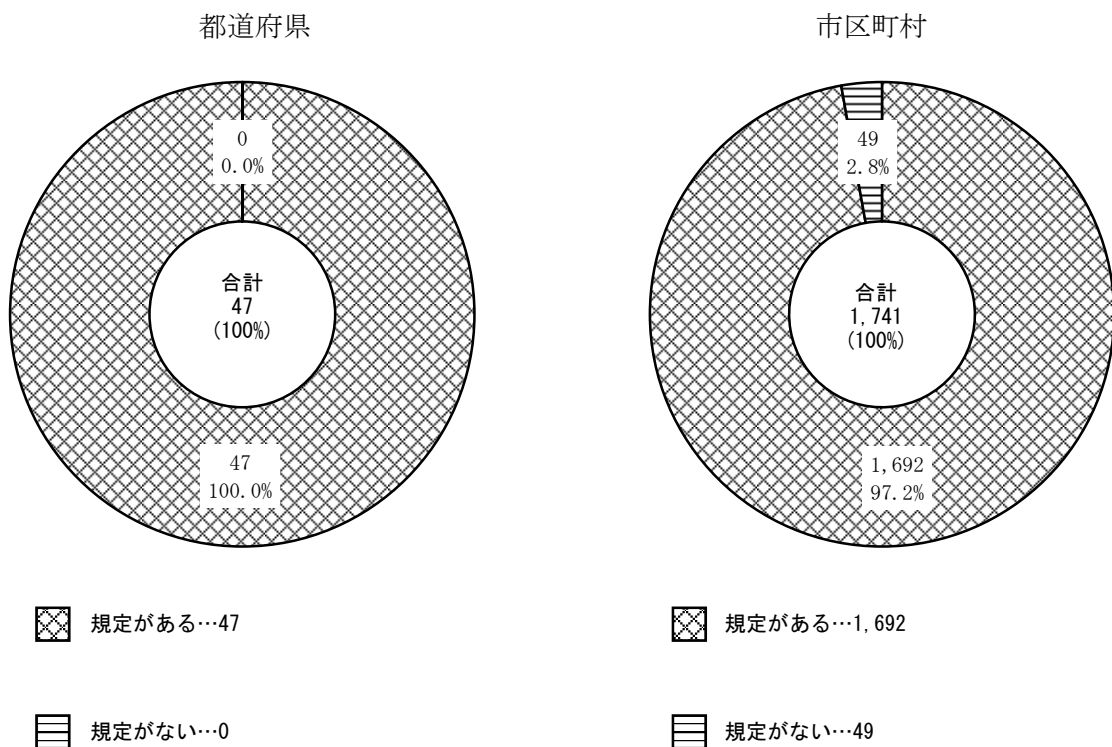
規制していない…1

第95図 外部委託時の規制



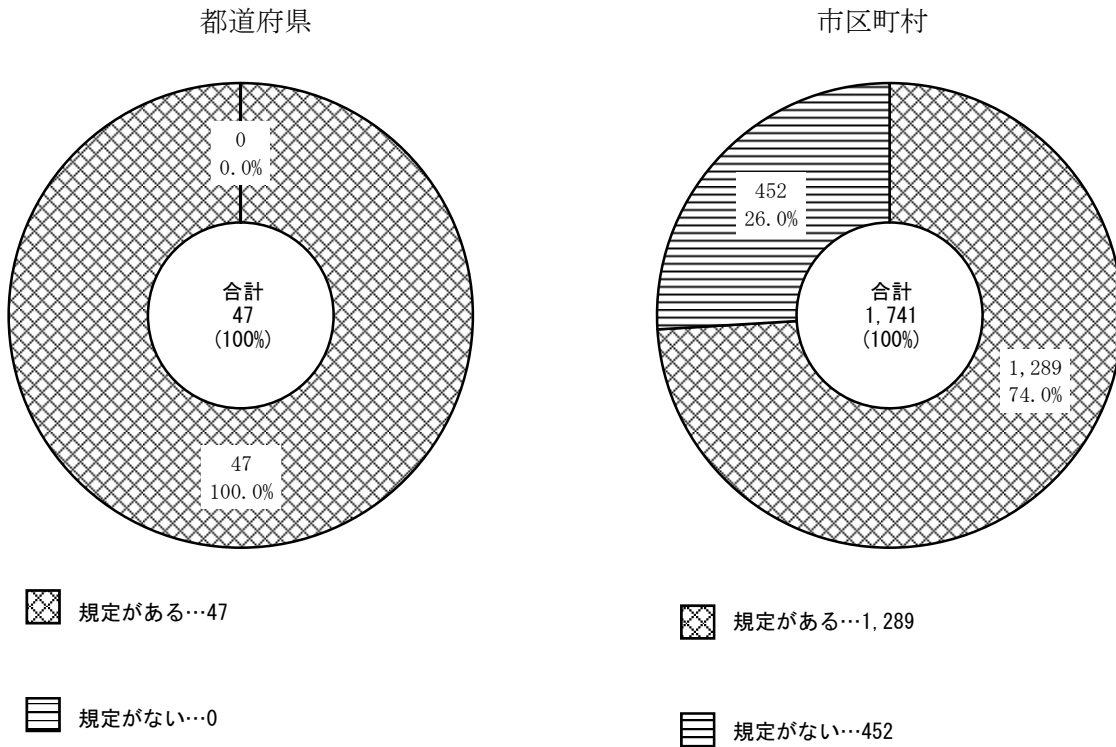
(14) 個人情報を取り扱う職員の責務

第96図 個人情報を取り扱う職員の責務に関する規定の有無



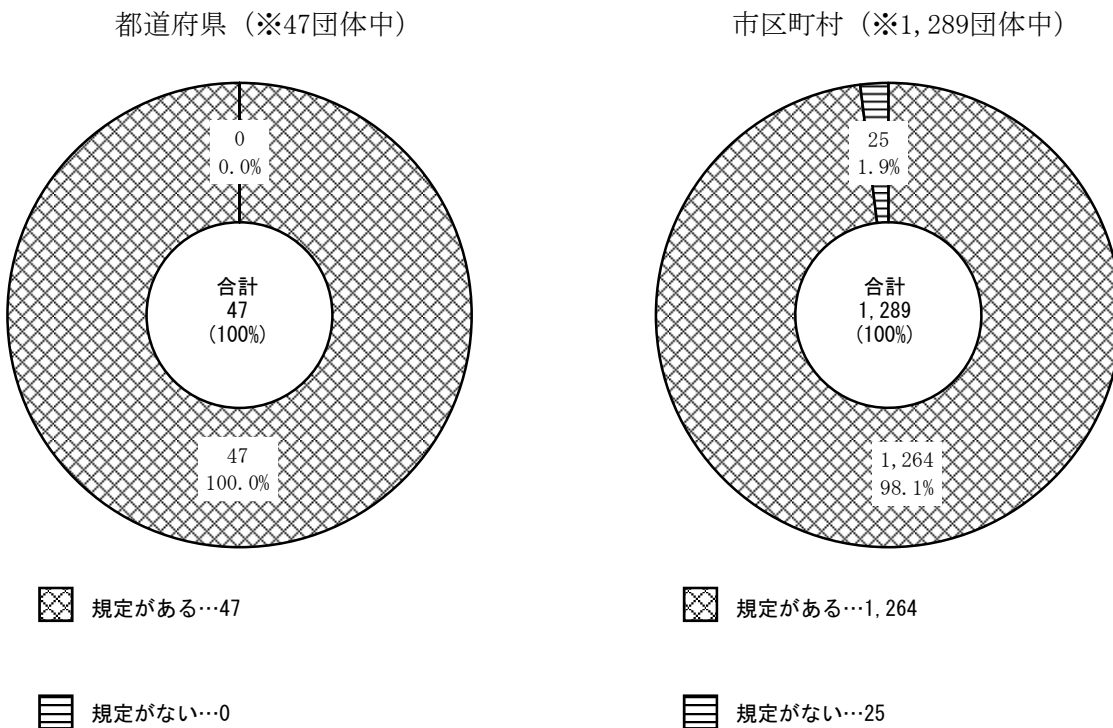
(15) 罰則

第97図 罰則規定の有無（職員・受託業者）



ア 当該地方公共団体職員対象

第98図 当該地方公共団体職員に対する罰則規定の有無

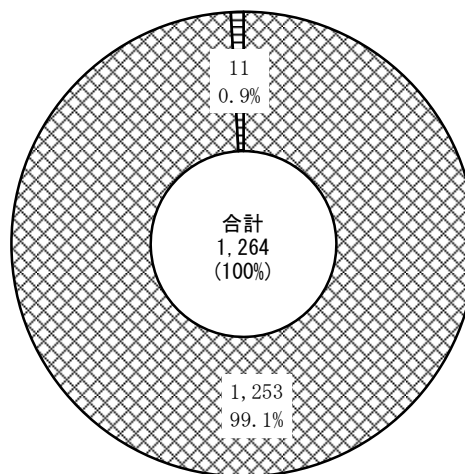
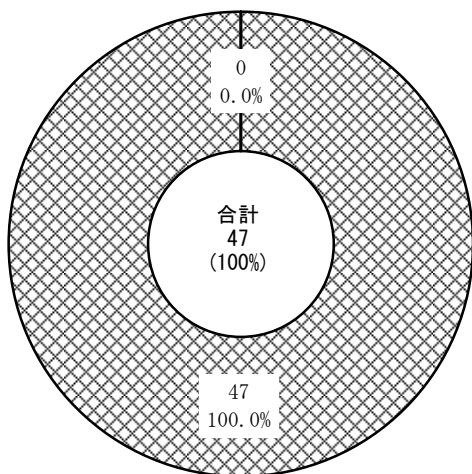


① 懲役・禁錮

第99図 懲役又は禁錮を科す規定の有無（職員）

都道府県（※47団体中）

市区町村（※1,264団体中）



規定がある…47

規定がある…1,253

規定がない…0

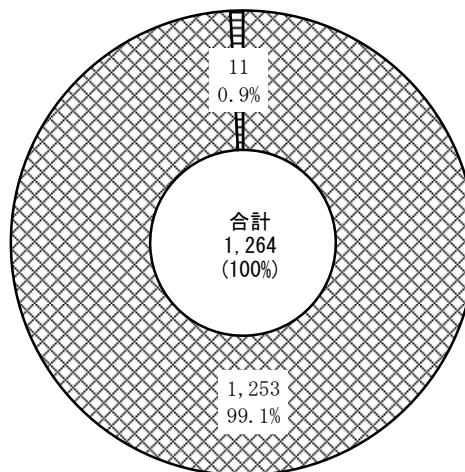
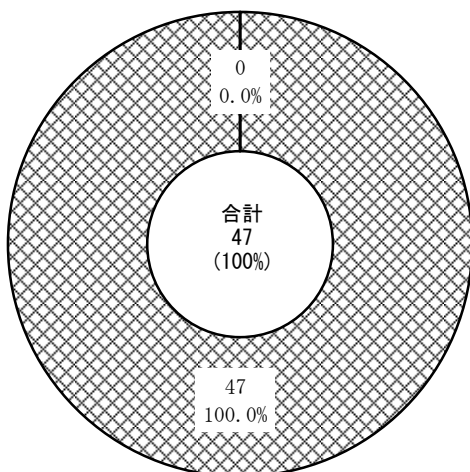
規定がない…11

② 罰金・科料

第100図 罰金又は科料を科す規定の有無（職員）

都道府県（※47団体中）

市区町村（※1,264団体中）



規定がある…47

規定がある…1,253

規定がない…0

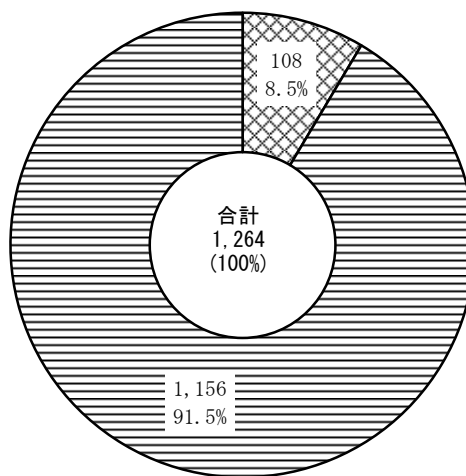
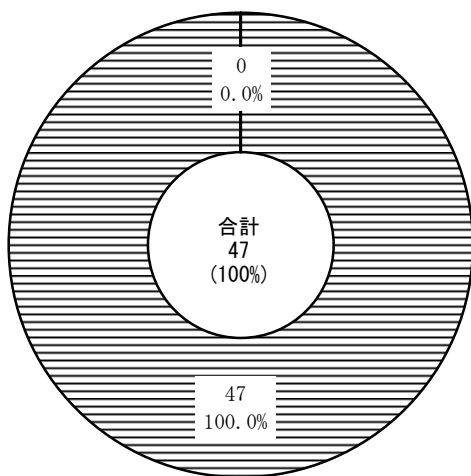
規定がない…11

③ 過料

第101図 過料を科す規定の有無（職員）

都道府県（※47団体中）

市区町村（※1,264団体中）



規定がある…0

規定がある…108

規定がない…47

規定がない…1,156

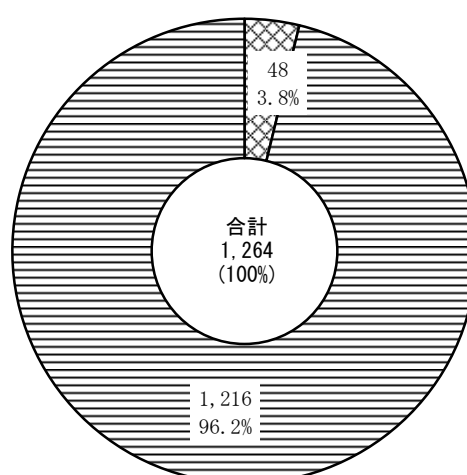
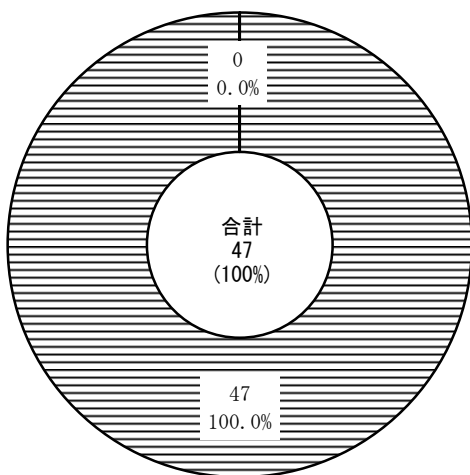
④ その他

※①～③以外の罰則規定

第102図 その他の罰則規定の有無（職員）

都道府県（※47団体中）

市区町村（※1,264団体中）



規定がある…0

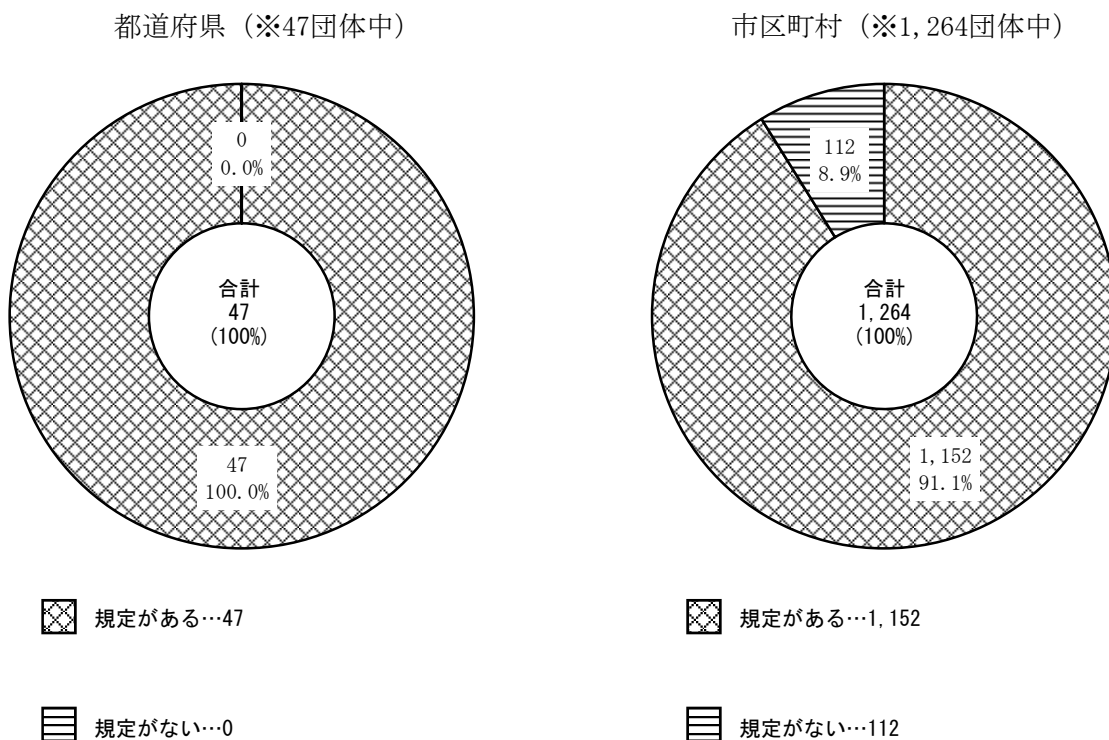
規定がある…48

規定がない…47

規定がない…1,216

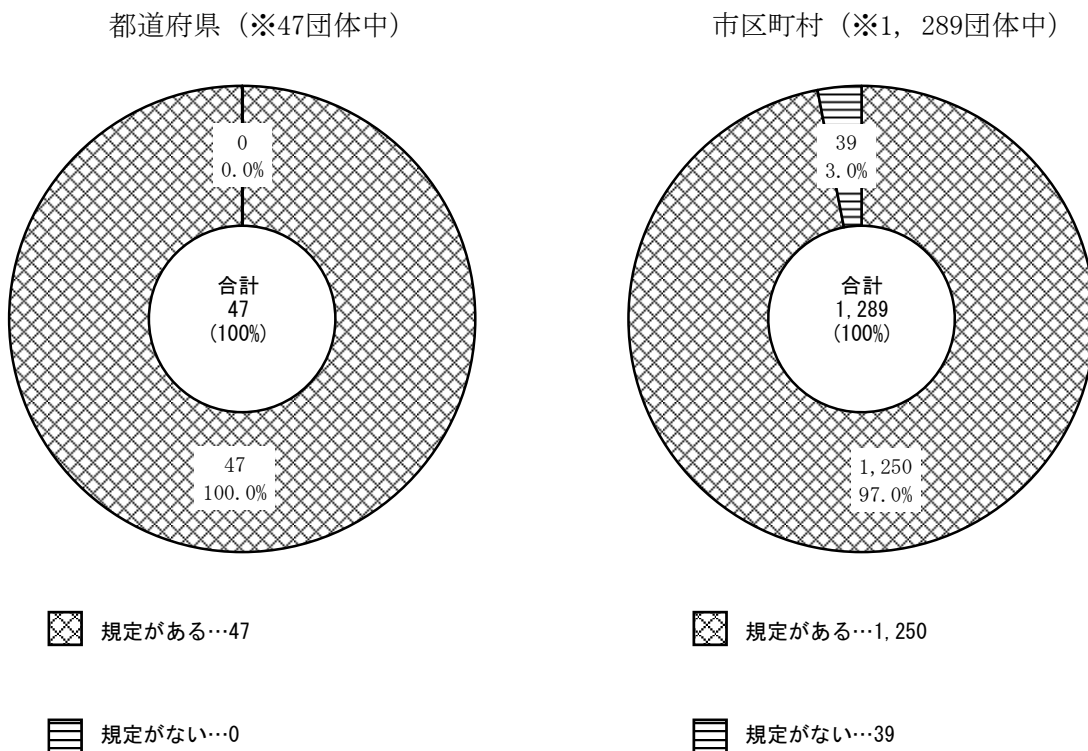
⑤ 職権濫用による不正収集に関する罰則
 ※職権濫用による不正収集に関する①～④の罰則規定

第103図 職権濫用による不正収集に関する罰則規定の有無



イ 受託業者対象

第104図 受託業者に対する罰則規定の有無

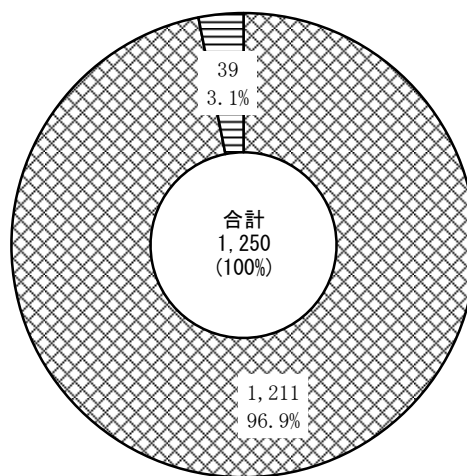
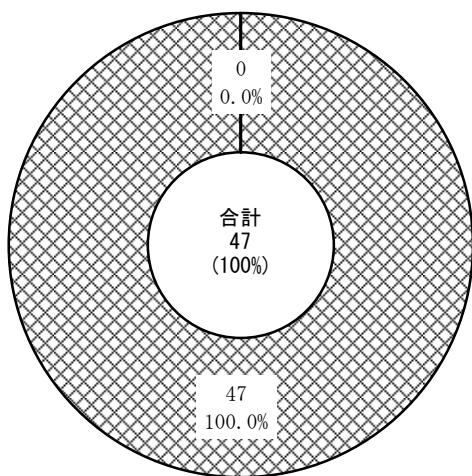


① 懲役・禁錮

第105図 懲役又は禁錮を科す規定の有無（受託業者）

都道府県（※47団体中）

市区町村（※1,250団体中）



規定がある…47

規定がある…1,211

規定がない…0

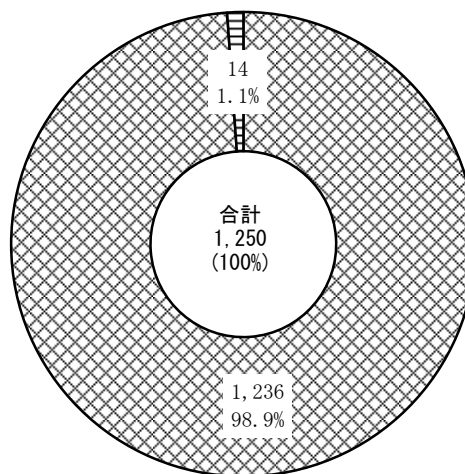
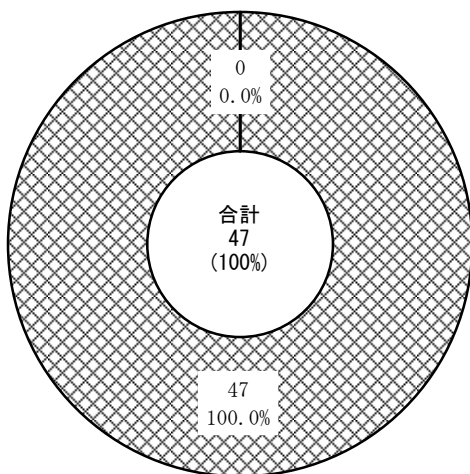
規定がない…39

② 罰金・科料

第106図 罰金又は科料を科す規定の有無（受託業者）

都道府県（※47団体中）

市区町村（※1,250団体中）



規定がある…47

規定がある…1,236

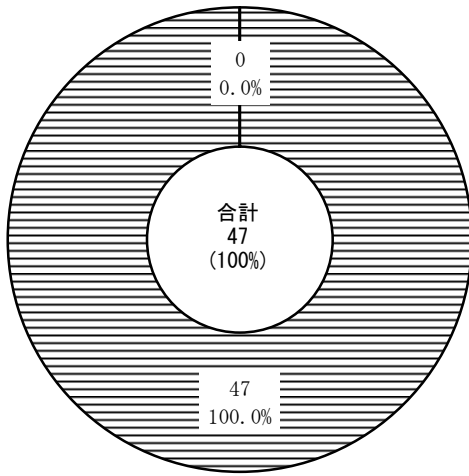
規定がない…0

規定がない…14

③ 過料

第107図 過料を科す規定の有無（受託業者）

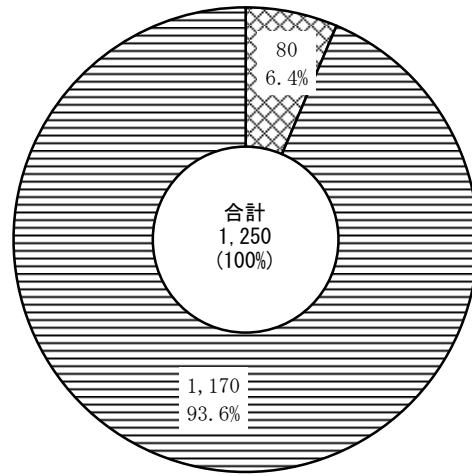
都道府県（※47団体中）



規定がある…0

規定がない…47

市区町村（※1,250団体中）



規定がある…80

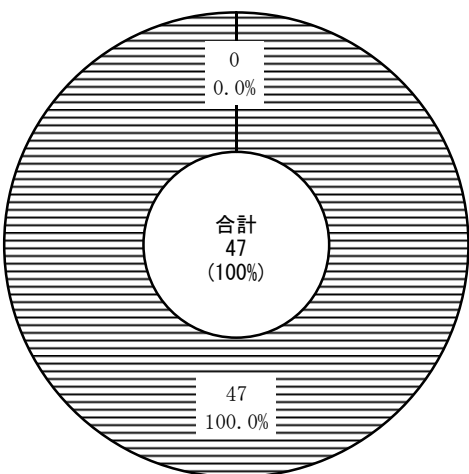
規定がない…1,170

④ その他

※①～③以外の罰則規定

第108図 その他の罰則規定の有無（受託業者）

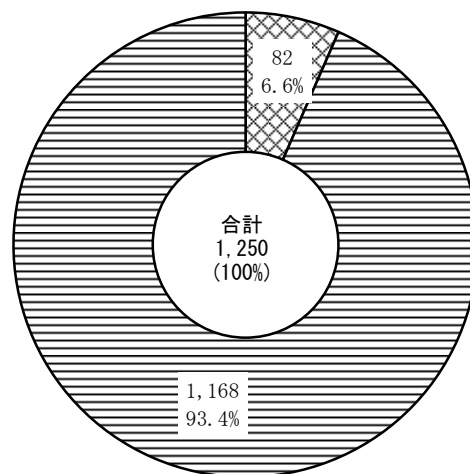
都道府県（※47団体中）



規定がある…0

規定がない…47

市区町村（※1,250団体中）



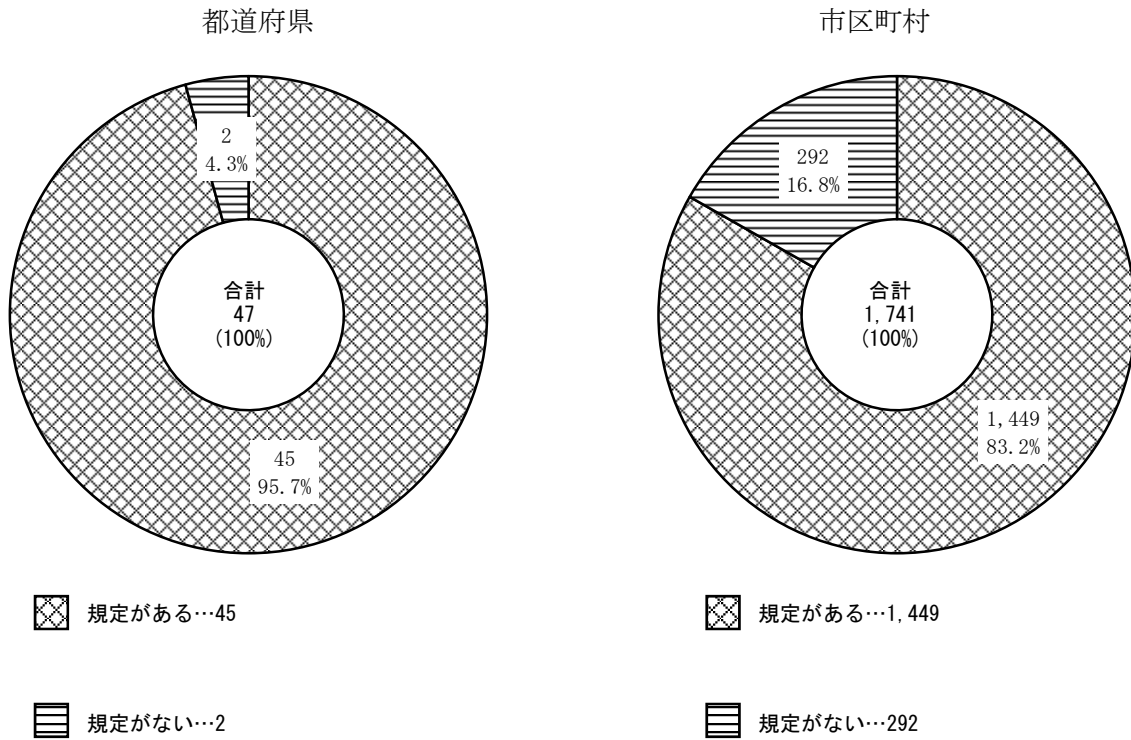
規定がある…82

規定がない…1,168

(16) 苦情の処理

※当該地方公共団体が行う個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する規定

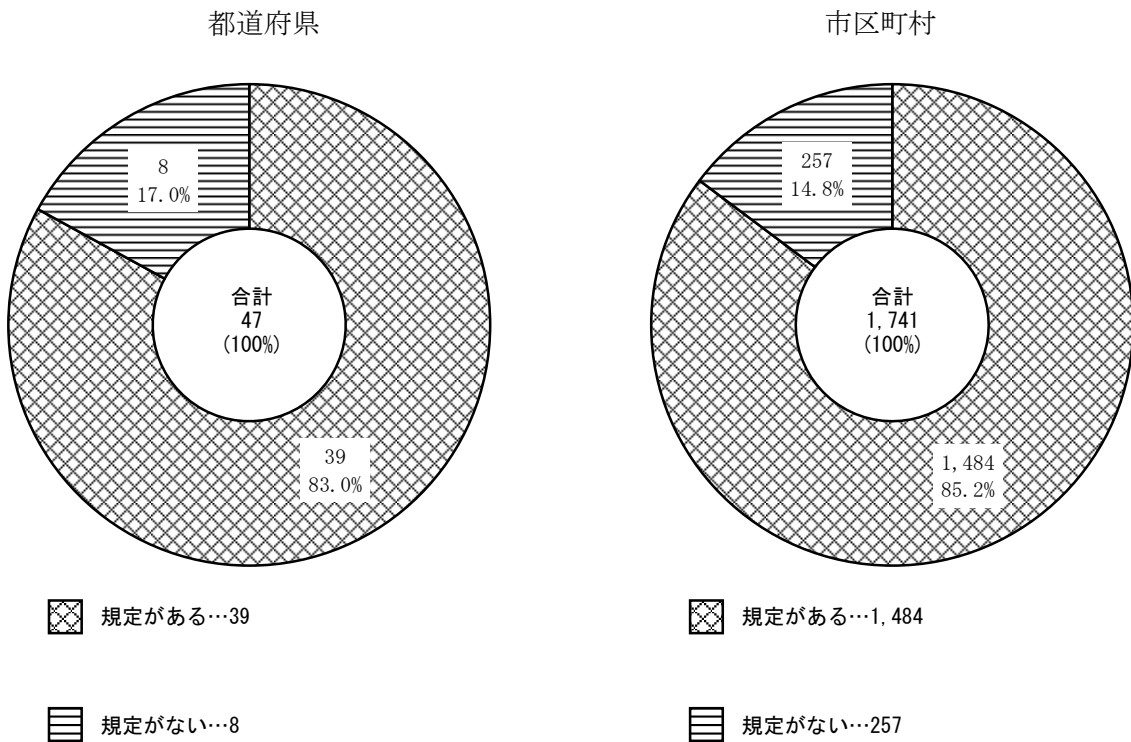
第109図 苦情の処理に関する規定の有無



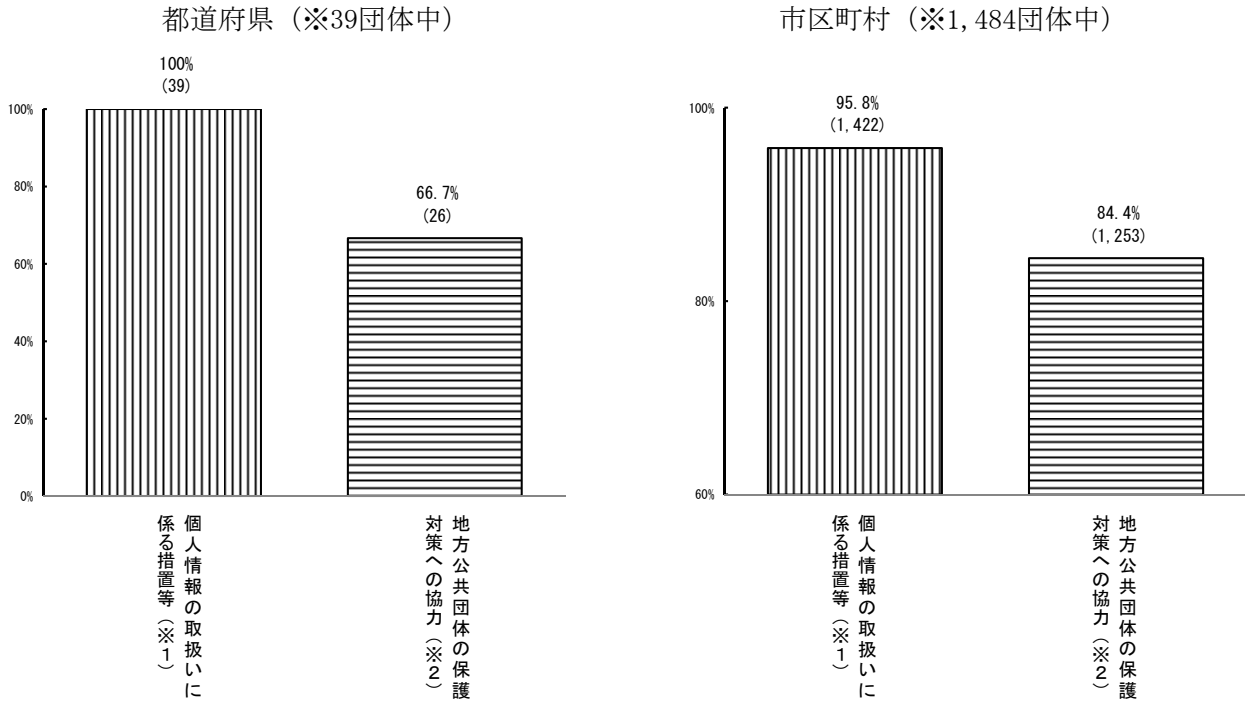
2 民間事業者に対する規定

(1) 事業者の責務

第110図 事業者の責務に関する規定の有無



第111図 事業者の責務



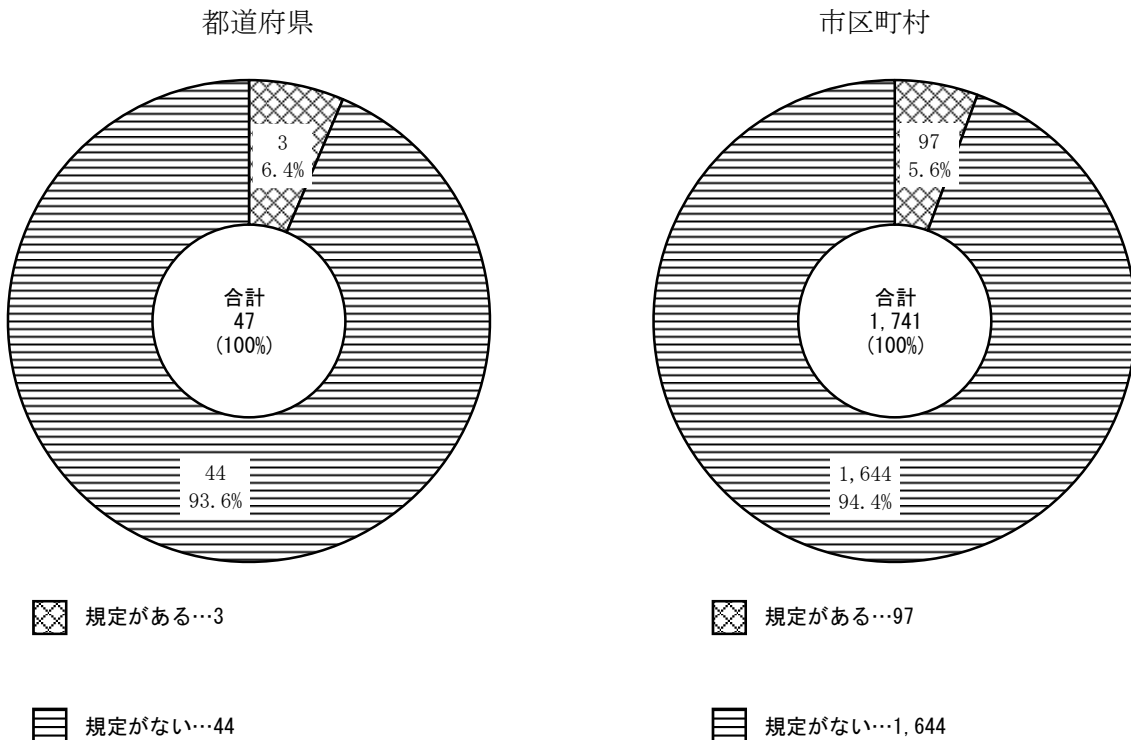
※1 事業者に対し、個人の権利利益の侵害を防止する措置を講ずることを求める等、個人情報の取扱いに当たっての何らかの責務を課す規定

※2 事業者に対し、地方公共団体が講ずる保護対策に協力する責務を課す規定

(2) 条例適用上の注意

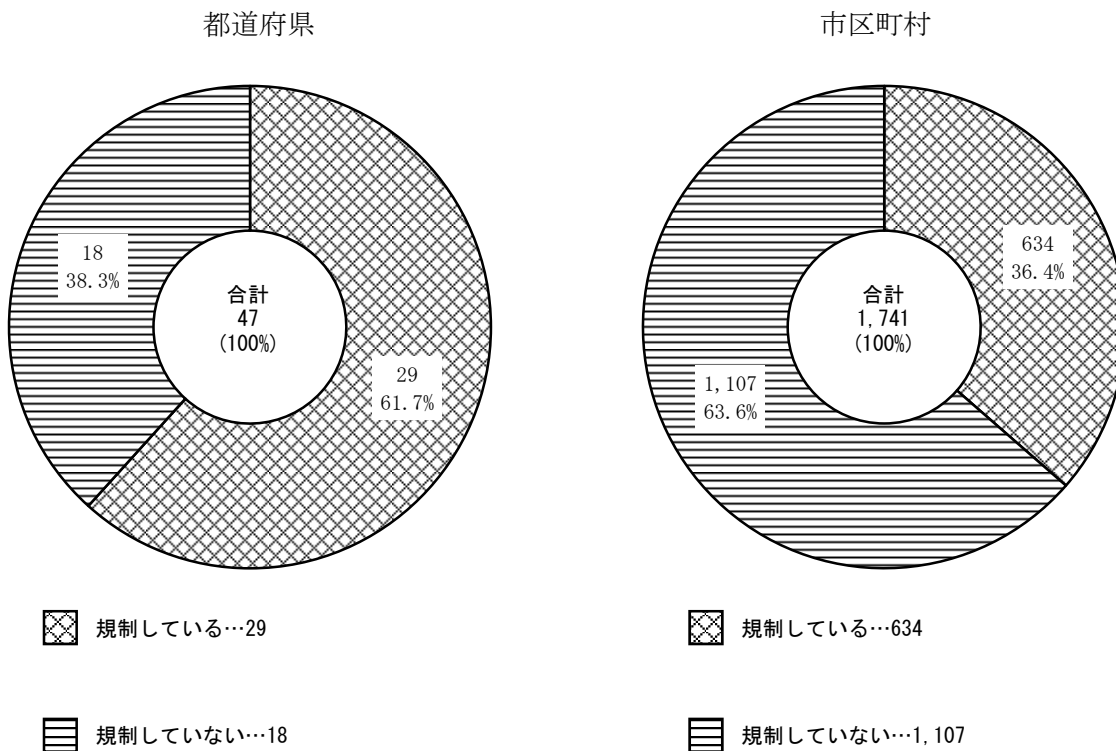
※事業者の営業の自由等との関連を考慮し、不当に事業者の権利と自由を侵害することがないように、条例等の取扱いに当たって注意を促す規定

第112図 条例適用上の注意を促す規定の有無



(3) 事業者に対する規制

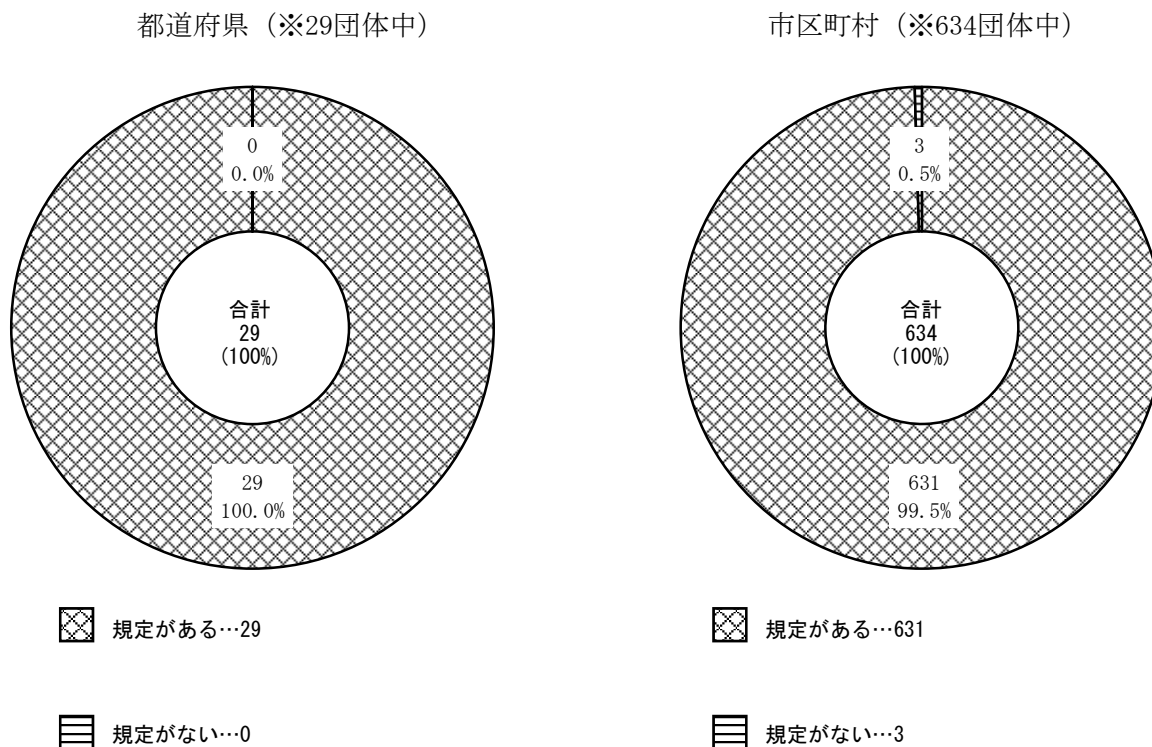
第113図 事業者に対する規制の有無



ア 指導・助言

※事業者に対し、個人情報の保護を図るために必要な指導又は助言を行う規定

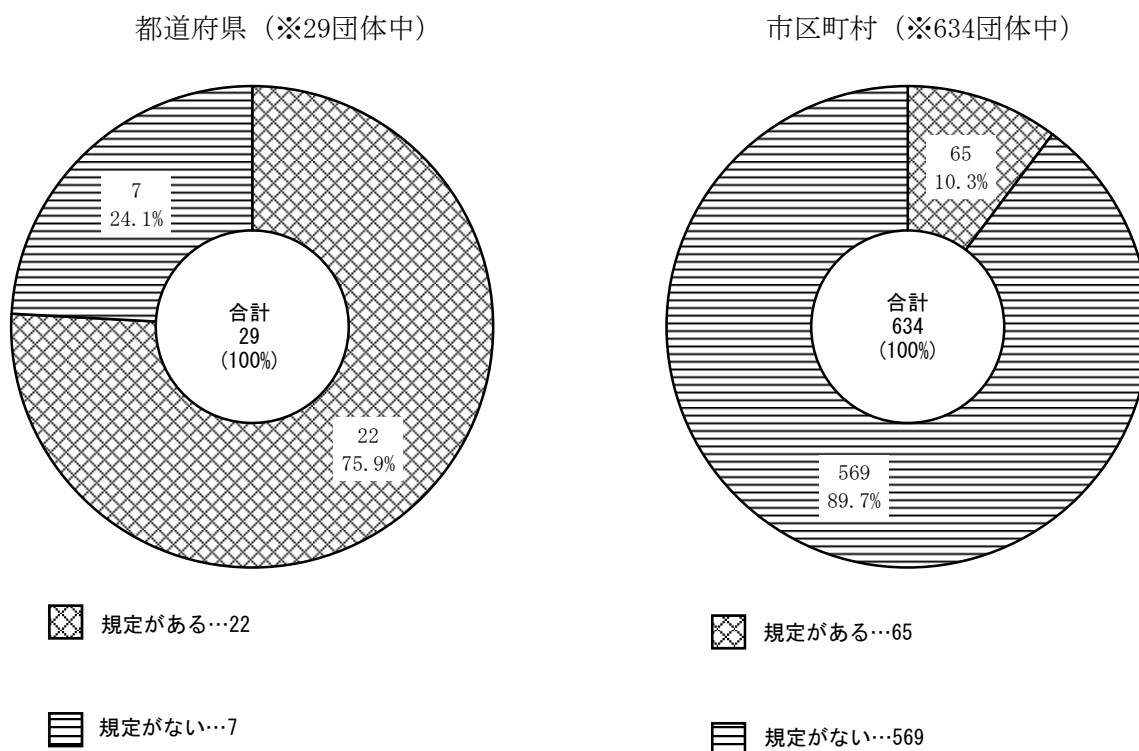
第114図 指導・助言に関する規定の有無



イ 指針の作成

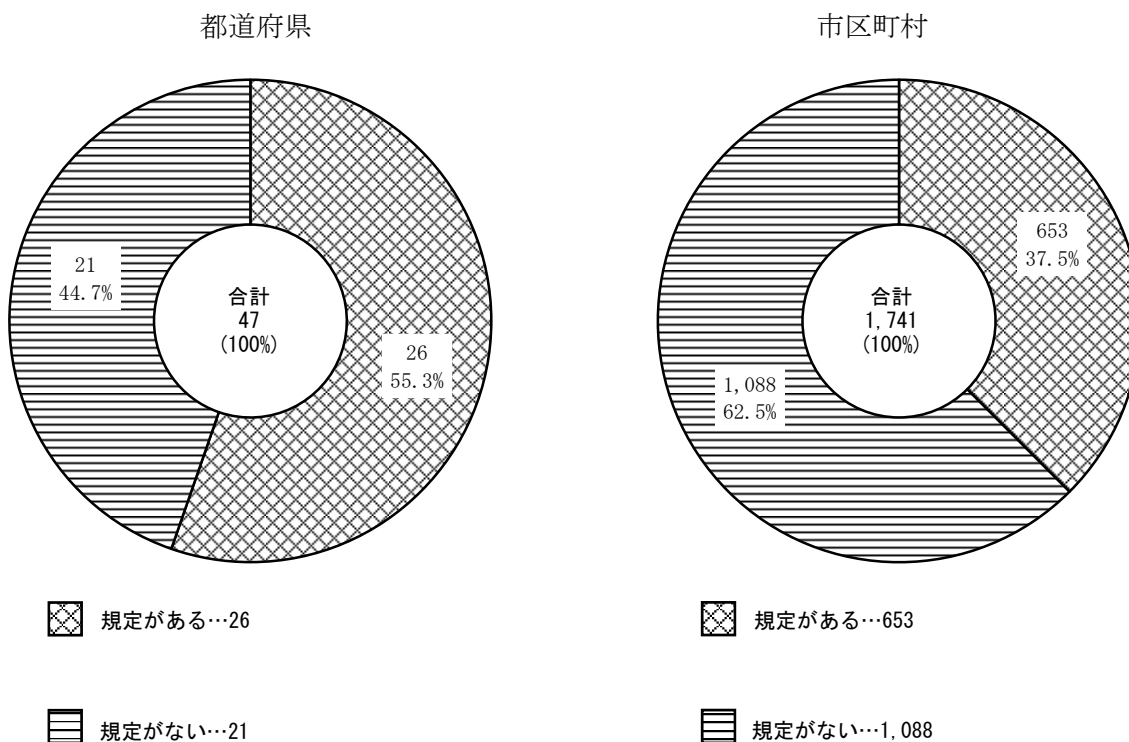
※事業者が講ずべき個人情報保護対策の指針を地方公共団体が作成する旨の規定

第115図 指針の作成に関する規定の有無



(4) 地方公共団体の監視体制

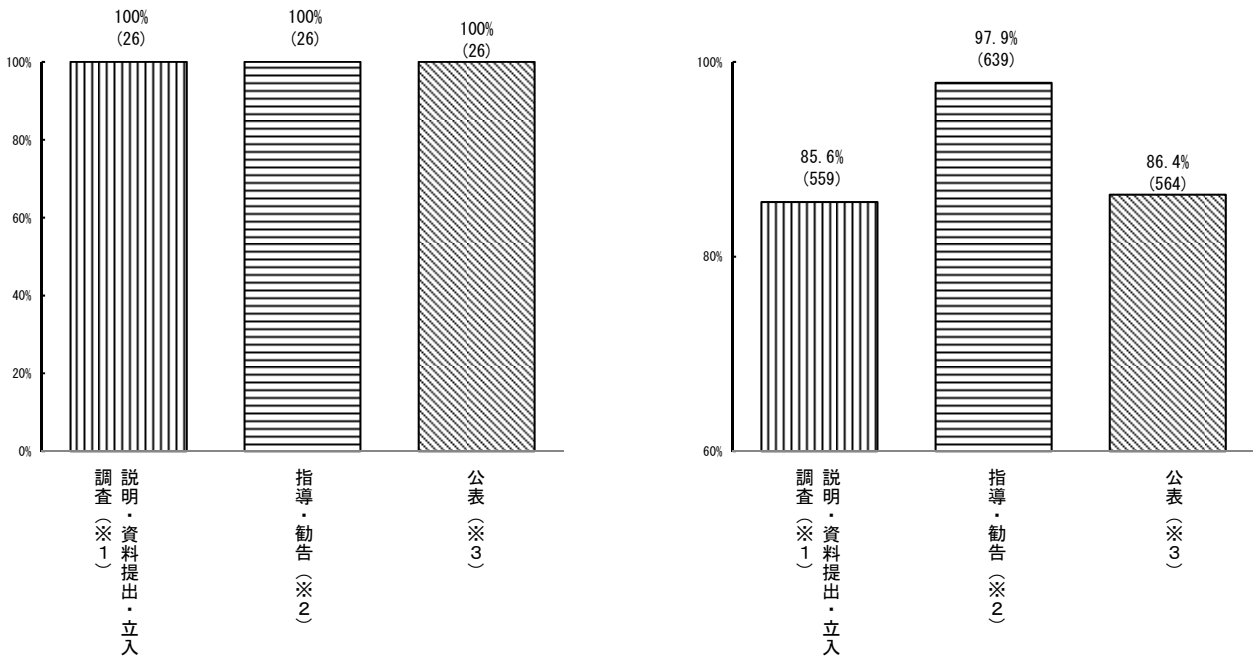
第116図 地方公共団体の監視に関する規定の有無



第117図 地方公共団体の監視体制

都道府県（※26団体中）

市区町村（※653団体中）



- ※1 事業者が個人情報をも不適正に取り扱っている疑いがあると認められるときに、事業者に対し、説明、資料の提出、立入調査等への協力を求めることができる旨の規定
- ※2 事業者が個人情報をも不適正に取り扱っていると認めるときに、是正又は中止するよう指導・勧告することができる旨の規定
- ※3 事業者が説明、資料提供、立入調査等への協力要請や指導・勧告に従わないときに、その事実を公表できる旨の規定

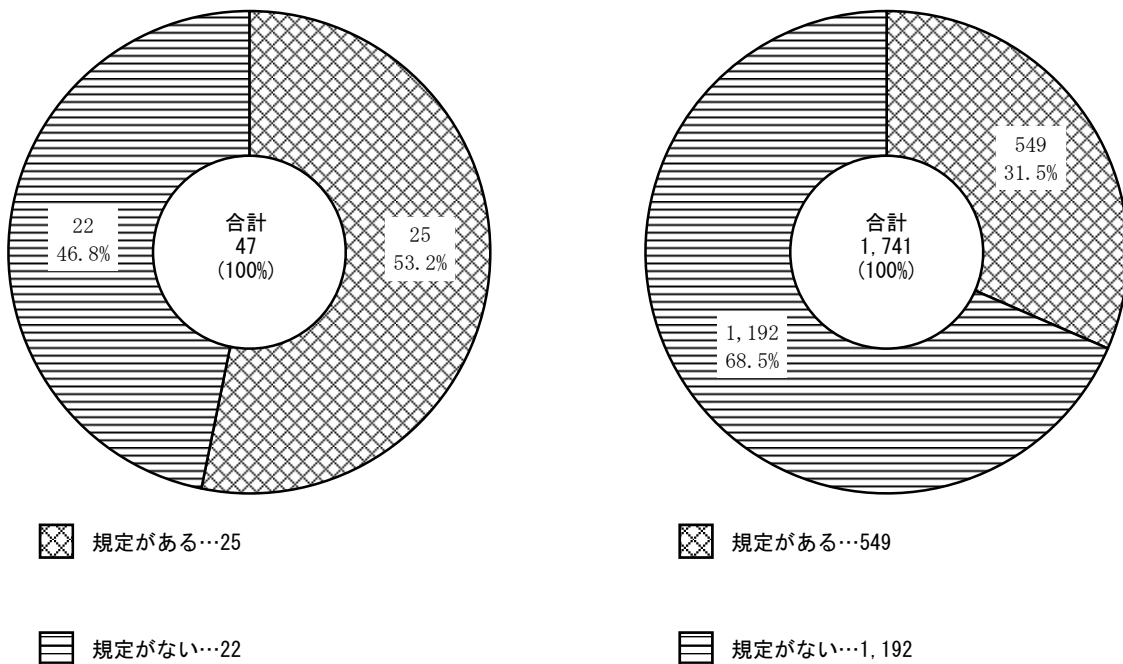
(5) 苦情の処理

※事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情に対し、適切に処理するよう努める、地方公共団体内に苦情相談窓口を置く等、苦情処理に関する規定

第118図 苦情の処理に関する規定の有無

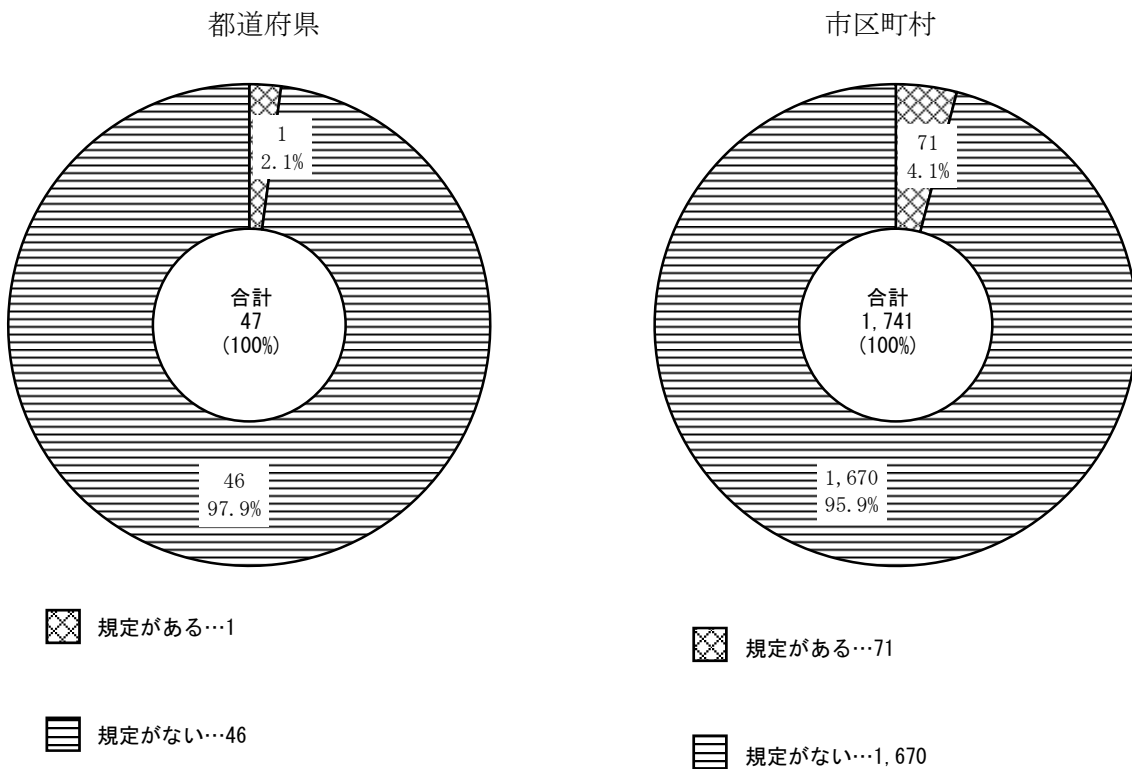
都道府県

市区町村

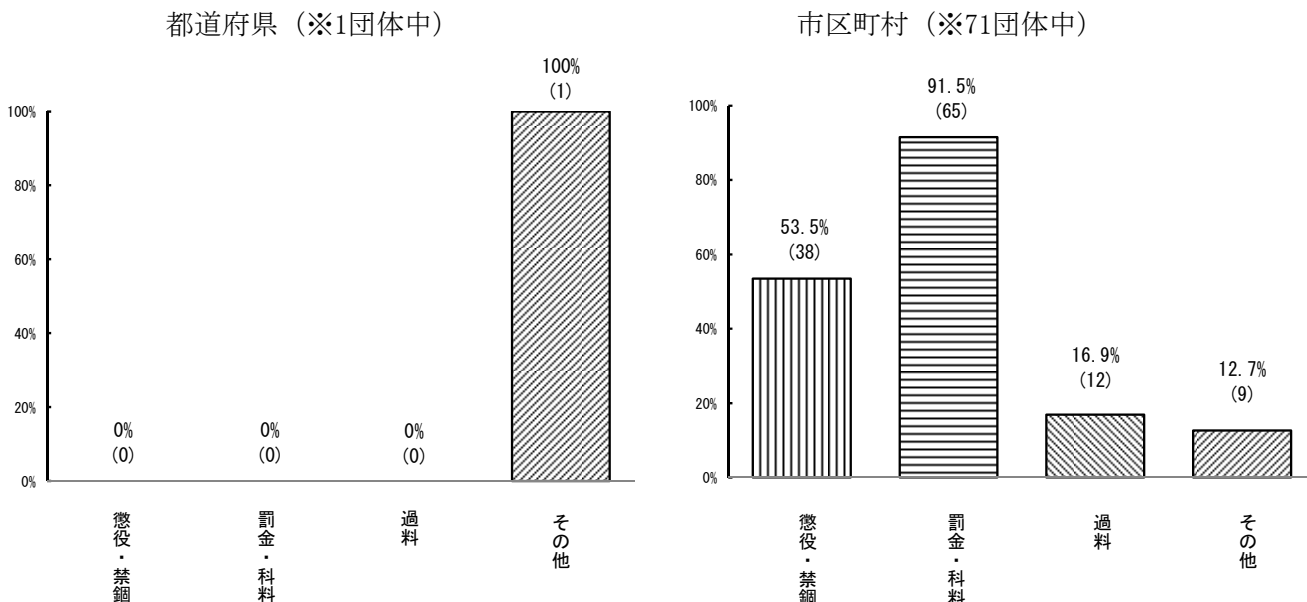


(6) 罰則

第119図 罰則規定の有無（事業者）



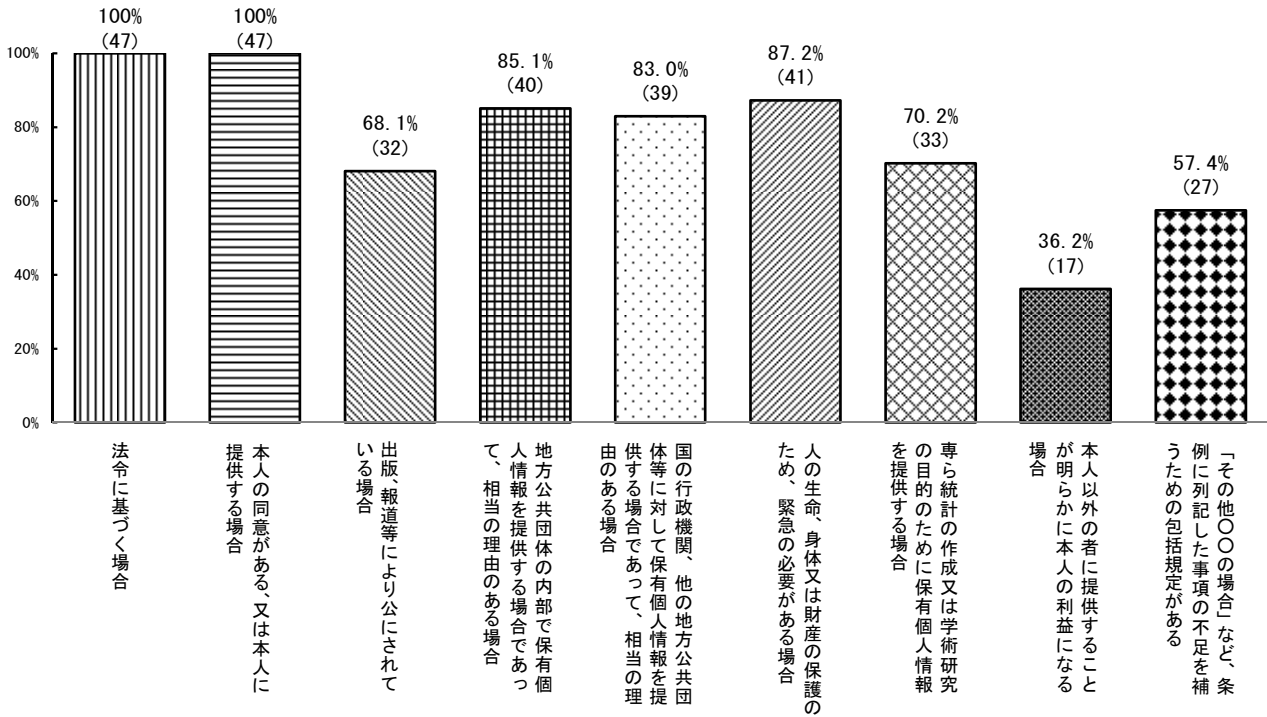
第120図 罰則



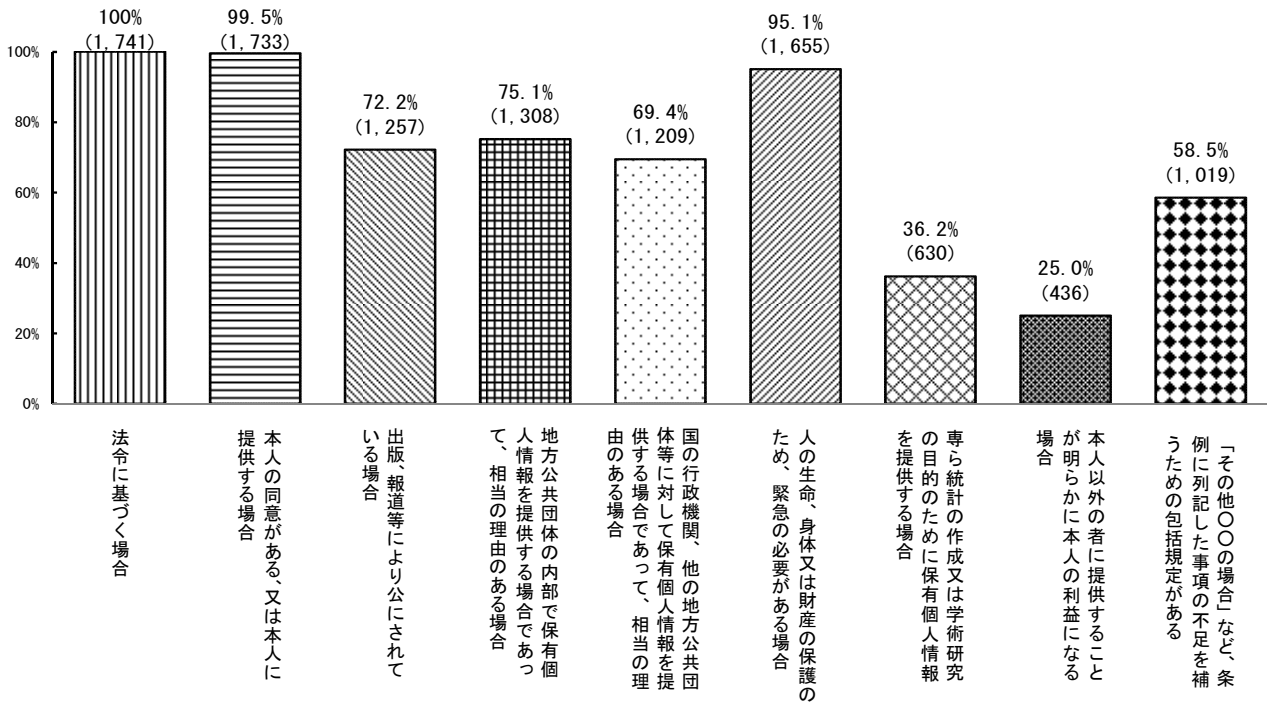
第2節 目的外利用等

※個人情報の保護に関する条例等において、地方公共団体の内部において情報の利用（収集）目的以外の目的のために個人情報を利用することができる場合及び地方公共団体の外部に提供することができる場合

第121-1図 目的外利用等（複数回答）
都道府県



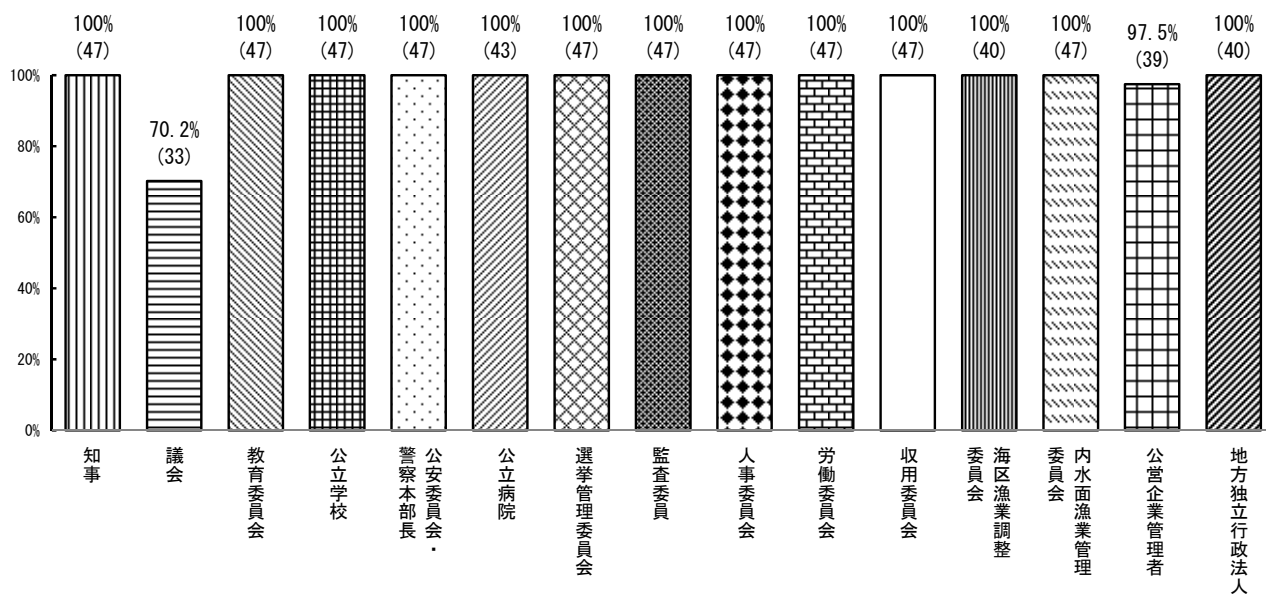
第121-2図 目的外利用等（複数回答）
市区町村



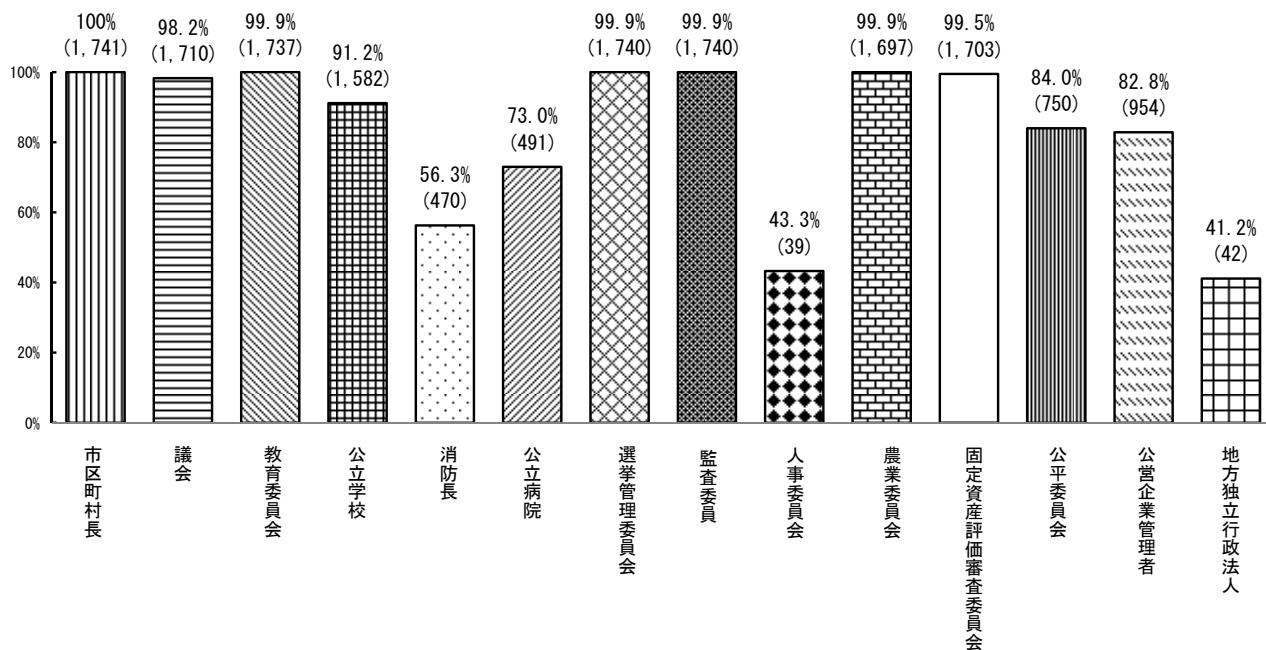
第3節 実施機関

※個人情報の保護に関する条例等における実施機関（機関を有していない団体は下図に含まれない）

第122-1図 実施機関（複数回答）
都道府県



第122-2図 実施機関（複数回答）
市区町村

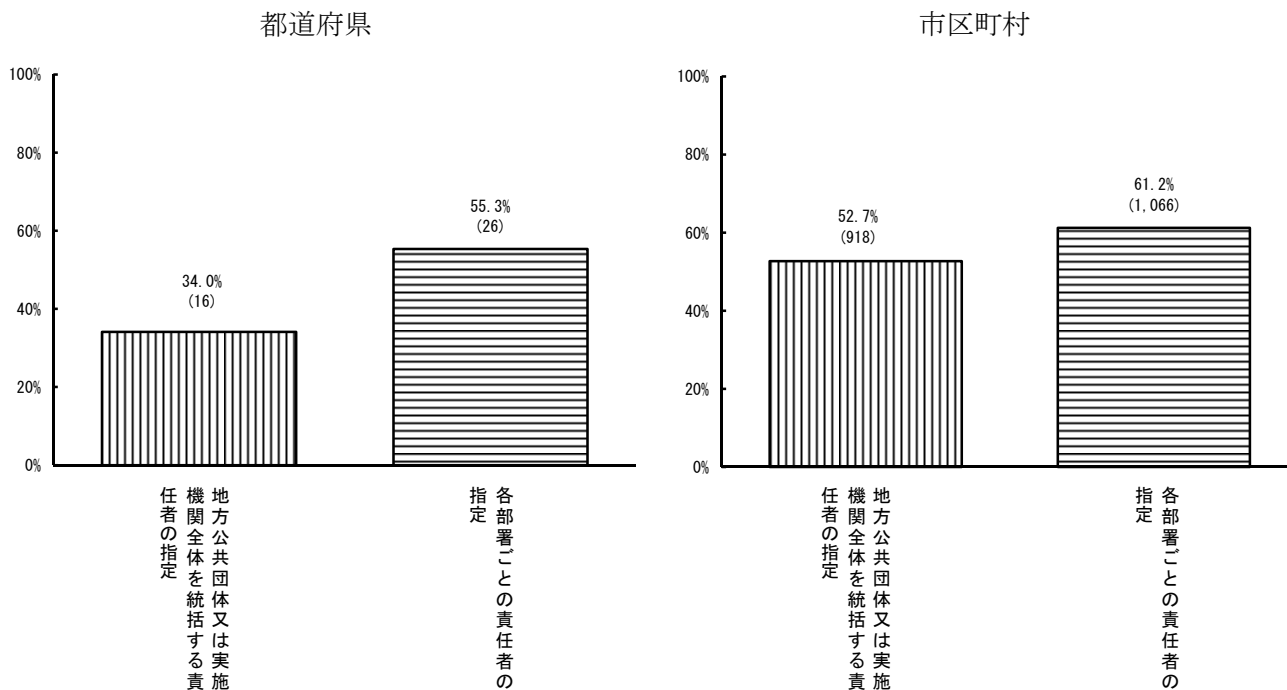


第4節 個人情報の保護に関する体制整備等

(注) 対象期間：平成26年4月1日～平成28年3月31日

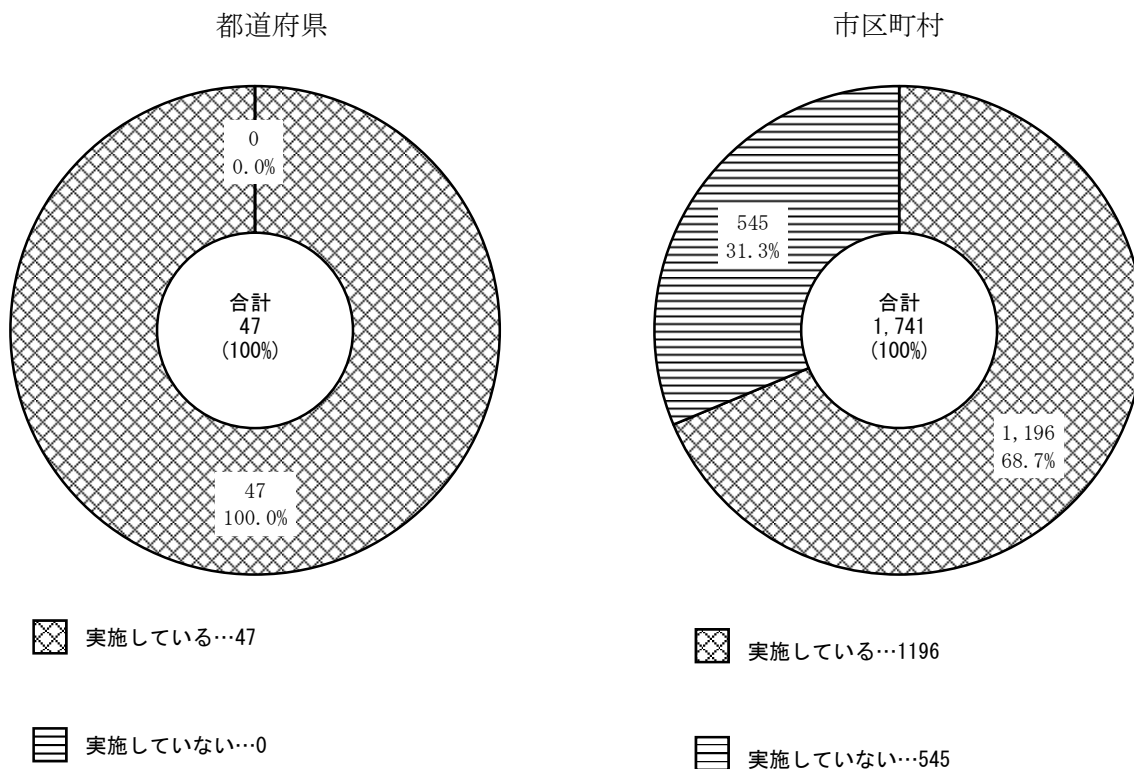
1 管理体制の整備

第123図 管理体制の整備



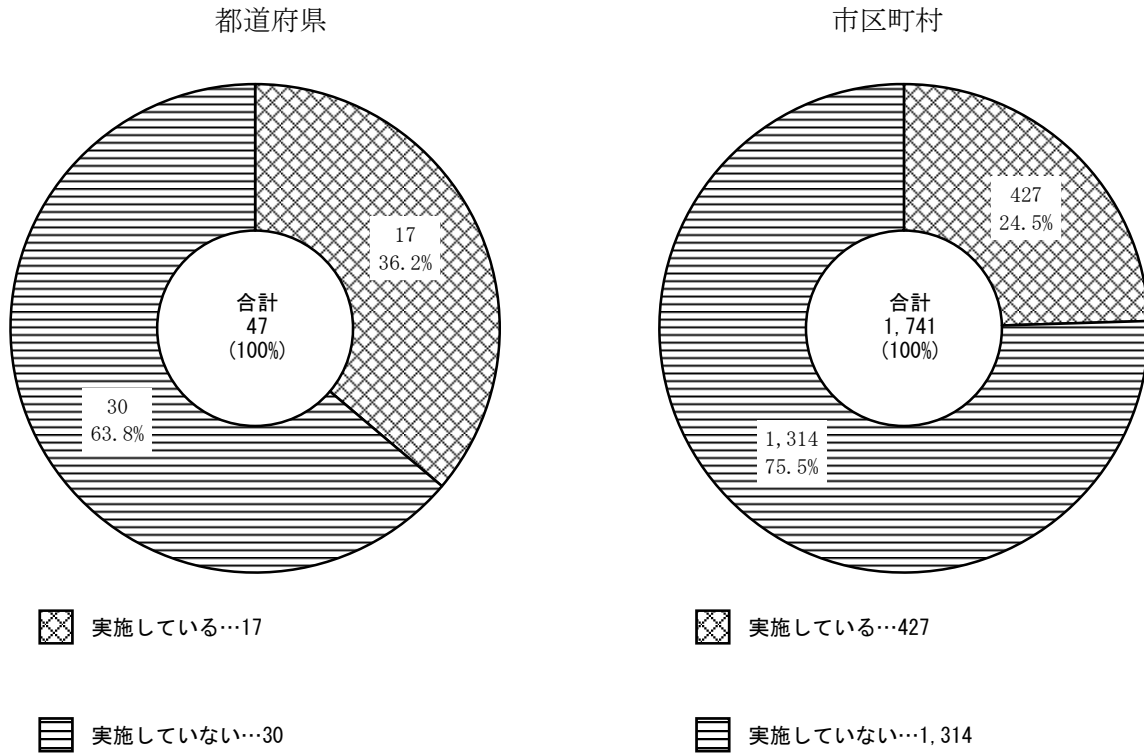
2 職員に対する教育・研修の実施

第124図 職員に対する教育・研修の実施



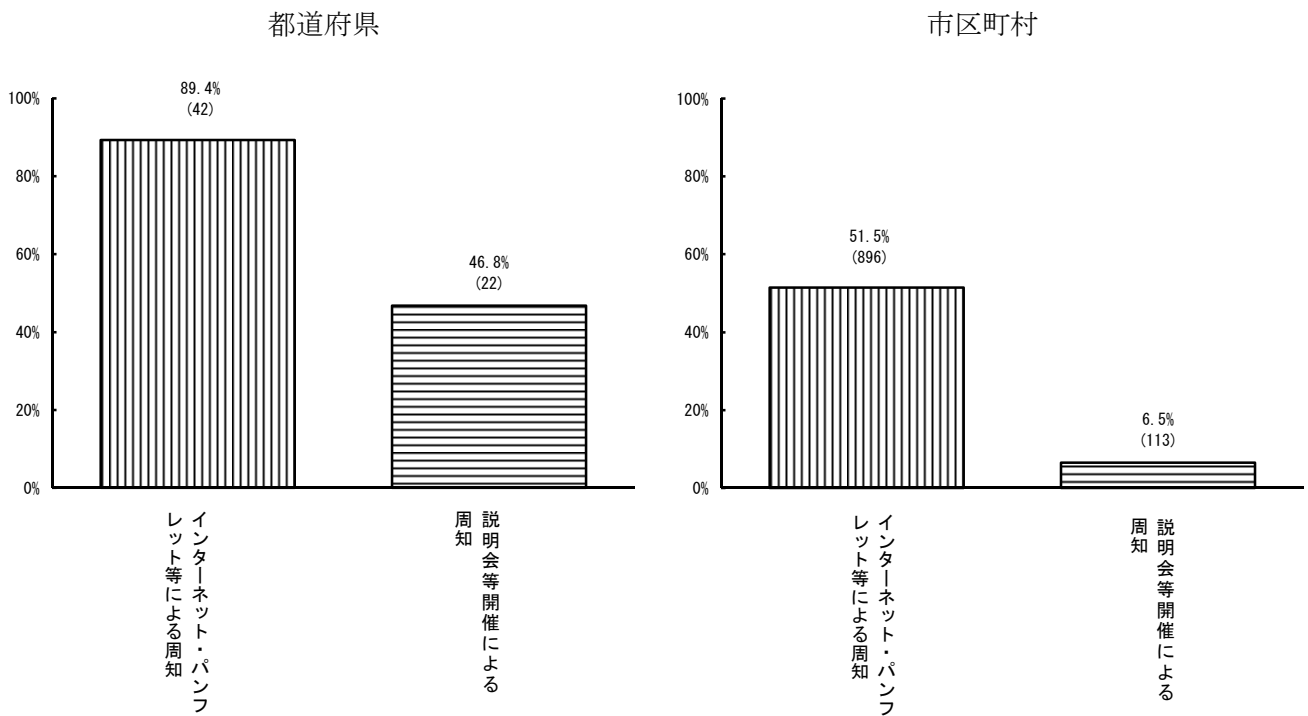
3 監査・点検の実施

第125図 監査・点検の実施



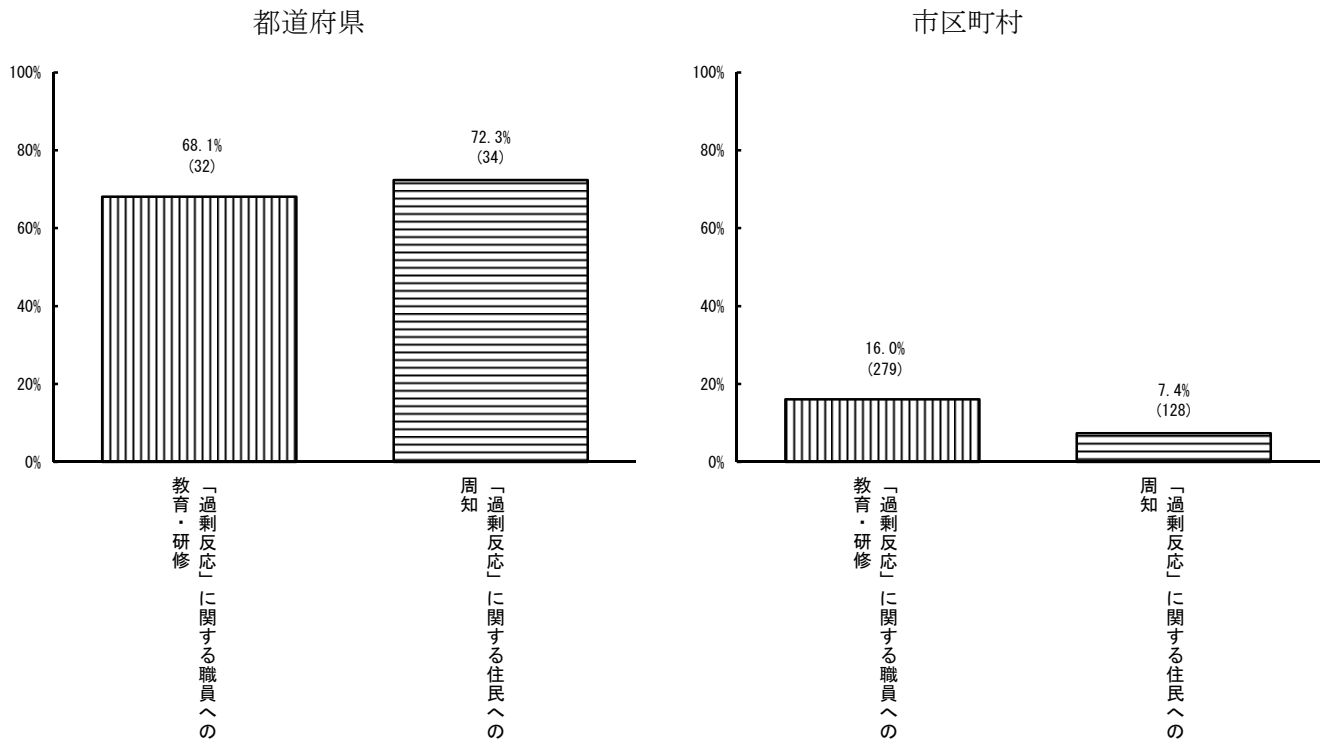
4 住民等への個人情報保護制度の周知

第126図 住民等への個人情報保護制度の周知



5 過剰反応への対応

第127図 過剰反応への対応



(注)「過剰反応」とは条例や法律に対する誤解等に起因して必要とされる個人情報の提供が行われなかったり、各種名簿の作成が中止されたりすること。

凡 例

1 本書で扱うコンピュータ用語等の定義は以下のとおり。

- (1) C I O (Chief Information Officer) : 経営戦略の一部としての情報化戦略の立案・実行、適切な情報技術に基づく経営戦略の提案、情報技術を活用した組織や業務プロセスの改革、組織のIT資産（人材、ハードウェア、ソフトウェアなど）の管理や調達を最適化することなどをその役割とする最高情報責任者のこと。
- (2) C I O補佐官：業務分析手法、情報システム技術及び情報セキュリティに関する専門的な知識・経験を有し、C I O及び各所管部門の長（業務改革関係部門、情報システム統括部門）に対する支援・助言等を行うことができる者。単なるコンピュータ担当職員とは異なる。
- (3) C I S O (Chief Information Security Officer) : コンピュータシステムやネットワークのセキュリティ対策や、機密情報や個人情報の管理などを統括する最高情報責任者のこと。
- (4) ネットワーク管理者：職員のうち、行政全般及び情報通信ネットワーク技術に関する高度な専門的知識を有する者。当該地方公共団体の全てのネットワークにおける開発、設定の変更、運用、更新等並びに情報セキュリティに関する権限及び責任を有する者をいう。本書においては、C I O補佐官と同義に扱っている。
- (5) L A N (Local Area Network) (構内通信網) : 同軸ケーブル、光ファイバー等を使って、同じ建物等の中にあるコンピュータやプリンタ等を接続し、データをやり取りするネットワーク。
- (6) L G W A N (Local Government Wide Area Network) : 地方公共団体を結ぶ行政専用のW A N。
- (7) 電子掲示板：参加者すべてが読み書きできる電子的な掲示板サービスのことを指し、インターネット上にWebサイトの形態で提供されているもの。
- (8) V o I P (Voice over IP) : I P技術を利用して音声を通信する技術。I P電話などに利用されている。
- (9) S N S (Social Network Service) : 一般的なウェブサイトとは異なり、既に参加している人が招待することにより参加する形式としたことで、現実社会でのつながりのある会員から構成されるウェブコミュニティ。地域S N Sは新しい住民参画のツールのひとつとして期待されている。
- (10) R S S (RDF Site Summary/Rich Site Summary/Really Simple Syndication) : ホームページのニュースや新着情報など更新された情報をまとめ、R S Sリーダーと呼ばれるソフトウェアにリアルタイムに配信する機能のこと。
- (11) C M S (Content Management System) : ホームページのテキストやグラフィックなどの素材を統合的に管理し、更新・配信するソフトウェア。定型的に素材を登録することで、ホームページの情報が半自動的に更新されることから、一貫性のあるサイト構築が実現でき、ユーザビリティの向上につながるほか、リンクの変更・削除などの管理や公開日時の設定の機能を持つものもある。
- (12) J I S X 8341-3:2016 : ウェブコンテンツのアクセシビリティに関する日本工業規格。アクセシビリティを確保するための61項目の達成基準を規定しており、達成基準はA（最低レベル）、A A、A A A（最高レベル）の3つの適合レベルに分類される。
- (13) e-文書条例：民間事業者等に対して条例や規則で課している書面（紙）による保存等に代わり、電磁的記録による保存等を行うことを容認する条例のこと。
- (14) G I S (Geographic Information System) : 地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能とする技術。
- (15) 統合型G I Sとは、庁内L A N等のネットワーク環境のもとで、庁内で共用できる空間データを「共用空間データ」として一元的に整備・管理し、各部署において活用する庁内横断的なシステム。
- (16) A S P (Application Service Provider) ・ S a a S (Software as a Service) : ネットワークを通じて、アプリケーション・ソフトウェア及びそれに付随するサービスを利用させること、あるいはそう

したサービスを提供するビジネスモデルを指す。(ASPとSaaSは特に区別しない。)

(17) 基幹系業務：基幹系業務とは「住民情報<注1>」、「税」、「国保」、「年金」、「福祉<注2>」等の業務を指す。

「注1」住民情報とは「住民記録」、「印鑑証明」、「外国人登録」、「学校教育」、「宛名管理」、「選挙人名簿」等を指す。

「注2」福祉とは「介護保険」、「高齢者福祉」、「障害者福祉」、「生活保護」、「児童手当」、「母子健診」、「乳幼児医療」等を指す。

(18) BPR (Business Process Re-engineering)：既存の組織やルールを抜本的に見直し、職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計、再構築することで業務改革を行うこと。

(19) レガシーシステム：開発事業者独自のオペレーションシステムを搭載した汎用コンピュータ、オフコンを使用したシステム及びこれらに接続するためのシステム。

(20) オープンシステム：応札する多くの事業者がシステム開発・導入や運用保守に参画できるシステム環境であり、他社システムと円滑に連携できるシステム。オープン化の効果としては、競争入札による開発・改修等のコスト削減、システムの柔軟性・拡張性の向上などが挙げられる。

(21) SLA (Service Level Agreement)：契約を行う際に、あらかじめ、事業者から提供されるサービスの内容と範囲、品質に対する要求(達成)水準を明確化して、合意しておくこと。また、その基準と合意を明文化した文書、契約書のこと。

(22) 地域情報プラットフォーム標準仕様：自治体や民間企業などの情報システムが相互に接続・連携できるようにあらかじめ各々のシステムが準拠しておくべきルールを定めたもの。

(23) 情報セキュリティポリシー：地方公共団体が保有する情報資産の情報セキュリティ対策について、各地方公共団体が総合的・体系的かつ具体的に取りまとめたもの。情報資産をどのような脅威からどのようにして守るのかについての基本的な考え方、並びに情報セキュリティを確保するための体制、組織及び運用を規定する。

(24) バックアップ：データの写しを取って別の記録媒体に保存すること(データはシステム上のデータまたは紙ベースでの書類のコピー等)。

(25) ICT-BCP：災害や事故を受けても、ICT資源を利用できるよう準備しておき、応急業務の実効性や通常業務の継続性を確保する計画。

(26) 中間標準レイアウト：データ移行費用の低減を図るため、データ項目やその表現形式等を統一した、全国の自治体がデータ移行時に共通的に利用できる標準化された中間レイアウトのこと。総務省が22業務を対象に中間標準レイアウト仕様を作成し、平成24年6月に公表。平成28年4月には中間標準レイアウト仕様V2.2を公表。

(27) Lアラート(公共情報commons)：地方公共団体が発信する災害時の避難勧告・指示など地域の安心・安全に関する情報の配信を電磁的に簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアに情報を配信し、これらメディアが放送・伝達することにより、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現するもの。

2 その他本書で用いている用語の定義は以下のとおり。

情報主管課の職員・要員の範囲は、以下のとおりとした。

① 所属職員

一般事務職員：情報主管課に所属する正規職員

任期付職員：IT関係の識見者としてシステムの開発について助言・指導、企画、システム設計及び契約・調達等を行うため、期間を定めて採用した所属職員。

② 外部委託等による要員

区 分	職 務 内 容
システム管理者	コンピュータシステムや通信ネットワークを管理する責任者で、ユーザー・アカウントやパスワードの設定、ユーティリティ管理、ディスク・スペース管理、ネットワーク管理などを行う。
プログラマ・SE	プログラマとはSEが設計した仕様内容に従って、プログラムのコーディング作成を主とするエンジニアである。SEとは組織の業務を処理するためのコンピュータシステムのシステム解析、開発設計から導入計画を行うエンジニアである。
オペレータ	データベースや情報サービスなどで、システム全体が正常に機能するよう、電子計算機を管理する運用者。
キーパンチャ	データ入力を主な作業とする者。

参考：電子自治体に関する近年の主要な取組

	総務省自治行政局における取組など		法律の施行、政府全体のIT政策・電子政府など（参考）	
平成11年 (1999年)			1 2月	ミレニアム・プロジェクト（新しい千年紀）
平成12年 (2000年)	7月 8月 1 2月	自治省地域IT推進本部設置 IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針 地域IT推進のための自治省アクション・プラン	2月 7月 9月 1 1月 1 2月	情報セキュリティ対策推進会議の設置 情報通信技術（IT）戦略本部/IT戦略会議の設置 各省庁アクション・プラン取りまとめ IT基本戦略 重要インフラのサイバー対策に係る特別行動計画 自治事務等に係る申請・届出等手続のオンライン化の推進に関する政府の取組方針
平成13年 (2001年)	3月 7月 1 0月	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの策定 統合型の地理情報システムに関する全体指針・整備指針 電子政府・電子自治体推進プログラム 総合行政ネットワークの運用開始 地方公共団体における申請・届出等手続に関する汎用受付システムの基本仕様（中間報告） 電子自治体推進パイロット事業（13年度～15年度）	1月 6月	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）の施行 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）設置 e-Japan戦略の策定 申請・届出等手続のオンライン化にかかる新アクション・プラン
平成14年 (2002年)	2月 5月 8月 9月	LGPKI（組織認証基盤）の運用開始 「共同アウトソーシング電子自治体推進戦略」（経済財政諮問会議で発足） 住民基本台帳ネットワークシステムの稼動 統合型の地理情報システムに関する運用指針・活用指針	2月 7月 9月	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の施行 GISアクションプログラム2002-2005（地理情報システム）アクションプラン2002-各府省の行政手続の電子手続等の電子化推進に関するアクション・プラン-のとりまとめ 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議の設置
平成15年 (2003年)	3月 8月 1 2月	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（一部改定） 地方公共団体における申請届出等手続に関する汎用受付システムの基本仕様（第二版） 公共ITにおけるアウトソーシングに関するガイドラインの策定 電子自治体推進指針の策定 住民基本台帳カードの交付開始 電子行政推進国・地方公共団体協議会の設置 総務省電子政府・電子自治体推進本部の設置 地方公共団体情報セキュリティ管理基準の策定 共同アウトソーシング事業（15年度～20年度） 地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドラインの策定	2月 7月 1 2月	行政手続オンライン化関係三法の施行 ・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 ・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 ・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 7月 e-Japan戦略Ⅱの策定 電子政府構築計画の策定 1 2月 各府省情報化統括責任者（CIO）補佐官等連絡会議の設置
平成16年 (2004年)	1月 3月 4月 1 1月	公的個人認証サービスの開始 全地方公共団体が「総合行政ネットワーク」に接続 電子自治体のシステム構築のあり方に関する検討会発足 日韓電子政府・電子自治体交流会議	6月	電子政府構築計画の改定
平成17年 (2005年)	5月 6月 7月	ICTを活用した地域社会への住民参画のあり方に関する研究会発足 自治体ISACの具体化のための調査研究会発足（18年3月最終報告） 地方公共団体の情報セキュリティレベルの評価に係る制度の在り方に関する検討会発足（18年3月最終報告） 住民基本台帳カードの利活用手法等に関する検討会発足（18年3月最終報告）	1月 4月 5月	地方税電子申告システム（eL TAX）運用開始 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（e-文書法）の施行 個人情報の保護に関する法律の完全施行 情報セキュリティ政策会議の設置
平成18年 (2006年)	4月 7月 9月 1 1月	業務・システム刷新化の手引き公表（自治体EA事業） 住民参画システム利用の手引き公表 電子自治体オンライン利用促進指針策定 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（全部改定） 自治体ISAC実証実験開始 公的個人認証サービスの利活用のあり方に関する検討会発足 Web2.0時代の地域のあり方に関する研究会発足	1月 2月 3月 8月 1 1月	IT新改革戦略の策定 第一次情報セキュリティ基本計画 オンライン利用促進のための行動計画 電子政府推進管理室（GPMO）発足 電子政府評価委員会発足 電子政府推進計画の策定 電子署名にかかる地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律の施行

平成19年 (2007年)	1月 システム効率化ベストプラクティス公表 3月 新電子自治体推進指針策定 自治体CEPTOAR創設 5月 電子自治体推進のための住民アンケートと改善のポイント公表 6月 住民基本台帳に係る電算処理の委託等に関する検討会発足 7月 地方公共団体におけるセキュリティ監査に関するガイドラインの公表(全部改定) 地方公共団体におけるITガバナンスの強化ガイド公表 10月 オンライン利用促進ワーキンググループ及びセキュリティワーキンググループ設置	2月 「セキュリティの日」創設 3月 GISアクションプログラム2010策定 8月 電子政府推進計画の改定 地理空間情報活用推進基本法施行
平成20年 (2008年)	3月 統合型GIS推進指針の公表 オンライン利用促進ワーキンググループ報告書(「携帯電話を活用した電子申請システムの構築」、「地方公共団体における証明書等の電子交付等」)の公表 8月 地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画(BCP)策定に関するガイドラインの公表 11月 第1回日韓電子自治体政策交流会議	4月 地理空間情報活用推進基本計画の策定 6月 IT政策ロードマップ策定 オンライン利用拡大推進団の設置 9月 オンライン利用拡大行動計画の策定
平成21年 (2009年)	1月 オンライン利用促進ワーキンググループ報告書(「インセンティブ付与」、「証明書のペーパーレス化」)の公表 3月 セキュリティワーキンググループ検討結果(「外部委託に伴う個人情報漏洩防止対策に関する検討について」、「情報資産のリスク分析に関する検討について」)の公表 地方公共団体ASP・SaaS活用推進会議第一次中間報告の公表 5月 地理空間情報に関する地域共同整備推進ガイドラインの公表	2月 第二次情報セキュリティ基本計画 4月 デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プランの策定 7月 i-Japan戦略2015の策定
平成22年 (2010年)	4月 地方公共団体におけるASP・SaaS導入活用ガイドラインの公表 7月 自治体クラウド推進本部設置 10月 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(一部改定) 地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン(一部改定)	2月 「情報セキュリティ月間」創設 5月 新たな情報通信技術戦略の策定 国民を守る情報セキュリティ戦略 6月 新たな情報通信技術戦略工程表の策定 新成長戦略(閣議決定)
平成23年 (2011年)	6月 自治体クラウド推進本部有識者懇談会とりまとめの公表 8月 自治体クラウドへの取組を支援するため、特別交付税による地方財政措置を創設	8月 電子行政推進に関する基本方針 新たなオンライン利用に関する計画
平成24年 (2012年)	1月 災害に強い電子自治体に関する研究会発足 6月 中間標準レイアウト仕様の公表	3月 地理空間情報活用推進基本計画の策定 8月 政府CIO任命
平成25年 (2013年)	4月 地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画(ICT-BCP)初動版サンプルの公表 7月 電子自治体の取組みを加速するための検討会発足 12月 番号クラウド推進プロジェクトチーム発足	5月 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の成立 6月 世界最先端IT国家創造宣言
平成26年 (2014年)	3月 電子自治体の取組みを加速するための10の指針の策定 地方公共団体における情報セキュリティ対策の向上に関する研究会発足 10月 「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」フォローアップ検討会発足 11月	6月 「経済財政運営と改革の基本方針2014」 「日本再興戦略」改訂2014 「世界最先端IT国家創造宣言」(改定)
平成27年 (2015年)	3月 「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」フォローアップ検討会報告書公表 情報セキュリティポリシーガイドラインを改定 7月 「自治体情報セキュリティ対策検討チーム」発足 11月 自治体情報セキュリティ対策検討チーム報告「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に向けて」	6月 「国・地方IT化・BPR推進チーム第一次報告」 「経済財政運営と改革の基本方針2015」 「日本再興戦略」改訂2015 「世界最先端IT国家創造宣言」(改定)
平成28年 (2016年)	8月 自治体クラウドの現状分析とその導入に当たっての手順とポイントの策定 9月 自治体クラウド導入サポート員発足	4月 「国・地方IT化・BPR推進チーム第二次報告」 5月 「世界最先端IT国家創造宣言」(改定) 6月 「経済財政運営と改革の基本方針2016」 「日本再興戦略2016」 12月 官民データ活用推進基本法の施行 3月 地理空間情報活用推進基本計画の策定
平成29年 (2017年)		3月 地理空間情報活用推進基本計画の策定